

土木工事の施工管理基準 及び規格値

令和8年4月

大分県土木建築部

大分県農林水産部

目 次

土木工事の施工管理基準及び規格値	総 - 1
1. 工 程 管 理	1 - 1
(1) 工程管理基準	1 - 1
(2) 工事履行報告	1 - 1
(3) 実施工程表の作成	1 - 1
(4) 工程表の大きさ	1 - 1
(5) 計画工程表の作成にあたり考慮すべき事項	1 - 1
工事月報及び工事履行報告書作成要領	1 - 2
2. 出 来 形 管 理	
(1) 出来形管理基準及び規格値	
・ 目 次	2-目-1
・ 共 通 編	2 - 1
・ 土木工事共通編	2 - 8
・ 港 湾 編	2 -92
・ 港 湾 海 岸 編 (港湾編準用)	
・ 河 川 編	2 -101
・ 河 川 海 岸 編	2 -107
・ 砂 防 編	2 -114
・ ダ ム 編	2 -119
・ 道 路 編	2 -124
・ 農業農村整備編	2 -150
・ 森 林 土 木 編	2 -178
・ 漁 港 漁 場 編	2 -190
・ 「多自然川づくり施工管理基準(案)」の要点及び運用について	2 -202
3. 写 真 管 理	
(1) 写真管理基準	3-総-1
(2) 工事写真の分類	3-総-1
(3) 工事写真の撮影及び提出頻度	3-総-1
(4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理	3-総-1
(5) 工事写真の省略	3-総-1
(6) 工事写真の編集等	3-総-2
(7) 工事写真の色彩	3-総-2
(8) 工事写真の大きさ	3-総-2
(9) 工事写真帳の大きさ	3-総-2
(10) 工事写真の提出部数及び形式	3-総-2
(11) 工事写真の整理方法	3-総-2
(12) 写真管理における留意事項	3-総-2

(13) 目次	3-目-1
(14) 撮影箇所一覧表	3 - 1

4. 品質管理

(1) 品質管理基準	4 - 1
(2) 品質管理	4 - 1
(3) 品質管理の方法	4 - 1
(4) 管理資料のまとめ方	4 - 1
(5) 公的試験機関	4 - 1
(6) 骨材・土質関係試験書の有効期間	4 - 2
(7) 試験書について	4 - 2
(8) 品質管理基準及び規格値	4 - 3
目次	4 - 4
(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ	4 - 32
(10) コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定試験基準について	4 - 33
(11) 公的試験機関及び補完する試験機関の試験項目	4 - 34

※ 下記項目の作成については、別に定める「**土木工事施工管理の手引**」による。

詳細は大分県ホームページ「土木工事施工管理の手引き」で検索。

- 1) 施工計画書作成の手引
- 2) 工事に係る提出資料
- 3) 設計図書の照査・工事測量の成果
- 4) 工程管理
- 5) 品質管理
- 6) 出来形管理
- 7) 写真管理
- 8) 安全管理
- 9) 参考資料

土木工事の施工管理基準及び規格値

1. 目的

土木工事の施工管理基準及び規格値（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

この管理基準は、土木工事の施工について、**契約図書**に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保と、円滑かつ合理的な施工の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、大分県農林水産部及び土木建築部が発注する土木請負工事に適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

3. 規格値

- (1) 規格値とは、設計数値と出来上がり数値との差の許容限界をいう。
- (2) 原則として個々の測定値はすべて規格値の範囲内になければならない。
- (3) 規格値は、個々の測定値に対するもので、その平均値（延長については合計延長、面積については合計面積）は設計数値を下廻ってはならない。
(注) ダム、擁壁等で全延長がマイナス規格となっているもの、上流側、センター下流側の平均値は設計数値以上でなければならない。
- (4) 構造物の法勾配について、規格値が示されていないものについては、設計数値以上とする。ただし、高さ、幅等個々の規格値を満たさなければならない。
- (5) 切土、盛土の法勾配については、設計数値以上とし、労働安全衛生規則を満たさなければならない。

4. 管理基準

施工管理の基準は次のとおりとする。

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 写真管理
- (4) 品質管理

5. 管理の実施

- (1) 受注者は、施工管理を実施するに当って施工管理担当者を定め監督員に**届け出**なければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を掌握し、常に適切な管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等は、工事の施工と並行して速やかに実施し、管理の目的が達せられるようにしなければならない。

- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果は、その都度逐次管理図表、出来形図、工程能力図及び同付表等に記録しておかなければならない。
- (5) 受注者は、側定値及び試験値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値を外れる場合は、受注者の負担でその原因を追求し、監督員と**協議**のうえ、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。
- (6) 受注者は、出来形確認、中間検査及び完成検査に際して管理図表、出来形図表並びに工所用材等の品質証明書（正本）及び試験結果報告書(正本)等を監督員に**提出**しなければならない。
- (7) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

6. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
工程管理は、監督員に提出した**計画工程表**により工事の進捗を管理するものとする。
- (2) 出来形管理
出来形管理は、設計数値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形図を作成し、別に定める「**出来形管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。
なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。
- (3) 写真管理
写真管理は、工事着手前の状況、施工段階及び完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、材料の寸法及び品質、並びに安全管理状況及び工事中の災害状況を別に定める「**写真管理基準**」に基づき管理するものとする。
- (4) 品質管理
品質管理は、別に定める「**品質管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。

7. その他

- (1) 情報化施工
10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）**第2編** 土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。
- (2) 3次元データによる出来形管理
ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。
また、農業農村整備工事のほ場整備工事並びに管水路工事のICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の規

定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

※1 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001396085.pdf>

※2 「情報化施工技術の活用ガイドライン」については、農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/220812-2.pdf>

1. 工程管理

令和8年4月

1 工 程 管 理

(1) 工程管理基準

工程管理は、工事内容、工期及び現場の実情に応じて作成した**計画工程表**(バーチャート又はネットワーク)により**管理**するものとする。工事の種類、規模を問わずすべての工事について実施するものとする。また、**変更指示及び契約変更**があった場合は、**残工事に対する変更工程表**を作成するものとする。

(2) 工事履行報告

受注者は、工事請負契約約款第 11 条に規定する工事の**進捗状況を翌月 5 日迄**に、監督員に**報告**するものとする。なお履行報告の様式は後述の「工事月報及び工事履行報告書作成要領」に基づき作成するものとする。

(3) 実施工程表の作成

受注者は、計画工程に対する実施工程を管理するものとする。

- 1) 計画工程の**下段に赤書きで実施工程**を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、出来形検査など特記すべき事項を記入する。

(4) 工程表の大きさ

工程表の大きさはA 4 判又はA 4 判の倍程度にまとめるものとする。

(5) 計画工程表作成にあたり考慮すべき事項

- ① 工事及び作業の制約
 - ・ 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
 - ・ 現道工事等施工箇所^の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
 - ・ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
 - ・ 公害防止対策のための施工時間、施工方法。

等によっても、工事及び作業の制約を受けることがある。

- ② 環境(地形、地質、気象、水理等)を考慮した施工計画
- ③ 施工順序
- ④ 労務、機械の使用計画
- ⑤ 作業能力及び標準稼働時間の決定
- ⑥ 工事期間の作業可能日数の算定
- ⑦ 立会、段階確認(社内検査)の計画

工事月報及び工事履行報告書作成要領

1. 目的

工事請負契約約款第 11 条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。」と規定されている。

そこで本章は、工事履行報告書及び基礎資料となる工事月報の作成要領を取りまとめたものである。

2. 作成上の留意点

2-1 工事月報

- (1) 工事月報は、受注者が作成し保管する。（原則提出不要。監督員が進捗状況の確認を必要とする場合には、指示書により提出を求める。）
- (2) 出来高数量は、契約数量が一式又は一式（ ）表示の場合は進捗年数量表示の場合は数量で記入する。
- (3) 累計出来高は進捗率を記入する。
- (4) 出来高数量は下記について確認できた数量とする。
 - ① 切土（掘削、積込、運搬）は運搬まで完了した土量。
 - ② 盛土（敷均し、転圧）は転圧まで完了した土量。
 - ③ 鉄筋工は組立が完了した鉄筋重量。
 - ④ コンクリートは打設完了後 1 週間以上経過し、所要強度の確認又は推定できたコンクリート立積。
 - ⑤ 型枠工は脱枠が完了した型枠面積。
 - ⑥ 仮設工（足場工、支保工、土留工、水替工等）で仮設期間が長期間に及ぶものは、その期間の進捗率を出来高に反映させる。
 - ⑦ その他出来高が確認できた数量。

2-2 工事履行報告書

- (1) 工事履行報告書は、受注者が工事月報を基に作成し、翌月 5 日迄に提出する。（監督員が確認する。）
- (2) 工事履行報告書の用紙規格は A-4 縦とする。
- (3) 状況写真を数枚程度添付する。
- (4) 実施工程表の添付は原則不要。中間前金払認定請求を行う場合のみ添付する。
- (5) 指示・承諾・協議書の添付は要しない。

3. 作成要領

3-1 工事月報

- (1) 工事月報の用紙規格は A-4 縦とする。

- (2) 対象費目は直接工事費とし、間接費は記入しなくてよい。
- (3) 契約数量は工事数量総括表の数量とし、当該月に変更指示があった場合は、当該月の契約数量の上段に（ ）朱書で記入する。一式契約の場合も工事内容に変更があった場合は、同じく上段に（一式）朱書で記入する。また、この記入は契約変更の前月まで続行する。また、この変更指示数量については、当該月に契約変更があったものとして計算する。
- (4) 出来高数量は概算でよい。
- (5) 記事欄については下記事項を記入する。
 - ① 変更指示内容（指示年月日、番号、指示数量）
 - ② 工事中止及び解除内容（通知年月日・中止期間等）
 - ③ 災害、事故その他特記すべき重要事項
- (6) 出来高進捗率の算出手順を下記に示す。次ページ出来高進捗率の算出例及び月報作成例を加え参照されたい。
 - ① 各工種内訳金額は工事請負者の見積金額とし、直接工事費を算出する。
 - ② 直接工事費を100%として、工種、種別、細別、の順に順次構成率を算出する。
(2) → (3) → (4)
 - ③ 各細別（又は種別）の当該月までの出来高数量及び契約数量が一式又は一式（ ）の場合は、積み上げ計算により進捗率を算出し(5)に記入する。
 - ④ 各細別(又は種別)の契約数量に対する出来高数量の進捗率を算出して(6)に記入する。この場合契約数量が一式又は一式（ ）の場合は、その進捗率をそのまま記入する。この数値を月報の細別（又は種別）の累計出来高欄に記入する。
 - ⑤ 各細別の出来高構成率(7)を算出する。
 - ⑥ 一つの種別に複数の細別がある場合は、細別(7)を集計(8)し、当該種別の構成率に対する出来高進捗率(9)を算出する。この数値を月報の種別の累計出来高欄に記入する。又、細別を含まない種別は、当該種別の出来高構成率(8)を算出する。
 - ⑦ 一つの工種に複数の種別がある場合は、種別(8)の集計(10)及び当該工種の構成率に対する出来高進捗率を算出する。この数値を月報の工種の累計出来高欄に記入する。
 - ⑧ 各工種(10)を累計(12)する。これが直接工事費の出来高進捗率となる。この数値を月報の直接工事費の累計出来高欄に記入する。

3-2 工事履行報告書

- (1) 工事履行報告書の用紙規格はA-4縦とする。
- (2) 施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- (3) 前項の工事月報で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。尚、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

4. 作成例

作成例については次頁に示す。

出来高進捗率の算出例

工種	種別	細別	単 位	契約数量 (1),	見積額 (千円)	構成率			累計出来高		細別 出来高 構成率(7) =(4)×(6) ÷100	種別 出来高 構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	累計出来高 進捗率(9) (8)÷(3)×100 又は(5)	工種 出来高構成率 (10) =Σ(8)	累計出来高 進捗率 (11)	算出 出来高 進捗率 (12) Σ(9)
						工種 (2)	種別 (3)	細別 (4)	数量 (5)	進捗率(6)= (5)÷(1)×100 又は(5)						
直 接 工 事 費					184,110	100										7.6+0.6+9.9+5.0+…… =24.7%
土 工					52,550	28.5								0.7+6.9=7.6	7.6÷28.5× 100=26.7%	
	切 土				17,790		9.6					0.6+0.1= 0.7	0.7÷9.6× 100=7.3%			
		砂 質 土	回 式	(14,268) 1	6,370			3.4	(2,650) 18.6%	18.6%	3.4×18.6+ 100=0.6					
		軟 岩	(1) 回 式	(11,023) 1	11,420			6.2	(200) 1.8%	1.8%	6.2×1.8+ 100=0.1					
	盛 土				34,760		18.9					0.1+0.1+ 6.7=6.9	6.9÷18.9× 100=36.5%			
		自 工 区 流 用 土	回 式	(24,415) 1	3,220			1.7	(2,100) 8.6%	8.6%	1.7×8.6+ 100=0.1					
		発 生 土	回 式	(1,951) 1	320			0.2	(1,250) 64.1%	64.1%	0.2×64.1+ 100=0.1					
		採 取 土	回 式	(32,758) 1	31,220			17.0	(12,900) 39.4%	39.4%	17.0×39.4 +100=6.7					
法 面 工					5,210	2.8								0.1+0.4+0.1= 0.6	0.6+2.8× 100=21.4%	
	切 土 法 面 工	整 形	回 式	(1,865) 1	1,400			0.7	(280) 15.0%	15.0%	0.7×15.0 +100=0.1					
	盛 土 法 面 工	整 形	回 式	(4,256) 1	2,365			1.3	(1,380) 32.4%	32.4%	1.3×32.4 +100=0.4					
	人 張 芝 工		m ²	4,256	1,445			0.8	700 ×100=16.4%	16.4%	0.8×16.4 +100=0.1					
擁 壁 工					90,740	49.3								5.2+3.8+0.9 =9.9	9.9÷49.3× 100=20.1%	
	逆 T 擁 壁		(m) 式	(151) 1	67,800			36.8	(0) 14.2%	14.2%	36.8×14.2 +100=5.2					樹出来高延長は0であるが、床掘及び基礎工が1部 完了したため積み上げ計算の結果14.2%となった。
	重 力 式 擁 壁				13,060			7.1			1.6+2.2= 3.8	3.8÷7.1× 100=53.5%				
		1 重 力 式 擁 壁	号 式	(45) 1	4,230			2.3	(32) 71.1%	71.1%	2.3×71.1 +100=1.6					
		2 重 力 式 擁 壁	号 式	(65) 1	8,830			4.8	(30) 46.2%	46.2%	4.8×46.2 +100=2.2					
	ブ ロ ッ ク 積 擁 壁		回 式	(528) 1	9,880			5.4	(85) 16.1%	16.1%	5.4×16.1 +100=0.9					
函 渠 工					19,010	10.3								4.0+1.0=5.0	5.0÷10.3× 100=48.5%	
	1 函 渠 工	号 工	式	1	12,080			6.5	62.2%	62.2%	6.5×62.2 +100=4.0					
	2 函 渠 工	号 工	式	1	6,930			3.8	25.4%	25.4%	3.8×25.4 +100=1.0					

工 事 月 報

工事名		○○地区○○工事			請負者名		○○建設機		平成○年○月○日
工種	種別	細別	単位	契約数量	出来高数量			累計 出来高 %	記 事
					前期迄	今 期	累 計		
直接 工事費								24.7	
土 工								26.7	
	切 土							7.3	
		砂 質 工	㎥ 式	(14,268) 1	(800) 5.6%	(1,850) 13.0%	(2,650) 18.6%	18.6	
		軟 岩 (I)	㎥ 式	(11,023) 1	0	(200) 1.8%	(200) 1.8%	1.8	
	盛 土							36.5	
		自 流 工 用 区 土	㎥ 式	(24,415) 1	(700) 2.9%	(1,400) 5.7%	(2,100) 8.6%	8.6	
		発 生 土	㎥ 式	(1,951) 1	(950) 48.7%	(300) 15.4%	(1,250) 64.1%	64.1	
		採 取 土	㎥ 式	(32,758) 1	(4,600) 14.0%	(8,300) 25.4%	(12,900) 39.4%	39.4	
法面工								21.4	
	切 土 法面整形工		㎥ 式	(1,865) 1	0	(280) 15.0%	(280) 15.0%	15.0	
	盛 土 法面整形工		㎥ 式	(4,256) 1	(300) 7.0%	(1,080) 25.4%	(1,380) 32.4%	32.4	
		人工張芝工	m	4,256	0	700	700	16.4	
擁壁工								20.1	
	逆 T 擁 壁		㎥ 式	(151) 1	(0) 4.5%	(0) 9.7%	(0) 14.2%	14.2	
	重 力 式 擁 壁							53.5	
		1 号 重 力 式 擁 壁	㎥ 式	(45) 1	0	(32) 71.1%	(32) 71.1%	71.1	
		2 号 重 力 式 擁 壁	㎥ 式	(65) 1	0	(30) 46.2%	(30) 46.2%	46.2	
	ブ ロ ッ ク 積 擁 壁		㎥ 式	(528) 1	0	(85) 16.1%	(85) 16.1%	16.1	
函渠工								48.5	
	1 号 函 渠 工		式	1	13.3%	48.9%	62.2%	62.2	
	2 号 函 渠 工		式	1	6.1%	19.3%	25.4%	25.4	

出来高進捗率の算出例

工種	種別	細別	単位	契約数量 (1)	見積額 (千円)	構成率			累計出来高		種別			工種		費目
						工種 (2)	種別 (3)	細別 (4)	数量 (5)	進捗率(6)= (5)÷(1)×100 又は(5)	出来高 構成率(7)= (4)×(6) ÷100	出来高 構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	累計出来高 進捗率(9) (8)÷(3)×100 又は(5)	出来高構成率 (10) =Σ(8)	累計出来高 進捗率 (11)	
直 接 工 事 費					190,270	100										16.2+1.4+36.5+8.8+…… =69.4%
土 工					56,300	29.6								2.3+13.9= 16.2	16.2+29.6× 100=54.7%	
	切 土				17,800		9.4					1.9+0.4= 2.3	2.3÷9.4× 100=24.5%			
		砂 質 土	圓 式	(16,976) 1	7,850			4.1	(7,850) 46.2%	46.2%	4.1×46.2÷ 100=1.9					
		軟 岩	圓 式	(9,604) 1	9,950			5.3	(690) 7.2%	7.2%	5.3×7.2÷ 100=0.4					
	盛 土				38,500		20.2					0.5+0.1+ 13.3=13.9	13.9÷20.2× 100=68.8%			
		自 工 区 流 用 土	圓 式	(25,366) 1	3,350			1.7	(7,560) 29.8%	29.8%	1.7×29.8÷ 100=0.5					
		発 生 土	圓 式	(2,138) 1	350			0.2	(1,500) 70.2%	70.2%	0.2×70.2÷ 100=0.1					
		採 取 土	圓 式	(36,514) 1	34,800			18.3	(26,600) 72.8%	72.8%	18.3×72.8 ÷100=13.3					
法 面 工					6,060	3.2								0.2+0.8+0.4 =1.4	1.4÷3.2×100 =43.8%	
	切 土 法 面 工	整 形	圓 式	(2,126) 1	1,590			0.8	(630) 29.6%	29.6%	0.8×29.6 ÷100=0.2					
	盛 土 法 面 工	整 形	圓 式	(4,988) 1	2,775			1.5	(2,700) 54.1%	54.1%	1.5×54.1 ÷100=0.8					
	人 堀 芝 工		m ²	4,988	1,695			0.9	2,300 ×100=46.1%	46.1%	0.9×46.1 ÷100=0.4					
擁 壁 工					92,300	48.5								26.0+5.8+ 4.7=36.5	36.5÷48.5× 100=75.3%	
	逆 T 擁 壁		圓 式	(151) 1	67,800			35.6	(60) 73.0%	73.0%	35.6×73.0 ÷100=26.0					
	重 力 式 擁 壁				13,060			6.9			2.2+3.6= 5.8	5.8÷6.9× 100=84.1%				出 来 高 延 長 は 60m で、 そ の 進 捗 率 は 40% である が 床 堀 及 び 基 礎 工 が 完 了 し た た め 積 上 げ 計 算 の 結 果 73% とな った。
		1 重 力 式 擁 壁	号 壁 号 式	(45) 1	4,230			2.2	(45) 100%	100%	2.2×100÷ 100=2.2					
		2 重 力 式 擁 壁	号 壁 号 式	(65) 1	8,830			4.7	(50) 76.9%	76.9%	4.7×76.9÷ 100=3.6					
	ブ ロ ッ ク 積 擁 壁		圓 式	(609) 1	11,390			6.0	(480) 78.8%	78.8%	6.0×78.8 ÷100=4.7					
函 渠 工					19,010	10.0								6.0+2.8=8.8	8.8+10.0× 100=88.0%	
	1 函 渠 工	号 工 号 式	式	1	12,080			6.3	95.8%	95.8%	6.3×95.8 ÷100=6.0					
	2 函 渠 工	号 工 号 式	式	1	6,930			3.7	75.3%	75.3%	3.7×75.3 ÷100=2.8					

工 事 月 報

工事名		〇〇地区〇〇工事			請負者名		〇〇建設機		平成〇年〇月〇日	
工種	種別	細別	単位	契約数量	出来高数量			累計出来高%	記事	
					前期迄	今期	累計			
直接工事費								69.4	〇月〇日 第〇号監督員指示	
土工								54.7		
	切土							24.5		
		砂質工	㎡	(16,979) (14,268)	(2,650) 18.6%	(5,200) 30.6%	(7,850) 46.2%	46.2		
		軟岩(1)	㎡	(9,604) (14,268)	(200) %	(490) 5.1%	(690) 7.2%	7.2		
	盛土							68.8		
		自工区 流用土	㎡	(25,366) (24,415)	(2,100) 8.6%	(5,460) 21.5%	(7,560) 29.8%	29.8		
		発生土	㎡	(2,138) (1,951)	(1,250) 64.1%	(250) 11.7%	(1,500) 70.2%	70.2		
		採取土	㎡	(36,514) (32,758)	(12,900) 39.4%	(13,700) 37.5%	(26,600) 72.8%	72.8		
法面工								43.8		
	切土 法面整形工		㎡	(2,126) (1,865)	(280) 15.0%	(350) 16.5%	(630) 29.6%	26.9		
	盛土 法面整形工		㎡	(4,988) (4,256)	(1,380) 32.4%	(1,320) 26.5%	(2,700) 54.1%	54.1		
		人工張芝工	㎡	(4,988) 4,256	700	1,600	2,300	46.1		
擁壁工								75.3	〇月〇日 第〇号監督員指示	
	逆T擁壁		㎡	(151) 1	(0) 14.2%	(60) 58.8%	(60) 73.0%	73.0		
	重力式擁壁							84.1		
		1号 重力式擁壁	㎡	(45) 1	(32) 71.1%	(13) 28.9%	(45) 100%	100		
		2号 重力式擁壁	㎡	(65) 1	(30) 46.2%	(20) 30.7%	(50) 76.9%	76.9		
	ブロック積 擁壁		㎡	(609) (528)	(85) 16.1%	(395) 64.9%	(480) 78.8%	78.8		
〇〇渠工								88.0		
	1号函渠工		式	1	62.2%	33.6%	95.8%	95.8		
	2号函渠工		式	1	25.4%	49.9%	75.3%	75.3		

工種	種別	細別	単位	数量
土工				
	切土			
		砂質土	㎡	(16,979) 1
		軟岩(1)	㎡	(9,604) 1
	盛土			
		自工区 流用土	㎡	(25,366) 1
		発生土	㎡	(2,138) 1
		採取土	㎡	(36,514) 1
法面工				
	切土 法面整形工		㎡	(2,126) 1
	盛土 法面整形工		㎡	(4,988) 1
		人工張芝工	㎡	4,988

工種	種別	細別	単位	数量
擁壁工				
		ブロック 積擁壁	㎡	(609) 1

2. 出来形管理

令和8年4月

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土	2-3-2	1	掘削工			2-1	
	2-3-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-1	
	2-3-2	3	掘削工(水中部) (面管理の場合)			2-2	
	2-3-3	1	盛土工			2-2	
	2-3-3	2	盛土工 (面管理の場合)			2-3	
	2-3-4			盛土補強工	補強土(テールアルメ) 壁工法		2-4
					多数アンカー式補強土工		2-4
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-4
	2-3-5			法面整形工	盛土部		2-4
	2-3-6			堤防天端工			2-4
第4節 道路土工	2-4-2	1	掘削工			2-5	
	2-4-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-5	
	2-4-3	1	路体盛土工			2-6	
	2-4-3	2	路体盛土工 (面管理の場合)			2-6	
						2-6	
	2-4-4	1	路床盛土工			2-6	
	2-4-4	2	路床盛土工 (面管理の場合)			2-6	
						2-6	
2-4-5			法面整形工	盛土部		2-7	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て			2-7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工	鋼矢板		2-8	
				軽量鋼矢板		2-8	
				コンクリート矢板		2-8	
				広幅鋼矢板		2-8	
				可とう鋼矢板		2-8	
	2-3-5			縁石工	縁石・アスカープ		2-8
							2-8
							2-8
	2-3-6			小型標識工			2-8
							2-8
							2-8
	2-3-7			防止柵工	立入防止柵		2-9
					転落(横断)防止柵		2-9
					車止めポスト		2-9
	2-3-8	1		路側防護柵工	ガードレール		2-9
		2			ガードケーブル		2-9
	2-3-9			区画線工			2-10
	2-3-10			道路付属物工	視線誘導標		2-10
					距離標		2-10
	2-3-11			コンクリート面塗装工			2-10
	2-3-12	1		プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋		2-11
		2			スラブ橋		2-11
	2-3-13	1		ポストテンション桁製作工	桁製作工		2-11
	2-3-13	2		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)			2-12
							2-12
	2-3-14			プレキャストセグメント主桁組			2-12
	2-3-15			PCホースラフ製作工			2-12
	2-3-16	1		PC箱桁製作工	箱桁		2-13
		2			押出し箱桁		2-13
	2-3-17			根固ブロック工			2-13
	2-3-18			沈床工			2-14
	2-3-19			捨石工			2-14
2-3-22			階段工			2-14	
2-3-24	1		伸縮装置工	ゴムジョイント		2-14	
	2			鋼製フィンガージョイント		2-15	
	3			埋設型ジョイント		2-15	
2-3-26	1		多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-15	
	2			かごマット		2-15	
2-3-27	1		羽口工	じゃかご		2-16	
	2			ふとんかご、かご枠		2-16	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工種	2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		2-16	
				プレキャストパイプ工		2-16	
	2-3-29	1	側溝工	側溝工			2-17
		2		場所打水路工			2-17
		3		暗渠工			2-17
2-3-30		集水桝工			2-18		
2-3-31		現場塗装工				2-18	
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		2-19	
				砕石基礎工		2-19	
				割ぐり石基礎工		2-19	
				均しコンクリート		2-19	
	2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打			2-19
		2		プレキャスト			2-20
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭			2-20
		1		鋼管杭			2-20
		1		H鋼杭			2-20
		2		鋼管ソイルメント杭			2-20
	2-4-5		場所打杭工			2-20	
	2-4-6		深礎工			2-21	
2-4-7		オープンケーソン基礎工			2-21		
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			2-21		
2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-22		
第5節 石・ブロック積(張)工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-22	
		1		コンクリートブロック張		2-22	
		2		連節ブロック張り		2-22	
		3		天端保護ブロック		2-23	
	2-5-4		緑化ブロック工			2-23	
2-5-5		石積(張)工			2-23		
第6節 一般舗装工	2-6-6	4	橋面防水工	シート系 新規設定床版 防水層		2-24	
	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-25	
		2		下層路盤工 (面管理の場合)		2-25	
		3		上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-26	
		4		上層路盤工(粒度調整路盤工) (面管理の場合)		2-26	
		5		上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		2-27	
		6		上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工) (面管理の場合)		2-27	
		7		加熱アスファルト安定処理工		2-28	
		8		加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		2-28	
		9		基層工		2-29	
		10		基層工(面管理の場合)		2-29	
		11		表層工		2-30	
		12		表層工(面管理の場合)		2-30	
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-31	
		2		下層路盤工 (面管理の場合)		2-31	
		3		上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-32	
		4		上層路盤工(粒度調整路盤工) (面管理の場合)		2-32	
		5		上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		2-33	
		6		上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工) (面管理の場合)		2-33	
		7		加熱アスファルト安定処理工		2-34	
		8		加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		2-34	
		9		基層工		2-35	
		10		基層工(面管理の場合)		2-35	
11		表層工			2-36		
12	表層工(面管理の場合)		2-36				
2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-37		
	2		下層路盤工 (面管理の場合)		2-37		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第6節 一般舗装工	2-6-9	3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-38		
		4		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-38		
		5		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-39		
		6		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-39		
		7		加熱アスファルト安定処理工		2-40		
		8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-40		
		9		基層工		2-41		
		10		基層工（面管理の場合）		2-41		
		11		表層工		2-42		
		12		表層工（面管理の場合）		2-42		
		2-6-10		1	透水性舗装工	路盤工		2-43
				2		路盤工（面管理の場合）		2-43
	3		表層工			2-44		
	4		表層工（面管理の場合）			2-44		
	2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-45		
		2		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-45		
		3		基層工		2-46		
		4		基層工（面管理の場合）		2-46		
		5		表層工		2-47		
		6		表層工（面管理の場合）		2-47		
	2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-48		
		2		下層路盤工（面管理の場合）		2-48		
		3		粒度調整路盤工		2-49		
		4		粒度調整路盤工（面管理の場合）		2-49		
		5		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		2-50		
		6		セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		2-50		
		7		アスファルト中間層		2-51		
		8		アスファルト中間層（面管理の場合）		2-51		
		9		コンクリート舗装版工		2-52		
		10		コンクリート舗装版工（面管理の場合）		2-52		
		11		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		2-53		
		12		転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		2-53		
		13		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		2-54		
		14		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-54		
		15		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2-55		
		16		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		2-55		
		17		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		2-56		
		18		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		2-56		
		19		転圧コンクリート版工		2-57		
		20		転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-57		
	2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-58		
		2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-58		
		3		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-59		
		4		加熱アスファルト安定処理工		2-59		
		5		基層工		2-59		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-60
		2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-60
		3		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-61
		4		加熱アスファルト安定処理工		2-61
		5		基層工		2-61
	2-6-15	1	路面切削工			2-62
		2	路面切削工（面管理の場合）			2-62
	2-6-16		舗装打換え工			2-62
	2-6-17	1	オーバーレイ工（面管理の場合）			2-63
		2				2-63
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			2-64
	2-7-3		置換工			2-64
	2-7-4	1	表層安定処理工（ICT施工の場合）	サンドマット海上		2-65
		2		サンドマット海上		2-65
	2-7-5		パイルネット工			2-66
	2-7-6		サンドマット工			2-66
	2-7-7		パーチカルドレーン	サンドドレーン工		2-67
				ペーパードレーン工		2-67
				袋詰式サンドドレーン工		2-67
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		2-67
	2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		2-67
				高圧噴射攪拌工		2-67
				スラリー攪拌工		2-67
				生石灰パイル工		2-67
スラリー攪拌工					2-67	
2		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編（固結工（スラリー攪拌工）・パーチカルドレーン工編）」による管理の場合		2-68		
3		中層混合処理		2-68		
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-69
		1		鋼矢板		2-69
		2		アンカー工		2-69
		3		連節ブロック張り工		2-69
		4		締切盛土		2-69
	5	中詰盛土		2-70		
	2-10-9		地中連続壁工（壁）			2-70
2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			2-70	
2-10-22		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-84	
第11節 軽量盛土工	2-11-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第12節 工場製作工（共通）	2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		2-71
						2-72
		2		鋳造費（大型ゴム支承）		2-72
		3		仮設材製作工		2-73
	2-12-3	1	桁製作工	刃口金物製作工		2-73
				仮組立による検査を実施する場合		2-74
				シミュレーション仮組立検査を行う場合		2-75
				仮組立検査を実施しない場合		2-76
				鋼製堰堤製作工（仮組立時）		2-77
					2-78	
	2-12-4		検査路製作工			2-78
	2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			2-78
	2-12-6		落橋防止装置製作工			2-79
	2-12-7		橋梁用防護柵製作工			2-79
	2-12-8		アンカーフレーム製作工			2-79
2-12-9		プレビュー用桁製作			2-80	
2-12-10		鋼製排水管製作工			2-80	
2-12-11		工場塗装工			2-81	
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		2-82
				ケーブルクレーン架設		2-82
				ケーブルエレクション架		2-82
				架設桁架設		2-82
				送出し架設		2-82
				トラバラークレーン架設		2-82

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工 (コンクリート)	クレーン架設		2-83	
				架設桁架設		2-83	
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工支保工	固定		2-83	
				移動		2-83	
			架設桁架設	片持架設		2-83	
				押し架設		2-83	
第14節 法面工(共通)	2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-84	
				張芝工		2-84	
				筋芝工		2-84	
				市松芝工		2-84	
				植生シート工		2-84	
				植生マット工		2-84	
				植生筋工		2-84	
				人工張芝工		2-84	
				植生穴工		2-84	
				植生基材吹付工		2-84	
	客土吹付工		2-84				
	2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		2-85	
				モルタル		2-85	
				簡易法砕工		2-85	
	2-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		2-86	
				現場吹付法砕工		2-86	
	2-14-4	2		プレキャスト法砕工		2-87	
2-14-6				1	アンカー工		2-87
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		2-88	
				2-15-2		プレキャスト擁壁工	
	2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		2-89	
				多数アンカー式補強土工		2-89	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-89	
2-15-4		井桁ブロック工		2-89			
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-90	
				2	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		2-90
				3	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		2-91
第18節 床版工	2-18-2		床版工			2-91	

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3章 一般施工							
第3節 共通の工種	3-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-92	
				グラブ浚渫		2-92	
				硬土盤浚渫		2-92	
				砕岩浚渫		2-92	
				バックホウ浚渫		2-92	
	3-3-6	1	2	圧密・排水工	サンドドレーン		2-92
					敷砂		2-92
					敷砂均し		2-92
					載荷土砂		2-92
					ペーパードレーン		2-92
	3-3-7	2		締固工	サンドコンパクションパイル		2-92
					敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
					敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
	3-3-8	1		固化工	深層混合処理杭		2-92
					敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
					敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
	3-3-9			洗掘防止工	吸出し防止材		2-93
	3-3-10			中詰工			2-93
	3-3-11			蓋コンクリート工			2-93
3-3-13			鋼矢板工			2-93	
3-3-14	4	5	控工	腹起		2-93	
				タイ材		2-94	
3-3-15			鋼杭工			2-94	
3-3-16			コンクリート杭			2-94	
3-3-17			防食工			2-94	
第5節 海上地盤改良工	3-5-2		床堀工			2-95	
				ポンプ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				グラブ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				硬土盤浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				砕岩浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
	バックホウ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92				
	3-5-6			置換工			2-95
	3-5-7			圧密・排水工	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92	
3-5-8			締固工	第4編3-3-7締固工	2-92		
3-5-9			固化工	第4編3-3-8固化工	2-92		
第6節 基礎工	3-6-3		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93	
	3-6-4		基礎捨石工			2-95	
	3-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99	
基礎ブロック据付					2-95		
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2		ケーソン製作工			2-96	
	3-7-3		ケーソン進水据付工			2-96	
	3-7-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93	
	3-7-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93	
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2		本体ブロック製作工			2-97	
	3-8-3		本体ブロック据付工			2-97	
	3-8-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93	
	3-8-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93	

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2		掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-10-3		本体捨石工		第4編3-6-4基礎捨石工	2-95
	3-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
捨ブロック据付				第4編3-6-6基礎ブロック工	2-95	
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2		鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
	3-11-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2		コンクリート矢板工			2-97
	3-12-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第13節 本体工(鋼杭式)	3-13-2		鋼杭工		第4編3-3-15鋼杭工	2-94
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2		コンクリート杭工		第4編3-3-16コンクリート杭工	2-94
第15節 被覆・根固工	3-15-2		被覆石工			2-97
	3-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
				被覆ブロック据付		2-97
3-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99	
			根固ブロック据付	第4編3-15-4被覆ブロック工	2-97	
第16節 上部工	3-16-2		上部コンクリート工			2-98
	3-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
				上部ブロック据付		2-98
第17節 付属工	3-17-2		係船柱工			2-98
	3-17-3		防舷材工			2-99
	3-17-4		車止・縁金物工			2-99
	3-17-5		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第18節 消波工	3-18-2		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-18-3	1	消波ブロック工	消波ブロック製作		2-99
				消波ブロック据付		2-99
第19節 裏込・裏埋工	3-19-2		裏込工			2-99
	3-19-4		裏埋工			2-100
第20節 維持補修工	3-20-3		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第21節 仮設工	3-21-2		仮設鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
					3-3-15鋼杭工	2-94
	3-21-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
					3-3-15鋼杭工	2-94

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防、防潮堤、護岸						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(鋼矢板式)				第4編第3章第13節本体工(鋼矢板式)	
第9節	本体工(コンクリート矢板式)				第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第10節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第11節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-98
第12節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-99
第13節	裏込・裏埋工				第4編第3章第19節裏込・裏埋工	2-99
第14節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第15節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第2章 突堤						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)				第4編第3章第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	
第9節	本体工(鋼矢板式)				第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第10節	本体工(コンクリート矢板式)				第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第11節	本体工(鋼杭式)				第4編第3章第13節本体工(鋼杭式)	
第12節	本体工(コンクリート杭工)				第4編第3章第14節本体工(コンクリート杭工)	
第13節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-99
第16節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第3章 離岸堤						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)				第4編第3章第10節本体工(捨石・捨ブロック式)	
第13節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-99
第4章 樋門・水門						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第16節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第5章 養砂						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65	
	1-4-3		パイルネット工		第3編2-7-5パイルネット工	2-66	
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-67	
	1-4-5		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67	
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67	
第5節 護岸基礎工	1-5-3		基礎工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	2-19	
	1-5-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
第6節 矢板護岸工	1-6-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	2-19	
	1-6-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
第7節 法覆護岸工	1-7-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
	1-7-4		護岸付属物工			2-101	
	1-7-5		緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	2-23	
	1-7-6		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
	1-7-7		石積（張）工		第3編2-5-5石積（張）工	2-23	
	1-7-8		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86	
	1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
	1-7-10		吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85	
	1-7-11		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84	
	1-7-12		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-4	
	1-7-13		羽口工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16	
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	2-16		
かご枠				第3編2-3-27羽口工	2-16		
連節ブロック張り				第3編2-5-3-2連節ブロック張り	2-22		
第8節 擁壁護岸工	1-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88	
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88	
第9節 根固め工	1-9-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13	
	1-9-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14	
	1-9-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	1-9-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16	
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16	
第10節 水制工	1-10-3		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14	
	1-10-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	1-10-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16	
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16	
	1-10-8		杭出し水制工			2-101	
第11節 付帯道路工	1-11-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9	
	1-11-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25	
	1-11-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48	
	1-11-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58	
	1-11-8		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60	
	1-11-9		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	1-11-10		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18	
	1-11-11		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8	
	1-11-12		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10	
	第12節 付帯道路施設工	1-12-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
		1-12-4		標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	第13節 光ケーブル配管工	1-13-3		配管工			2-101
1-13-4			ハンドホール工			2-102	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 浚渫(川)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2		浚渫船運転工(民船・官船)		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
	2-4-2		浚渫船運転工(面管理の場合)		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	3-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
	3-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	3-5-6		函渠工	本體工			2-102
				ヒューム管			2-102
			P C管			2-102	
			コルゲートパイプ			2-102	
			ダクタイル鋳鉄管			2-102	
	3-5-6			P C函渠	第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
	3-5-7		翼壁工			2-103	
	3-5-8		水叩工			2-103	
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13	
	3-6-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14	
	3-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	3-6-7		かご工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	2-16
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	3-7-4		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18	
	3-7-5		暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17	
	3-7-6		樋門接続暗渠工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
	第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
3-8-7			階段工		第3編2-3-22階段工	2-14	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79	
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-80	
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79	
	4-3-8		鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	2-71	
	4-3-9		仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	2-73	
	4-3-10		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81	
	第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
	第6節 水門本体工	4-6-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
4-6-5			場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
4-6-6			矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4矢板工	2-8	
4-6-7			床版工			2-103	
4-6-8			堰柱工			2-103	
4-6-9			門柱工			2-103	
4-6-10			ゲート操作台工			2-103	
4-6-11			胸壁工			2-103	
4-6-12			翼壁工		第6編3-5-7翼壁工	2-103	
4-6-13			水叩工		第6編3-5-8水叩工	2-103	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	4-7-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	4-7-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	4-7-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	2-16	
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	4-8-8		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-91
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-12-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-12-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-12-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-12-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工
4-15-3			支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
4-15-4			落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
4-15-5			PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第18節 舗装工	4-18-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	4-18-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	2-31
	4-18-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	2-37
	4-18-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	2-43
	4-18-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	2-45
	4-18-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	4-18-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	4-18-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	5-3-3		刃口金物製作工		第3編 2-12-1 刃口金物製作工	2-73	
	5-3-4		桁製作工		第3編 2-12-3 桁製作工	2-74	
	5-3-5		検査路製作工		第3編 2-12-4 検査路製作工	2-78	
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	5-3-7		落橋防止装置製作工		第3編 2-12-6 落橋防止装置製作工	2-79	
	5-3-8		鋼製排水管製作工		第3編 2-12-10 鋼製排水管製作工	2-80	
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		第3編 2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-80	
第3節 工場製作工	5-3-10		橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79	
	5-3-11		casting費		第3編 2-12-1 casting費	2-71	
	5-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編 2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-79	
	5-3-13		仮設材製作工		第3編 2-12-1 仮設材製作工	2-73	
	5-3-14		工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	2-81	
第5節 軽量盛土工	5-5-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20	
	5-6-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20	
	5-6-5		オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
	5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
	5-6-7		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
	5-6-8		床版工		第3編 2-18-2 床版工	2-91	
	5-6-9		堰柱工		第6編 4-6-8 堰柱工	2-103	
	5-6-10		門柱工		第6編 4-6-9 門柱工	2-103	
	5-6-11		ゲート操作台工		第6編 4-6-10 ゲート操作台工	2-103	
	5-6-12		水叩工		第6編 3-5-8 水叩工	2-103	
	5-6-13		閘門工			2-103	
	5-6-14		土砂吐工			2-103	
	5-6-15		[取付擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
	第7節 固定堰本体工	5-7-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
		5-7-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20
5-7-5			オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
5-7-7			矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
5-7-8			堰本体工			2-103	
5-7-9			水叩工			2-103	
5-7-10			土砂吐工			2-103	
5-7-11			取付擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
第8節 魚道工		5-8-3		魚道本体工			2-104
第9節 管理橋下部工		5-9-2		管理橋橋台工			2-104
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工（クレーン架設）		第3編 2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編 2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編 2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-7		架設工（架設桁架設）		第3編 2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-8		架設工（送出し架設）		第3編 2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		第3編 2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-10		支承工		第10編 4-5-10 支承工	2-138	
	第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	2-18
第12節 床版工	5-12-2		床版工		第3編 2-18-2 床版工	2-91	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-15-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	5-16-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	5-16-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-16-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	5-16-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	5-17-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-17-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-17-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-18-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	5-20-7		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 機場本体工	6-4-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-4-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-4-6		本体工			2-105
	6-4-7		燃料貯油槽工			2-105
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-5-6		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	6-5-7		コンクリート床版工			2-105
	6-5-8		ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
第6節 吐出水槽工	6-5-9		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	6-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-6-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-6-6		本体工		第6編6-4-6本体工	2-105

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7章 床止め・床固め							
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	7-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	7-4-6		本体工	床固め本体工			2-106
				巨石張り		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
				根固めブロック		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
7-4-7		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88		
	7-4-8		水叩工			2-106	
				巨石張り		第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
				根固めブロック		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編7-4-6本体工	2-106	
	7-5-5		垂直壁工		第6編7-4-6本体工	2-106	
	7-5-6		側壁工			2-106	
	7-5-7		水叩工		第6編7-4-8水叩工	2-106	
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88	
	7-6-4		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
	7-6-5		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19	
第8章 河川維持							
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	2-4	
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48	
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25	
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9	
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9	
	8-9-5		付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		第6編1-13-3配管工	2-101	
	8-10-4		ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	2-102	
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	2-84	
第9章 河川修繕							
第3節 軽量盛土工	9-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-4	
	9-4-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84	
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工	2-16	
				連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	2-22	
				コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
				石張工	第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	9-5-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84	
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9	
	9-7-4		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62	
	9-7-5		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62	
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63	
	9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工	2-17	
				集水柵工	第3編2-3-30集水柵工	2-18	
9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	2-8		
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18	
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		パイルネット工		第3編2-7-5パイルネット工	2-66
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-67
	1-4-5		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 護岸基礎工	1-5-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	1-5-5		場所打コンクリート工			2-107
	1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-5-7		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	2-19
	1-5-8		基礎工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	2-19
	1-5-9		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第6節 護岸工	1-6-3		石積（張）工		第3編2-5-5石積（張）工	2-23
	1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-6-5		コンクリート被覆工			2-108
第7節 擁壁工	1-7-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
第8節 天端被覆工	1-8-2		コンクリート被覆工			2-108
第9節 波返工	1-9-3		波返工			2-108
第10節 裏法被覆工	1-10-2		石積（張）工		第3編2-5-5石積（張）工	2-23
	1-10-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-10-4		コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	2-108
	1-10-5		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
第11節 カルバート工	1-11-3		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第12節 排水構造物工	1-12-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-4		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				プレキャストボックス	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				コルゲートパイプ	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				タグタイル铸铁管	第3編2-3-29暗渠工	2-17
1-12-6		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17	
第13節 付属物設置工	1-13-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	1-13-6		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第14節 付帯道路工	1-14-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-14-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	1-14-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	1-14-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	1-14-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-14-9		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	1-14-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-14-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第15節 付帯道路施設工	1-15-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-15-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 突堤基礎工	2-4-4		捨石工			2-109	
	2-4-5		吸出し防止工			2-109	
第5節 突堤本体工	2-5-2		捨石工			2-109	
	2-5-5		海岸コンクリートブロック工			2-110	
	2-5-6		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	2-5-7		詰杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	2-5-8		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	2-5-9		石砕工			2-110	
	2-5-10		場所打コンクリート工			2-110	
	2-5-11			ケーソン工	ケーソン工製作		2-111
					ケーソン工据付		2-111
					突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-111
	2-5-12			セルラー工	セルラー工製作		2-112
セルラー工据付						2-112	
突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)						2-112	
第6節 根固め工	2-6-2		捨石工			2-112	
	2-6-3		根固めブロック工			2-113	
第7節 消波工	2-7-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	2-7-3		消波ブロック工			2-113	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	3-3-3		捨石工			2-113	
	3-3-4		吸出し防止工		第7編2-4-5吸出し防止工	2-109	
第4節 海域堤本体工	3-4-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	3-4-3		海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-110	
	3-4-4		ケーソン工		第7編2-5-11ケーソン工	2-111	
	3-4-5		セルラー工		第7編2-5-12セルラー工	2-112	
	3-4-6		場所打コンクリート工		第7編2-5-10場所打ちコンクリート工	2-110	
第4章 浚渫(海岸)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第5章 養浜							
第2節 軽量盛土工	5-2-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第3節 砂止工	5-3-2		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	1-3-3		鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	2-77
	1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2-114
	1-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	1-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第6節 法面工	1-6-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-6-3		法面吹付け工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-6-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-6-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4		コンクリート堰堤本 体工			2-114
	1-8-5		コンクリート副堰堤 工		第8編1-8-4コンクリート堰 堤本體工	2-114
	1-8-6		コンクリート側壁工			2-114
	1-8-8		水叩工			2-115
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5		鋼製堰堤本體工	不透過型		2-115
		透過型			2-115	
	1-9-6		鋼製側壁工			2-117
	1-9-7		コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側 壁工	2-114
	1-9-9		水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
1-9-10		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18	
第10節 護床工・根固め工	1-10-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	1-10-6		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	1-10-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご		第3編2-3-27羽口工		2-16		
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第12節 付帯道路工	1-12-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-12-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗 装工	2-25
	1-12-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗 装工	2-48
	1-12-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装 工	2-58
	1-12-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-9		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	1-12-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-12-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第13節 付帯道路施設工	1-13-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-13-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 流路護岸工	2-4-4		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	2-4-5		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	2-4-6		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブ ロック工	2-22
	2-4-7		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	2-4-8		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	2-101
	2-4-9		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4		床固め本体工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-5		垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-6		側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-114
	2-5-7		水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
	2-5-8		魚道工			2-117
第6節 根固め・水制工	2-6-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	2-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	2-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
かごマット				第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
第7節 流路付属物設置工	2-7-2		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
	2-7-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 法面工	3-4-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	3-4-3		吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	3-4-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	3-4-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-4-6		アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	2-87
3-4-7		抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87	
第5節 擁壁工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-5-4		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-5-5		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
	3-5-6		補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	3-5-7		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
	3-5-8		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
第6節 山腹水路工	3-6-3		山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29現場打水路工	2-17
	3-6-4		山腹明暗渠工			2-117
	3-6-5		山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	3-6-6		現場打水路工		第3編2-3-29現場打水路工	2-17
	3-6-7		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
第7節 地下水排除工	3-7-4		集排水ボーリング工			2-118
	3-7-5		集水井工			2-118
第8節 地下水遮断工	3-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-8-4		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
	3-8-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第9節 抑止杭工	3-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-9-5		シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-9-6		合成杭工			2-118

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	1-4		コンクリートダム工 (本体)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (水叩)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (副ダム)			2-120
	1-4		コンクリートダム工 (導流壁)			2-121
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	2-4-5		コアの盛立			2-122
	2-4-6		フィルターの盛立			2-122
	2-4-7		ロックの盛立			2-122
	2		フィルダム(洪水吐)			2-123
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	3-3		ボーリング工			2-123

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-124
				工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
	1-4-4		サンドマット工		第3編2-7-6サンドマット工	2-66
	1-4-5		パーチカルドレーン 工		第3編2-7-7パーチカルド レーン工	2-67
	1-4-6		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-7		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-5-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-5-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-5-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-5-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	2-16	
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁 壁工	2-88
	1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ) 壁工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				多数アンカー式補強土工 法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				ジオテキスタイルを用い た補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	1-7-8		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロッ ク工		第3編2-5-3コンクリートブ ロック工	2-22
	1-8-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-9-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-9-6		場所打函渠工			2-124
	1-9-7		プレキャストカル バート工		第3編2-3-28プレキャストカ ルバート工	2-16

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-10-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	1-10-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			2-124
	1-11-5		落石防護柵工			2-124
	1-11-6		防雪柵工			2-125
	1-11-7		雪崩予防柵工			2-125
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			2-125
	1-12-5		遮音壁本体工			2-125
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	2-31
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	2-37
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	2-43
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	2-45
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60
	2-4		歩道路盤工			2-126
	2-4		取合舗装路盤工			2-126
	2-4		路肩舗装路盤工			2-126
	2-4		歩道舗装工			2-126
	2-4		取合舗装工			2-126
	2-4		路肩舗装工			2-126
	2-4		表層工			2-126
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	2-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	2-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-127
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
第7節 踏掛版工	2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2-127
				ラバーシュー		2-127
				アンカーボルト		2-127
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	2-9-4		大型標識工	標識基礎工 標識柱工		2-127 2-127
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	2-12-5		ケーブル配管工			2-128
				ハンドホール		2-128
2-12-6		照明工	照明柱基礎工		2-128	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-73
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-129
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-79
	3-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6
第6節 橋台工	3-6-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	3-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	3-6-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-6-8		橋台躯体工			2-130
第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	3-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	3-7-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21
	3-7-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21
	3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-7-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-22
	3-7-9		橋脚躯体工	張出式		2-132
				重力式		2-132
				半重力式		2-132
ラーメン式					2-134	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	3-8-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	3-8-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-8-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-22
	3-8-9		橋脚フーチング工	I型・T型		2-136
				門型		2-136
	3-8-10		橋脚架設工	I型・T型		2-136
				門型		2-137
	3-8-11		現場継手工			2-137
	3-8-12		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	2-19
	3-9-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	2-19
	3-10-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
	3-11-3		護岸付属物工		第6編1-7-4 護岸付属物工	2-101
	3-11-4		緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	2-23
	3-11-5		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
	3-11-6		石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
	3-11-7		法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-86

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
	3-11-9			吹付工	第3編2-14-3吹付工	2-85	
	3-11-10			植生工	第3編2-14-2植生工	2-84	
	3-11-11			覆土工	第1編2-3-5法面整形工	2-4	
	3-11-12			羽口工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
					ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-11-12			羽口工	かご枠	第3編2-3-27羽口工	2-16
連節ブロック張り					第3編2-5-3-2連節ブロック張り	2-22	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3			場所打擁壁工	第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88	
	3-12-4			プレキャスト擁壁工	第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	4-3-3			桁製作工	第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-4			検査路製作工	第3編2-12-4検査路製作工	2-78	
	4-3-5			鋼製伸縮継手製作工	第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	4-3-6			落橋防止装置製作工	第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79	
	4-3-7			鋼製排水管製作工	第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-80	
	4-3-8			橋梁用防護柵製作工	第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79	
	4-3-9			橋梁用高欄製作工		2-137	
	4-3-10			横断歩道橋製作工	第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-11			鑄造費	第3編2-12-1鑄造費	2-71	
	4-3-12			アンカーフレーム製作工	第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-79	
	4-3-13			工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	2-81	
	第5節 鋼橋架設工	4-5-4			架設工(クレーン架設)	第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-82
		4-5-5			架設工(ケーブルクレーン架設)	第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	2-82
4-5-6				架設工(ケーブルエレクション架設)	第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	2-82	
4-5-7				架設工(架設桁架設)	第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-82	
4-5-8				架設工(送出し架設)	第3編2-13 架設工(送出し架設)	2-82	
4-5-9				架設工(トラベラークレーン架設)	第3編2-13 架設工(トラベラークレーン架設)	2-82	
4-5-10				支承工		2-138	
第6節 橋梁現場塗装工		4-6-3			現場塗装工	第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第7節 床版工	4-7-2			床版工	第3編2-18-2床版工	2-91	
第8節 橋梁付属物工	4-8-2			伸縮装置工	第3編2-3-24伸縮装置工	2-14	
	4-8-3			落橋防止措置工		2-139	
	4-8-5			地覆工		2-139	
	4-8-6			橋梁用防護柵工		2-139	
	4-8-7			橋梁用高欄工		2-139	
	4-8-8			検査路工		2-139	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	4-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-136
	4-9-5		橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-136
	4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		第3編2-13 橋梁架設工	2-82
	4-9-7		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-80
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-78
	5-3-6		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81
	5-3-7		鑄造費		第3編2-12-1 鑄造費	2-71
第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
				スラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
	5-5-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-11
	5-5-4		プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工（購入工）	2-12
	5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-5-6		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-5-7		架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-5-8		架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-5-9		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-91
	5-5-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2		プレビーム桁製作工（現場）			2-140
	5-6-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-6-4		架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-6-5		架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-6-6		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-91
	5-6-9		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第7節 PCホーラスラブ橋工	5-7-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-7-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-7-4		PCホーラスラブ製作工		第3編2-3-15 PCホーラスラブ製作工	2-12
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第8節 RCホーラスラブ橋工	5-8-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-8-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-8-4		RC場所打ホーラスラブ製作工		第3編2-3-15 PCホーラスラブ製作工	2-12
	5-8-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		第3編2-3-15 PCホーラスラブ製作工	2-12
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-10-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-10-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	2-13
	5-10-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-11-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-11-4		架設工（片持架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート橋）	2-83
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2		PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押し箱桁製作工	2-13
	5-12-3		架設工（押し架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート橋）	2-83
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			2-140
	6-4-4		ロックボルト工			2-140
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			2-141
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	2-141
	6-5-5		床版コンクリート工			2-141
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			2-142
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			2-142
	6-8-5		明り巻工			2-143
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			2-144
	11-6-4		カラー継手工			2-144
	11-6-5		防水工	防水 防水保護工 防水壁		2-144 2-144 2-145
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			2-145
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工（管路部）			2-145
	12-5-3		プレキャストボックス工（特殊部）			2-146
	12-5-4		現場打ちボックス工（特殊部）		第10編11-6-2現場打躯体工	2-144
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			2-146
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	13-3-3		管路工（管路部）		第10編12-5-2管路工（管路部）	2-145
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	2-146
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	14-4-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	14-4-5		切削オーバーレイ工			2-147
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	14-4-7		路上再生工			2-148
	14-4-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	14-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第6節 防護柵工	14-6-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	14-6-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	14-7-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第9節 軽量盛土工	14-9-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	14-13-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	14-13-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	14-13-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第15節 橋梁付属物工	14-15-2		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	14-15-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	14-15-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	14-15-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	14-15-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			2-149
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	16-5-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工	2-147
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	16-5-7		路上再生工		第10編14-4-7路上再生工	2-148
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	16-6-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	16-6-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	16-6-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第7節 縁石工	17-7-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	16-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	16-9-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	16-12-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	16-12-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第13節 軽量盛土工	16-13-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第14節 擁壁工	16-14-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	16-14-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	16-15-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	16-16-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第17節 法面工	16-17-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	16-17-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	16-17-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	16-17-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第18節 落石雪害防止工	18-18-4		落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	2-124
	18-18-5		落石防護柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
	18-18-6		防雪柵工		第10編1-11-6防雪柵工	2-125
	18-18-7		雪崩予防柵工		第10編1-11-7雪崩予防柵工	2-125
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		第10編16-3-4桁補強材製作工	2-149
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	16-21-4		PC橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第22節 橋梁付属物工	16-22-3		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮措置工	2-14
	16-22-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	16-22-6		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	16-22-7		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	16-22-8		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	16-22-9		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
	16-25-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事						
第3節 整地工	2-3-1		整地工	表土扱い		2-150
				基盤造成		2-150
				表土整地		2-150
				畦畔復旧		2-151
	2-3-4		暗渠排水工	吸水渠		2-151
				集水渠(支線)		2-151
				導水渠(幹線)		2-151
第7節 道路工	2-7-11		砂利舗装工	道路工(砂利道)		2-151
第3章 農用地造成工事						
第5節 畑面工	3-5-1		畑面工	耕起深耕		2-152
				テラス(階段畑)		2-152
				土壌改良		2-152
				改良山成		2-152
第6節 道路工	3-6		道路工	耕作道		2-152
第5章 水路トンネル工事						
第5節 トンネル工	5-5-1		トンネル掘削工	支保工		2-153
				コンクリート覆工		2-153
第6章 水路工事						
第6節 開渠工	6-6-2		現場打ち開渠工	現場打開水路		2-154
	6-6-3		プレキャスト開渠工	鉄筋コンクリート大型 フリーム		2-155
				鉄筋コンクリートL型 水路		2-155
第7節 暗渠工	6-7-2		現場打ち暗渠工	現場打サイホン		2-154
				現場打暗渠		2-155
	6-7-3		プレキャスト暗渠工	ボックスカルバート水 路		2-155
第8章 管水路工事						
第5節 管体基礎工	8-5-1			砂基礎等		2-156
第6節 管体工	8-6		管水路	遠心力鉄筋コンクリート 管		2-156
				ダクタイル鋳鉄管		2-156
				強化プラスチック複合 管		2-156
				硬質塩化ビニル管		2-157
				鋼管		2-158
				管敷設		2-158
				V型開先(両面溶接)		2-159
				V型開先テーパ付き直 管(両面溶接)		2-159
				V型開先(片面溶接)		2-160
				V型開先(片面裏当溶 接)		2-160
				X型開先(両面溶接)		2-160
X型開先テーパ付き直 管(両面溶接)		2-161				
				周継手溶接		2-161

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 管体工	8-6		管水路	周継手溶接テーパ付き直管		2-163
				すみ肉溶接		2-163
				放射線透過試験		2-164
				素地調整		2-165
				エポキシ樹脂塗装		2-165
				ジョイントコート		2-166
				たわみ率		2-167
				シールド工事 (一次覆工)		2-168
シールド工事 (二次覆工)		2-168				
第9章 畑かん施設工事						
第2節 末端工	9-2-2		散水支管設置工	スプリンクラー		2-169
第18章 ため池改修工事						
第3節 堤体工	18-3		堤体工	堤体工		2-170
第5節 洪水吐工	18-5-1		洪水吐工	洪水吐工		2-170
第6節 取水施設工	18-6		取水施設工	樋管工		2-171
				同上付帯構造物		2-171
参考資料						
管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔						2-172
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔						2-173
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔						2-174
放射線透過試験による点検の項目と判断基準						2-175
塗覆装の方式及びその厚さ						2-176
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表						2-177

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 共通							
第4節 仮設工	1-4		仮設道路工	開設、補修工		2-178	
		2	掘削工 (面管理の場合)			2-178	
		3	盛土工 (面管理の場合)			2-178	
			仮設防護柵	柵工	第12編 4-8 柵工	2-183	
第2章 林道工事							
第3節 道路土工	2-3		道路土工	中心線		2-179	
				横断線		2-179	
				掘削工 (面管理の場合)		2-179	
				盛土工 (面管理の場合)		2-179	
				路盤工		2-179	
				コンクリート路面工		2-180	
				第5節 排水施設工	2-5-2		洗越工
洗越工		2-180					
2-5-3		呑口工及び吐口工	現場打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
			コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
			石積(張)工		第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23	
			ふとんかご、かご枠		第3編 2-3-27羽口工	2-16	
2-5-4		流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠		第3編 2-3-27羽口工	2-16	
2-5-5		流末工				2-180	
2-5-6		側溝工	素堀、植生工			2-180	
2-5-7		コルゲートパイプ工			第3編 2-3-29側溝工	2-17	
2-5-8		コルゲートフリューム工			第3編 2-3-29側溝工	2-17	
第6節 擁壁工	2-6-4		擁壁工		現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88
					プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工
				補強土壁工	補強土(テルアルメ) 壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89
					多数アンカー式補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89
					ジオキスタイルを用いた補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89
第7節 法面工	2-7-2		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-84	
				吹付工	第3編 2-14-3 吹付工	2-85	
				法枠工	第3編 2-14-4 法枠工	2-86	

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 溪間工事						
第1節 コンクリートダム工 鋼製ダム工	3-1		コンクリートダム本 体工	コンクリートダム本体工		2-181
				コンクリート副ダム工		2-181
				護岸工・水制工	各種の工法により、該当する規格、 基準を適用する。	—
	3-1		側壁工			2-181
	3-1		水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)			2-181
	3-1		鋼製ダム工			2-182
第4節 緑化工	3-4-1		一般事項		第12編4-8 柵工	2-183
					第12編4-9-5 筋工	2-183
					第3編2-14-2 植生工	2-84
第4章 山腹工事						
第4節 土留工	4-4-1		土留工	石積(張)工	第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
				コンクリートブロック工	第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	2-22
				現場打擁壁工	第3編2-15 擁壁工	2-88
第5節 埋設工	4-5-2		土留工	石積(張)工	第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
				現場打擁壁工	第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88
	4-5-3		柵工		第12編4-8 柵工	2-183
第6節 暗渠工	4-6-2		礫暗渠工		第3編2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
	4-6-3		鉄線籠暗渠工		第3編2-3-27 羽口工(じゃか ご)	2-16
	4-6-4		その他二次製品を用 いた暗渠工		第3編2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
	4-6-5		ボーリング暗渠工		第8編3-7 地下水排除工	2-118
第7節 水路工	4-7-2		張芝水路工			2-183
	4-7-3		練張及び空張水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
	4-7-4		鋼製及びコンクリ ート二次製品水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
	4-7-5		丸太柵及び網柵水路 工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-7-6		土のう等緑化二次製 品水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
第8節 柵工	4-8-2		編柵工			2-183
	4-8-3		木柵及び丸太柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-8-4		コンクリート板柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-8-5		鋼製及び合成樹脂二 次製品の柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
第9節 筋工	4-9-2		石筋工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-9-3		萱筋工		第12編4-9-5 その他二次製品を 用いた筋工	2-183
	4-9-4		丸太筋工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-9-5		その他二次製品を用 いた筋工			2-183
第10節 伏工・実播工					第3編2-14-2-1 植生工	2-84
第11節 吹付工			植生工		第3編2-14-2-2 植生工	2-84
			吹付工		第3編2-14-3 吹付工	2-85
第12節 法枠工			法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-86

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

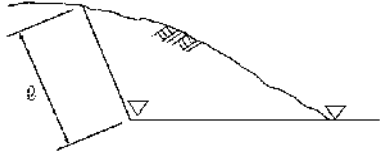
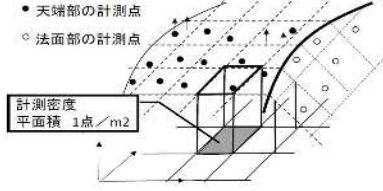
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 植栽工					第12編第5章森林整備工事	2-185
第14節 落石防止工	4-14-2		鋼製落石防止壁工	鋼製落石防止壁工		2-184
				落石防止柵工		2-184
	4-14-3		固定工	落石防止網工		2-184
第15節 地すべり防止工					第3編2-14法面工	2-86
					第8編3斜面对策	-
第5章 森林整備工事						
第2節 植栽工	5-2-5		地拵え工			2-185
	5-2-6		植付け工			2-185
	5-2-7		施肥工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-8		支保(支柱工)工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-9		補植工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-10		追肥工		第12編5-2植栽工	2-186
第3節 風倒木整理工						
第4節 保育	5-4-2		下刈り工			2-186
	5-4-3		つる切り工			2-186
	5-4-4		受光伐工、除伐工			2-186
	5-4-4		本数調整伐工			2-187
	5-4-5		枝落し工			2-187
	5-4-6		追肥工			2-186
	5-4-7		雪起し工(倒木起こし)			2-188
	5-4-8		病虫獣害防除工			2-188
	5-4-9		獣害防止柵(防鹿柵)設置工		第12編6-2-4シカ等動物被害防止柵	2-188
第5節 簡易治山施設工					第12編4章山腹工事	2-183
第6節 作業歩道整備工	5-6-1		作業歩道作設工			2-188
	5-6-2		作業歩道補修工		第12編5-6-1作業歩道作設工	2-188
第6章 海岸防災林造成(森林造成)工						
第2節 森林造成工	6-2-1		盛土工		第1編2-3-3盛土工	2-2
					第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-2		覆砂工(伏工、砂草植栽)		第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-3		実播工		第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-4		防風工			2-188
	6-2-5		排水工		第12編2-5-6側溝工	2-180
	6-2-6		静砂工(静砂垣)		第12編6-2-4防風工	2-188
6-2-7		植栽工		第12編5-2-5植付け工	2-185	
第7章 保安林管理道工事						
第1節 適用	7-1-1		開設工		第12編2林道工事	2-179
	7-1-1		舗装工		第3編2-6アスファルト舗装工	2-30
参考資料						
森林整備工事における標準地の取扱いについて						2-189

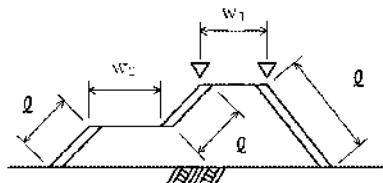
【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 一般施工						
第3節 共通の工種	5-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-190
				グラブ浚渫		2-190
				硬土盤浚渫		2-190
				砕岩浚渫		2-190
				バックホウ浚渫		2-190
	5-3-6		圧密・排水工	サンドドレーン		2-190
				敷砂		2-190
				敷砂均し		2-190
				載荷土砂		2-190
				ペーパードレン		2-190
	5-3-7		締固工	サンドコンパクション パイル		2-190
				敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190
				敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190
	5-3-8		固化工	深層混合処理杭		2-190
				敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190
	5-3-9		洗掘防止工			2-191
	5-3-10		中詰工			2-191
5-3-11		蓋コンクリート工			2-191	
5-3-13		鋼矢板工			2-191	
5-3-14		控工	腹起		2-191	
			タイ材		2-192	
5-3-15		鋼杭工			2-192	
5-3-16		コンクリート杭			2-192	
5-3-17		防食工			2-192	
第5節 海上地盤改良工	5-5-2		床掘工	ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
						2-190
	5-5-6		置換工			2-193
	5-5-7		圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190
	5-5-8		締固工		第13編 5-3-7 締固工	2-190
	5-5-9		固化工		第13編 5-3-8 固化工	2-190
第6節 基礎工	5-6-3		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-6-4		基礎捨石工			2-193
	5-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
基礎ブロック据付					2-193	
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2		ケーソン製作工			2-194
	5-7-3		ケーソン進水据付工			2-194
	5-7-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191
	5-7-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-2		本体ブロック製作工			2-195
	5-8-3		本体ブロック据付工			2-195
	5-8-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191
	5-8-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	5-10-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-10-3		本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	2-193
	5-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
捨ブロック据付				第13編 5-6-6 基礎ブロック工	2-193	
第11節 本体工(鋼矢板式)	5-11-2		鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	2-191
	5-11-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	5-12-2		コンクリート矢板工			2-195
	5-12-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191
第13節 本体工(鋼杭式)	5-13-2		鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	2-192
第14節 本体工(コンクリート杭式)	5-14-2		コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭	2-192
第15節 被覆・根固工	5-15-2		被覆石工			2-195
	5-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
				被覆ブロック据付		2-195
	5-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
				根固ブロック据付	第13編 5-15-4 被覆ブロック工	2-195
第16節 上部工	5-16-2		上部コンクリート工			2-196
	5-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
上部ブロック据付					2-196	
第17節 付属工	5-17-2		係船柱工			2-196
	5-17-3		防舷材工			2-197
	5-17-4		車止・縁金物工			2-197
	5-17-5		防食工		第13編 5-3-17 防食工	2-192
第18節 消波工	5-18-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-18-3		消波ブロック工	消波ブロック製作		2-197
消波ブロック据付					2-197	

【第13編 漁港漁場編】

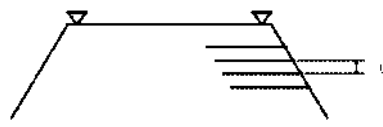
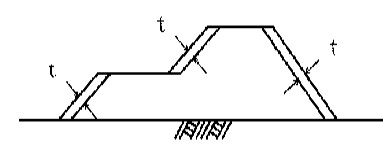
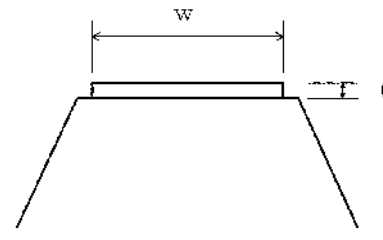
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第19節 裏込・裏埋工	5-19-2		裏込工			2-197	
	5-19-4		裏埋工			2-198	
第23節 維持補修工	5-23-3		防食工		第13編 5-3-17防食工	2-192	
第27節 仮設工	5-27-2		仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192	
	5-27-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192	
第24節 魚礁工	5-24-2		単体魚礁製作工			2-199	
	5-24-4		魚礁沈設工			2-199	
	5-24-3		組立魚礁製作工	コンクリート部材組立			2-199
				鋼製部材組立			2-200
				科学系（FRP等）部材組立			2-200
				現場鋼材溶接			2-200
				被覆溶接（水中） スタッド溶接（水中）			2-200
				現場鋼材切断 （陸上現場切断） 現場鋼材切断			2-200 2-201
第25節 着定基質工	5-25-2		着定基質製作工			2-201	
5-25-3		着定基質組立工		5-24-3組立魚礁製作工	2-201		
5-25-4		着定基質設置工			2-201		
5-25-5		石材着定基質工			2-201		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。						
						幅	-100							
						法長ℓ	ℓ<5m				-200			
							ℓ≥5m				法長-4%			
						延長 L	-200							
			2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。							
										平場	標高較差	±50	±150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
										法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			
			3	1	盛土工	基準高 ▽		-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長 l	l < 5m	-100				
							l ≥ 5m	法長-2%				
						幅	w ₁ , w ₂	-100				
						延長	L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの							

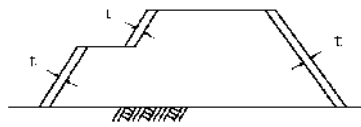
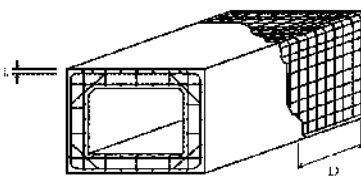
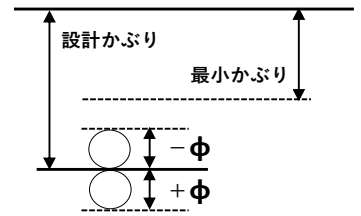
単位:mm

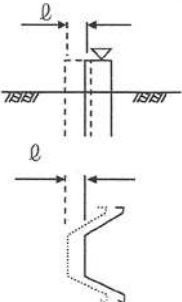
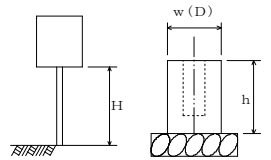
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁 工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	基準高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につ き1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施するこ とができる。			
						厚さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内				
			5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につ き1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施するこ とができる。			
			6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以 下は2ヶ所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w	-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	2	4	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
				2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
				平地	標高較差	±50	±150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。			
				法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。			
				法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			

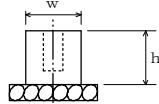
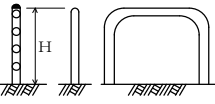
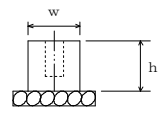
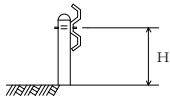
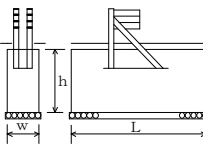
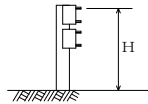
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅	w ₁ ,w ₂				-100
						延長	L				-200
			3	2	路体盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
			4	路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50				±150
				法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※ -30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						平均間隔d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D:n本間の延長 n:10本程度とする φ:鉄筋径		(平均間隔)1面当たり10本程度の間隔を測定する。 測定箇所はスパン毎同じ位置とならないように測定する。
	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	かぶり t	設計かぶり± φかつ 最小かぶり以上	<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編 :標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	<p>コンクリート表面</p>  <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>	(かぶり) 1当たり4箇所程度。同一鉄筋上での測定は行わない。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						根入長	設計値以上						
						変位 \varnothing	100						
						延長 L	-200						
							5	縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
							6	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
				基礎	幅w(D)	-30			基礎1基毎				
					高さh	-30			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理高さh-30方法を用いることができる。				
					根入長	設計値以上							

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	7	7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理 高さh -30 方法を用いることができる。	 		
							高さh	-30				
						パイプ取付高さ H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理 高さh -30 方法を用いることができる。			
				8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理 高さh -30 方法を用いることができる。	 	
								高さh	-30			
							ビーム取付高さ H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理 高さh -30 方法を用いることができる。		
8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理 高さh -30 方法を用いることができる。	 					
				高さh	-30							
				延長L	-100							
			ケーブル取付高さ H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所						
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理 高さh -30 方法を用いることができる。						

※ワイヤロープ式防護柵にも適用する

単位:mm

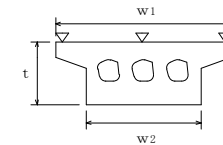
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
			10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 高さh -30 方法を用いることができる。		
			11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

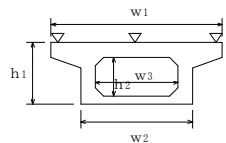
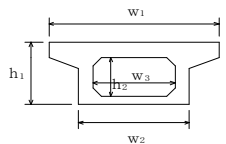
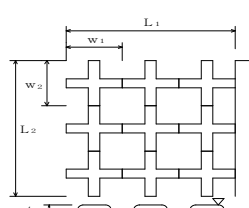
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)	桁長 L(m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。					
					(けた橋)	断面の外形寸法	± 5						
					橋桁のそり δ_1	± 8							
					横 方 向 の 曲 が り δ_2	± 10							
				2	プレテンション桁製作工 (購入工)	桁長 L(m)	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L/1,000 \cdots L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。					
					(スラブ桁)	断面の外形寸法	± 5						
					橋桁のそり δ_1	± 8							
					横 方 向 の 曲 が り δ_2	± 10							
				13	1	1	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
								幅 (下) w_2	± 5				
								高さ h	+10 -5				
								桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ $\pm 30mm$ 以内	ℓ :支間長(m)			
								横方向最大タワミ	0.8 ℓ				

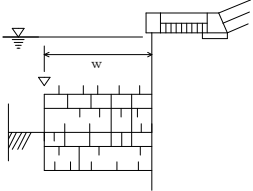
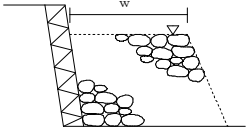
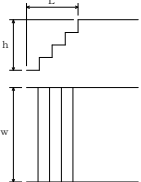
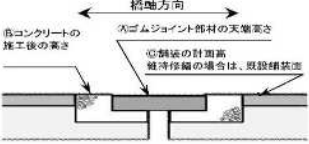
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁長 ℓ	-	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						断面の外形寸法(mm)	-			
				14	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ :支間長(m)		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
			15	PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ :桁長(m)			
					幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$				
					厚さ t	$-10 \sim +20$				
					桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内				



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1径間所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間所当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		
						幅(上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅(下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内空幅 W_3	± 5			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
				桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内	ℓ :桁長(m)				
				2	PC押し箱桁製作工		幅(上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。	
							幅(下) w_2	$-5 \sim +30$		
							内空幅 W_3	± 5		
							高さ h_1	+10 -5		
							内空高さ h_2	+10 -5		
			桁長 ℓ			$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内	ℓ :桁長(m)			
			17	根固めブロック工	層	基準高 ∇		± 100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚さ t		-20		
					積	幅 $w_1 w_2$		-20	1施工箇所毎	
						延長 $L_1 L_2$		-200		
					乱積	基準高 ∇		$\pm t / 2$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
延長 $L_1 L_2$	$- t / 2$	1施工箇所毎								

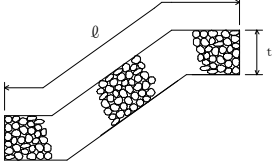
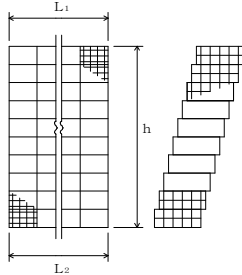
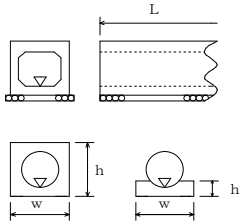
単位:mm

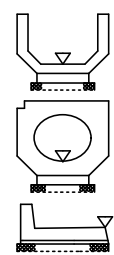
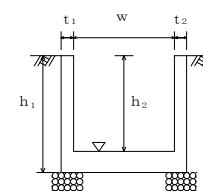
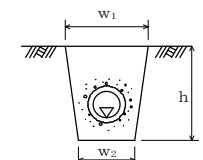
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
				19	捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
				22	階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			
				24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては、車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	
表面の凹凸	3									
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2									

単位:mm

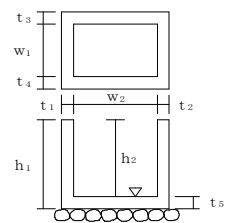
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W ₂	±5				
			仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2							
			24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
			26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎			
						法長 ℓ	-200				
						延長 L	-200				
26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎						
			厚さ t	-0.2t							
			延長 L	-200							

単位:mm

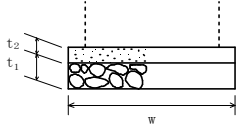
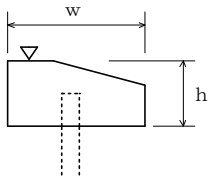
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100					
						厚さ t		-50					
				27	1	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							延長 L ₁ , L ₂	-200					
28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		1施工箇所毎						
			※幅 w	-50									
			※高さ h	-30									
			延長 L	-200									

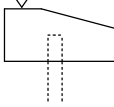
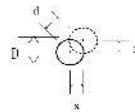
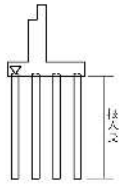
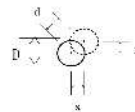
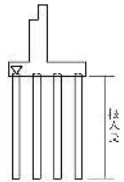
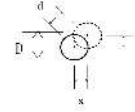
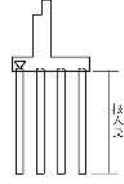
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
					(L型側溝工)	延長 L	-200				
					(自由勾配側溝) (管渠)						
				29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							厚さ t_1, t_2	-20			
							幅 w	-30			
			高さ h_1, h_2				-30				
				延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
			29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(または50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)			
						幅 w_1, w_2	-50				
						深さ h	-30				
						延長 L	-200				1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水樹工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
		31		現場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>			

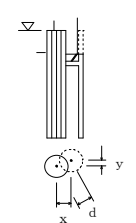
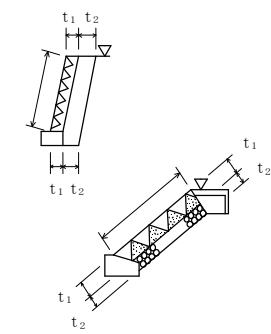
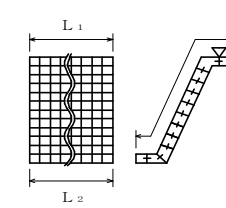
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位の物については適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
			3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
延長 L	-200									

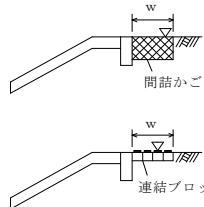
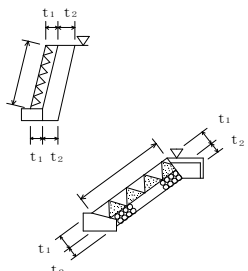
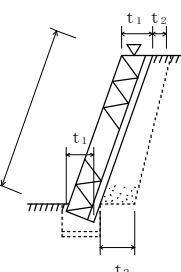
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-200				
			4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根入長	設計値以上				
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内				
						傾斜	1/100以内				
			4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根入長	設計値以上				
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内				
						傾斜	1/100以内				
						杭径 D	設計値以上				
			5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根入長	設計値以上				
						偏心量d	100以内				
						傾斜	1/100以内				
杭径 D	{設計径(公称径) -30}以上										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径(公称径)以上※			
			7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量d	300以内			
			8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量d	300以内			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 			
						根入長	設計値以上					
						偏心量d	300以内					
	5	3	1	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。			
							法長ℓ	ℓ < 3m				-50
								ℓ ≥ 3m				-100
							厚さ(ブロック積・張) t ₁	-50				
							厚さ(裏込) t ₂	-50				
							延長 L	-200				
			2	1	2		1	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
法長 ℓ	-100											
延長 L ₁ , L ₂	-200											

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
				4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。			
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長 L	-200				
				5	石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。			
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長 L	-200				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	6	6	4	橋面防水工(シート系 床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		
土木工事共通編	一般施工	一般舗装工								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
						延長 L	-200						
				2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50	-50	-	-			
			7	4	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-			
			7	6	アスファルト舗装工	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
			7	8	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(基層工)	幅	-25	-25	-	-			
			7	10	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(基層工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						延長 L	-200						
				12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
						厚さ	-45	-45	-15	-15						
						幅	-50	-50	-	-						
				8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50	-50	-	-			
			8	4	半たわみ性舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-			
			8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					幅	-50	-50	-	-				
			8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(基層工)	幅	-25	-25	-	-			
			8	10	半たわみ性舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(基層工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。					
						幅	-25	-25	-	-							
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								
				8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2				-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
						厚 さ	-45	-45	-15	-15						
						幅	-50	-50	-	-						
				9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
							厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50	-50	-	-			
			9	4	排水性舗装工	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-			
			9	6	排水性舗装工	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
			9	8	排水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(加熱アスファルト安定処理工)								
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(基層工)	幅	-25	-25	-	-			
			9	10	排水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(基層工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。					
						幅	-25	-25	-	-							
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								
				9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2				-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高 ▽	±50		-		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10						
							t ≥ 15cm	-45	-15						
						幅	-100		-						
				2	10	2	10	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
										t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
									厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
										t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	3	透水性舗装工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
					(表層工)	幅	-25	-					
			10	4	透水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。			
					(表層工)								
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
			11	2	グースアスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
					(加熱アスファルト安定処理工)								
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					幅	-25	-25	-	-				
			11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
			11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。			
						厚 さ	-45		-15						
						幅	-50		-						
						延 長 L	-200								
			12	2	2	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		-				
						延 長 L	-200						
			12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
					(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	幅	-50		-				
			12	6	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		
					(セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)								

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					(アスファルト中間層)	幅	-25		-				
			12	8	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		
					(アスファルト中間層) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工	基準高 ▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。					
					(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	厚さ	-45		-15								
						幅	-50		-								
				12	12	コンクリート舗装工	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15				+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
				(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15								
				(面管理の場合)													

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		
					(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	幅	-50		-				厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
			12	14	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		
					(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
					(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	幅	-50		-				
			12	16	コンクリート舗装工	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		
					(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	幅	-25		-				
			12	18	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		
					(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)								

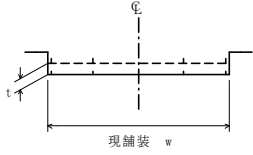
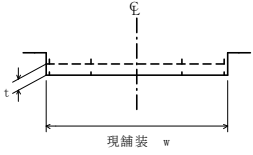
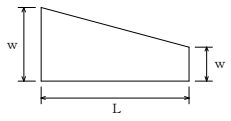
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-35		-					
						平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2							
				12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下				
							目地段差	±2						

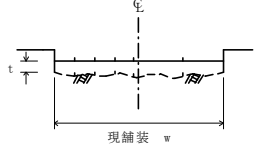
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
				2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8				幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
						幅	-50		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	-50		-				
					薄層カラー舗装工	厚さ	-15	-20	-5				
			13	4	(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50		-				
					薄層カラー舗装工	厚さ	-9	-12	-3				
					(基層工)	幅	-25		-				

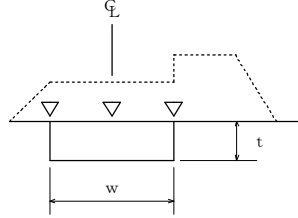
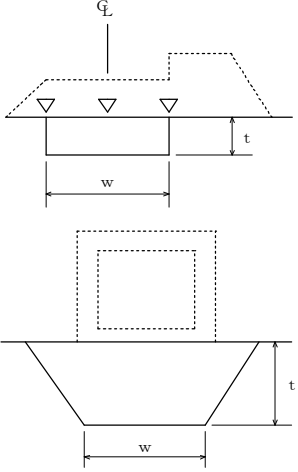
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45		-15					
						幅	-50		-					
				2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8					幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1ヶ所を掘り起こして測定。
						幅	-50		-					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	測定箇所	摘要	
					(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	-50		-				
					ブロック舗装工	厚さ	-15	-20	-5				
			(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50		-						
			14	5	ブロック舗装工	厚さ	-9	-12	-3				
					(基層工)	幅	-25		-				

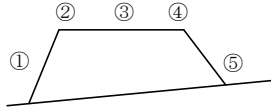
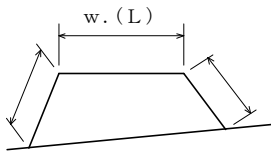
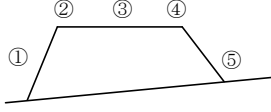
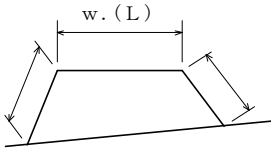
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(5測点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 W	-25	-			
				2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚さ t (17) (面管理として緩和)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		
						幅 W	-25	-			
			16	舗装打換え工	路盤工	幅 W	-50	各層毎1箇所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
					舗装工	幅 W	-25				
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})				
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1箇所割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 W	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
					17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/nf(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	
				平坦性				-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

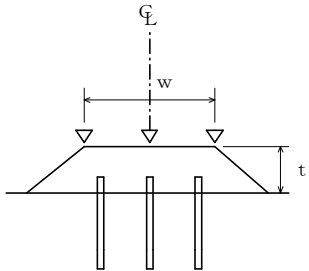
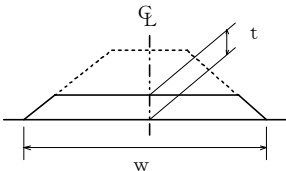
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
			3		置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

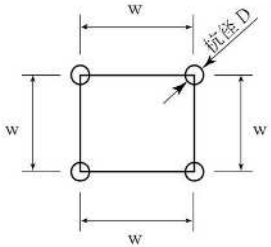
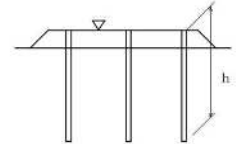
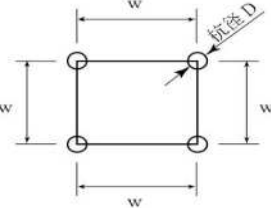
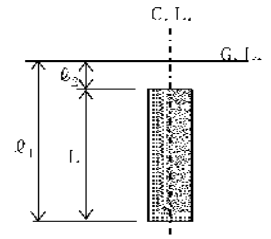
単位:mm

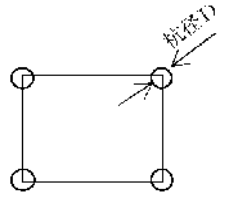
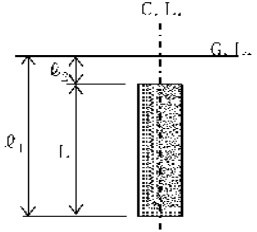
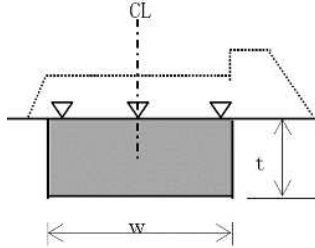
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L)は施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。	 	
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
			4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。	 	
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

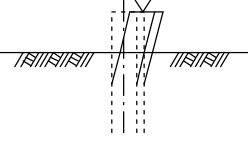
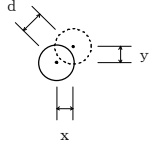
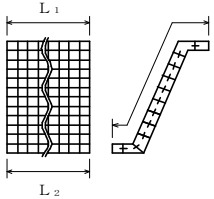
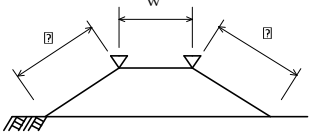
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	5		パイルネット工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
			6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	7	7	7	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
						杭径 D	設計値以上						
						打込長さ h	設計値以上						
				8	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの 砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
				9	1	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50		100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1ヶ所に4本測定。		<p>※余長は適用除外</p> 
								位置・間隔 w	D/4以内				
								杭径 D	設計値以上				
深度 L	設計値以上												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)第8 編固結工(スラリー攪拌 工・パーチカルドレーン 工)編」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表 により設計杭芯位置を施工した杭芯位置との距離 を確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表に より確認 (残尺計測による確認は不要)			
				9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長 40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ 所。		
							施工厚さ t	設計値以上	1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。		
							幅 w	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を 用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は 不要)。		
							延長 L	設計値以上			

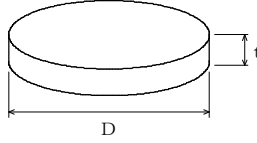
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	10	5	1	土留・仮締切工	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)				
					(H鋼杭) (鋼矢板)	根入長	設計値以上					
				5	2	土留・仮締切工	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						(アンカー工)	配置誤差 d	100				
			5	3	土留・仮締切工	法長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						(連節ブロック張り工)	延長 L ₁ , L ₂					-200
			5	4	土留・仮締切工	(締切盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)			
							天端幅w	-100				
							法長 ℓ	-100				

単位:mm

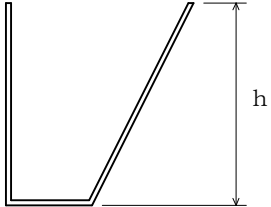
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
					9	地中連続壁工(壁式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。 延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				連壁の長さℓ		-50				
				変位		300				
				壁体長L		-200				
				10	地中連続壁工(柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。 延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		D: 杭径
						連壁の長さℓ	-50			
						変位d	D/4以内			
						壁体長L	-200			

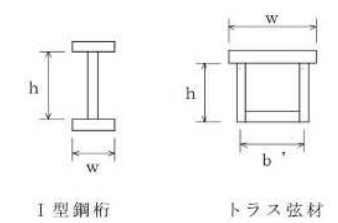
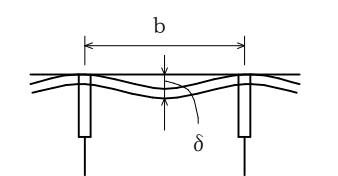
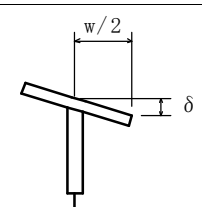
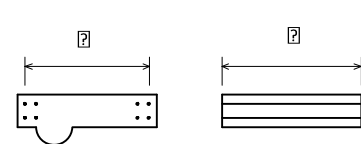
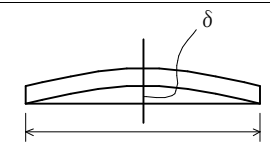
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する。 ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3)ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照			
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1,000mm				1以下
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								>1,000mm				1.5以下
						アンカーアンバー用ボルト(鑄放し)	加ドリ孔	≦100mm				+3 -1
								>100mm				+4 -2
							孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13				
						センターボス	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -0				
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -1				
						上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13				
						(次頁に続く)						

単位:mm

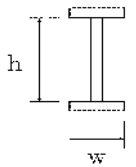
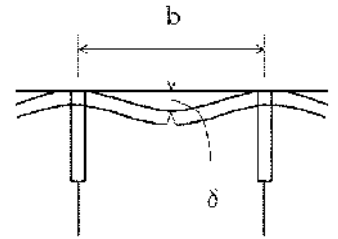
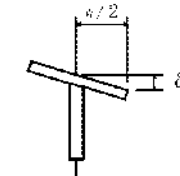
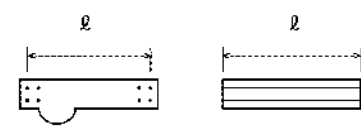
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	全移動量 ϕ ※4	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定						
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$							
						組立高さH コンクリート構造用	上、下面加工仕上げ					± 3			
							H $\leq 300\text{mm}$	± 3							
								H $> 300\text{mm}$				(H/200+3)小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)					JIS B 0403-1995 CT14			
							鑄放し肉厚寸法 ※2)					JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法					JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法					JIS B 0417-1979 B級			
						1	2	1				2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅W 長さL 直径D	w,L,D ≤ 500
					500<w,L,D $\leq 1,500\text{mm}$				0~+1%						
					1,500<w,L,D				0~+15						
					厚さt				t $\leq 20\text{mm}$	± 0.5					
									20<t ≤ 160	$\pm 2.5\%$					
160<t	± 4														
相対誤差	w,L,D $\leq 1,000\text{mm}$	1													
	1,000mm<w,L,D	(w,L,D)/1,000													
															

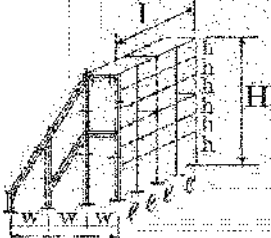
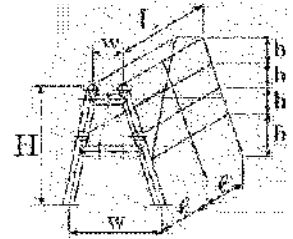
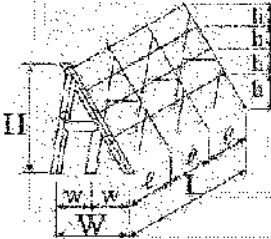
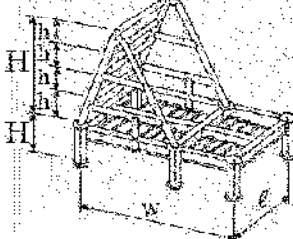
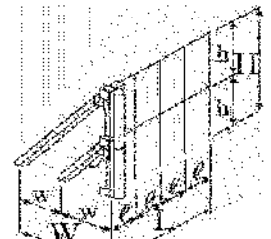
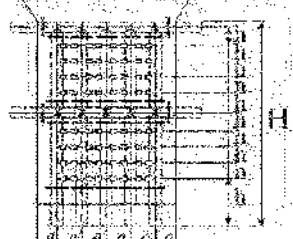
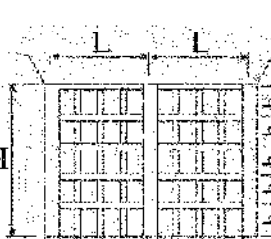
単位:mm

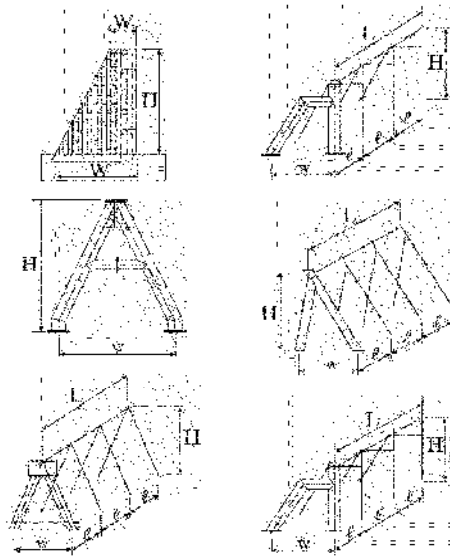
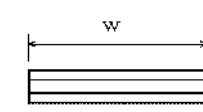
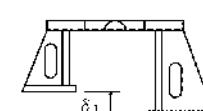

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
					1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
外周長 L (m)	$\pm(10+L/10)$										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要			
								鋼桁等	トラス・アーチ等					
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁 トラス弦材				
								部	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)			
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$				
								精	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
								度	部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		
										トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$			
		圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	-	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)									
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>														

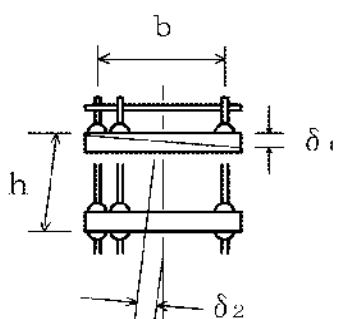
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮 組 立 精 度	全長 L (m) 支間長 Ln(m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)			
							主桁、主構の中心間距離B(m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \cdots h > 5$	-	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限值を0mmとする。(例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)		$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁		
						部 材 精 度	鋼桁等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板またはリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)		
							箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$			
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
						部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。		
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。											

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		
						堤長L	±30			
						堤長ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
(次頁に続く)						     				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))											
						4	検査路製作工	部材				部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
						5	鋼製伸縮継手製作工	部材				部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		
								仮組立時				組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。		
フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2	(実測値) δ_2														

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
			7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。			
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$				
							高さ h (mm)	± 5				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
							仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		
							10	鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$

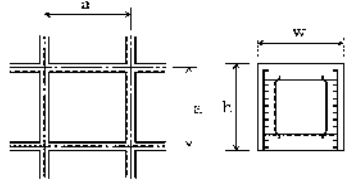
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジंकリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全 長 L(m) 支間長 Ln(m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+Ln/5)$	各桁毎に全数測定。 L:主げた・主構の支間長(m)		
						通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L:主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間 距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 H:主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

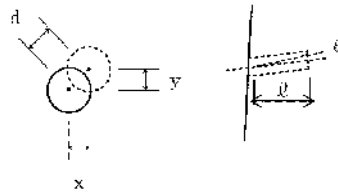
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(コンクリート橋)	全長・支間	-	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		
					(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	-			
					架設工支保工 (固定) (移動)	そり	-			
					架設桁架設 (片持架設) (押し出し架設)					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%				
						盛土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-100				
							$\phi \geq 5m$	法長の-2%				
						延長 L		-200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
			2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ t	$\phi < 5cm$	-10				施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
							$\phi \geq 5cm$	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。		延長 L				-200

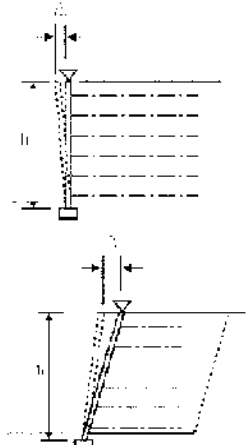
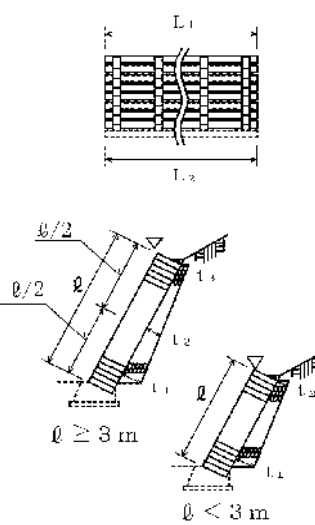
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	14	3		吹付工(仮設を含む) (コンクリート) (モルタル) (簡易法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							
							$\ell \geq 3m$	-100								
						厚さ t	$\ell < 5cm$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。							
							$\ell \geq 5cm$	-20								
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。										
						延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							
						高さ h		-30	※簡易法枠工 測定基準は法枠工に基づき測定。							
枠中心間隔		±100														

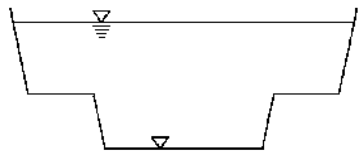
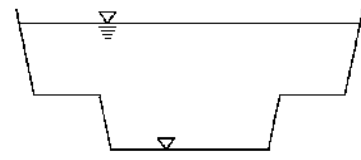
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>			
							$\phi \geq 10\text{m}$	-200				
						幅	w	-30				<p>枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>※施工延長での測定が困難な場合は、200m²につき1ヶ所の割合で測定する。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>
						高さ	h	-30				
						枠中心間隔	a	±100				
						延長	L	-200				<p>1施工箇所毎</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>

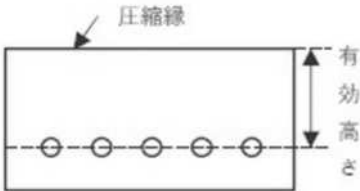
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
			6	アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数(任意仮設は除く)				
					配置誤差d	100					
					せん孔方向 θ	± 2.5 度					
				<p>※鉄筋挿入工にも適用する。</p>							
		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	1		一般事項 (場所打擁壁工)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w ₁ ,w ₂	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
					延長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
					基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
					延長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						高さ h	h < 3m	-50				
							h ≥ 3m	-100				
						鉛直度 △		±0.03hかつ ±300以内				
						控え長さ (補強材の設計長)		設計値以上				
						延長 L		-200				1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。
			4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長 φ	h < 3m	-50				
							h ≥ 3m	-100				
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50				
						延長 L ₁ , L ₂		-200				1施工箇所毎

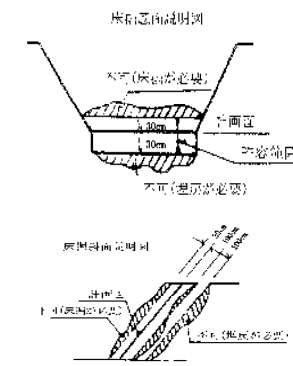
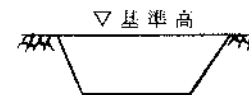
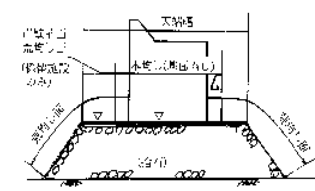
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること											
								500ps	-1,000～+200												
								1,000ps	-1,200～+200												
							デイーゼル船	250ps	-800～+200												
								420ps 600ps	-1,000～+200												
								1,350ps	-1,200～+200												
							幅						-200								
							延長						-200								
							3	2	3				2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽			+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること		
															幅			-200			
															延長			-200			

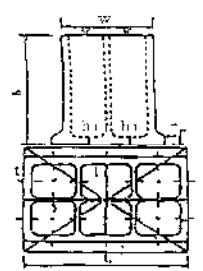
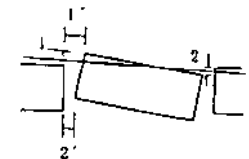
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						標高較差	0以下	+400以下				
		18	2		床版工	基準高 ▽		±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10 m ² に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
	幅 w						0 ~ +30					
	厚さ t						-10 ~ +20					
	鉄筋のかぶり						設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。				
	鉄筋の有効高さ						±10					
	鉄筋間隔						±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。				
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合		±10									

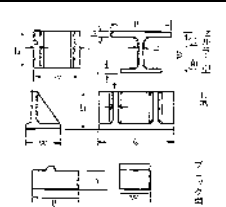
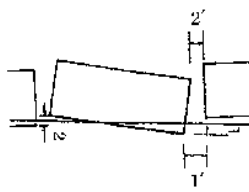
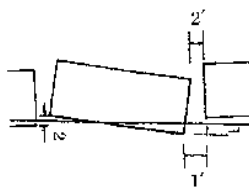
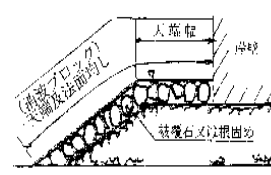
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
4	3	3	2		浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない	設計図書の測点ごとに測定する		<p>(1) 海底が岩塊(転石)、灰岩(栗石を含む)砂利の場合は岩盤と同一とする。 (2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。</p> <p>+：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。</p>								
							暫定水深の場合 水面及び法面 +それぞれの 余堀厚の数値 - 規定しない											
							6 7				1 2 5	サンドドレーン サンドコンパクション ペーパードレーン	天端高	+ 規定しない - 0	全数		<p>+：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。</p>	
													先端深度	+ 0 - 規定しない				
													天端幅	+ 規定しない - 0				
							6				2 3	敷砂	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後		<p>管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅および法面勾配を記入し、提出。</p>	
													天端高	(陸上部) ± 300	測線間隔20m以下			
													天端幅	+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下			
							6				4	載荷 載荷 (プレローディング)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後			
													天端高	(陸上部) ± 500	測線間隔20m以下			
													天端幅	+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下			
							8				1	深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は(特)による。	改良杭全数		<p>管理図に測定結果を記入し提出。自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば管理不要。</p>	
													鉛直度接合		改良杭全数 深度方向2m～5m程度毎に測定。 (引き抜きと貫入時)			改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。 陸上施工は除く。
													天端高	+ 規定しない - 0	改良杭全数			打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。
													先端深度	+ 0 - 規定しない				+：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。
													固化材吐出量		改良杭全数			打込記録紙または打込記録データに固化材吐出量を記入。
													盛上り量		改良前、改良後			盛上り量の図面を作成し提出。

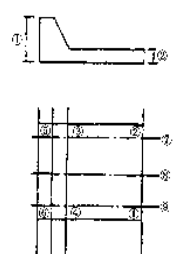
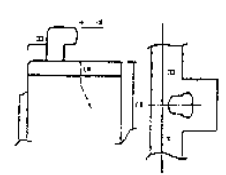
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	3	3	9		洗堀防止工	敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1ヶ所以上		測定表及び敷設図を作成し提出	
						重ね幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	1枚に2点			
						延長	＋：規定しない －：100	マットの中心を区間毎及び全長			
				10		中詰工	天端高（砂、石材）	± 50 （陸上） ± 100 （水中）	1室につき1ヶ所（中心）		管理表を作成し提出。
							天端高（コンクリート、プレバックドコンクリート）	± 30 （陸上） ± 50 （水中）			管理表を作成し提出。
				11		蓋コンクリート	天端高	± 30 （陸上） ± 50 （水中）	1室につき1ヶ所（中心）		管理表を作成し提出。
				13		鋼矢板	矢板壁延長	＋ 矢板1枚幅 － 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。
							矢板法線に対する出入	± 100			打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点
							矢板法線に対する傾斜	10/1000以下			打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点
			矢板法線方向の傾斜（両端部）				上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時（両端部）			
			矢板天端高				± 100	打込完了時20枚に1枚			
			矢板継手部の離脱					全数			観察結果を報告
			13		鋼管矢板	矢板壁延長	＋ 規定しない － 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。	
						矢板法線に対する出入	± 100			打込完了時10本に1本及び計画法線の変化点	
						矢板法線に対する傾斜	10/1000以下			打込完了時、全数確認後、10本に1本及び変化点	
						矢板法線方向の傾斜（両端部）	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下			施工中適宜。打込み完了時（両端部）	
						矢板天端高	± 100			打込完了時10本に1本	
						矢板継手部の離脱				全数	観察結果を報告
			14	4	腹起	取付高さ		取付完了時 両端（継手毎）全数		管理表を作成し提出	
						継手位置				取付完了時、全数	観察結果を報告
						ボルトの取付				取付完了時、全数	
						矢板と腹起しとの密着度				タイロッド毎、全数	

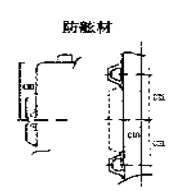
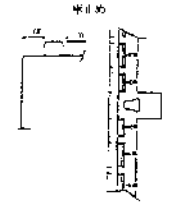
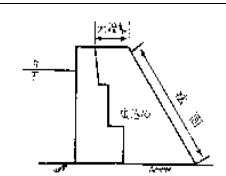
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	3	3	14	5	タイ材 (タイロッド取付け)	取付高及び水平度		縮付後両端、全数		管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要		
						矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔		縮付後両端、全数			管理表を作成し提出	
						定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること。	全数			観察結果を報告	
						ターンバックルのねじ 込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数				
						リングジョイントのコン クリートへの埋込み		全数				
						支保材の天端高さ		適宜				管理表を作成し提出
				14	5	タイ材 (タイワイヤー取付け)	取付高さ			縮付後両端、全数	管理表を作成し提出。 腹起しに取付ける場合は不要。	
							矢板法線に対する取付 角度および取付間隔			縮付後両端、全数		管理表を作成し提出
							定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること		全数		観察結果を報告
							定着具端部栓の取付			全数		
							トランペットシースの 取付			全数		
			15 16		杭打工 (栈橋ドルフィン脚 柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	打込記録		支持杭は全数 その他は20本に1本	打込工法記録を提出			
						杭天端高	± 50	打込完了時、全数		管理表を作成し提出		
						杭頭中心位置	100 以下					
						杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下					
			17	(防食) 電気防食	取付位置		取付完了後、全数	確認結果を報告				
					電位測定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎		測定表を作成し提出			
				(被覆防食) FRPモルタル	取付高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設と は、コンクリートモルタルの配合 1回当たりの打設を示す。				
				(被覆防食) ペトラタム		鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。					
(被覆防食) コンクリート	高さ (被覆範囲)			鋼管杭：全数 矢板：1打設3ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設と は、コンクリートモルタルの配合 1回当たりの打設を示す。							
防食塗装				鋼管杭：全数 矢板：5.0m ² に1ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要			
4	3	5	2		床堀	測深	法部（外測） 2,000	設計図書の測点ごとに測定する。	<p>法部（斜面に直角に測定） 法部（斜面に直角に測定）</p> 	<p>平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。</p> <p>『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』</p>			
							法部（内測） 300						
					底面 ± 300								
			6		4	6		置換（置換材均し）	延長	+規定しない - 0	施工完了後。		管理図に延長を記入し提出。
									天端高	±500	設計図書の測点ごとに測定する。		管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出。
									天端幅	+規定しない - 0			
	法面												
	6	基礎工	4	6		基礎 (基礎捨石工)	本均し	延長	+ 規定しない	設計図書の測点ごとに測定する。	<p>『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』</p> 	出来形図を作成し提出。	
								天端幅	- 100				
								天端高	± 50				
							荒均し	天端高	± 500 岸壁前面 + 0 - 200				注1) 係留施設、護岸、土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 出来形図を作成し提出。
								法 面	法部 (法面に直角) ± 500				出来形図を作成し提出。
天端幅								+ 規定しない - 100					
		6			基礎 (基礎ブロック)	異形ブロック 据付面の高さ	異形ブロック 据付面の高さ (層積) ±300 据付面の高さ (乱積) ±500	<p>※詳細は監督員との協議による。</p>					
						天端幅	+ 規定しない - 100						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	3	7	2		ケーソン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁 1箇所		管理表を作成し提出。		
						高さ	+ 30 - 10	完成時、四隅				
						幅 長さ	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端				
						底版厚さ	+ 30 - 10	底版完成時 各室中央部 1ヶ所				
						フーチング高さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅				
						対角線	± 50	底版完成時及び完成時				
						バラスト	砕石・砂 ± 100 コンクリート ± 50	各室中央部 1ヶ所				
	7	3	7	3		ケーソン据付 (岸壁)	目地 間隔	(2000 t 未満)	100 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		管理表を作成し提出
								(2000 t 以上)	200 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		
							法線 の 出 入	(2000 t 未満)	± 100	据付完了後、両端 2ヶ所		
								(2000 t 以上)	± 150	据付完了後、両端 2ヶ所		
							天端高			据付完了後、中詰完了後、四隅		
							延長			据付完了後、法線上		
						ケーソン据付 (防波堤)	目地 間隔	(2000 t 未満)	200 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		
(2000 t 以上)								300 以下	据付完了後、天端 2ヶ所			
法線 の 出 入 り							(2000 t 未満)	± 200	据付完了後、両端 2ヶ所			
							(2000 t 以上)	± 300	据付完了後、両端 2ヶ所			
天端高									据付完了後、中詰完了後、四隅			
延長									据付完了後、法線上			

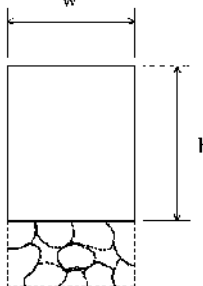
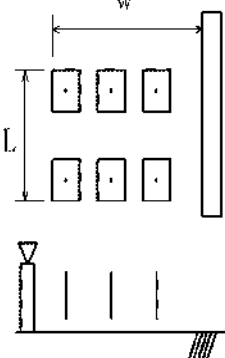
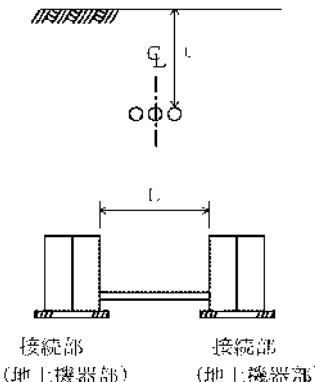
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
4	3	8	2		ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	幅	+ 20 - 10	幅、長さは両端部の上面、下面 高さは、四隅、壁厚は各壁2ヶ所 L型、セルラーは全数。 直立消波、方塊は10個に1個以上 (但し、最低3個、3個未満は全数)		管理表を作成し提出							
						高さ	+ 20 - 10			管理表を作成し提出。							
						長さ	+ 20 - 10			管理表を作成し提出。 セルラー、方塊							
						壁厚	± 10			管理表を作成し提出。							
						対角線	± 30			管理表を作成し提出。							
			3		ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	法線に対する出入り	± 50	据付後ブロック1個につき2ヶ所 (最下段、最上段)		管理表を作成し提出。							
						隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50 以下 直消、方塊 30 以下										
						天端高					据付完了後、ブロック1個につき 2箇所(最上段のみ)						
						延長					据付完了後、法線上(最上段のみ)						
		12	2			コンクリート矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 施工中適宜 打込完了時(両端部)		管理表を作成し提出。						
							矢板法線に対する出入	±100									
							矢板法線に対する傾斜	2/100以下									
							矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下									
							矢板天端高	± 50									
矢板継手部の離脱							全数	観察結果を報告									
15	2											被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+ 規定しない - 200	設計図書の測点ごとに測定する。		出来形図を作成し提出
													天端均し	± 500 異形ブロック 擦付面(整積) ± 300 岸壁前面 + 0 - 200			
													天端幅	+ 規定しない - 200			
													法部均し	(斜面に直角) ± 500			
		4		被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ± 300											
					異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	± 500											
天端幅	+ 規定しない - 200																

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	3	16	2 3		防波堤上部工	(天端幅10m以下)				測定表を作成し提出
						延長	+規定しない - 0	法線上		
						天端幅	± 30	1 スパン3ヶ所		
						法線に対する出入	± 50	1 スパン2ヶ所		
						天端高 厚さ	± 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上		
						(天端幅10mを超える)				
						延長	+規定しない - 0	法線上		
						天端幅	+ 50 - 30	1 スパン3ヶ所		
						法線に対する出入	± 50	1 スパン2ヶ所		
						天端高 厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上		
		16	2		岸壁	延長	+規定しない - 0	法線上		測定表を作成し提出
	法線に対する出入					± 30	1 スパン2ヶ所			
	天端高 厚さ 天端幅					± 20	1 スパン3ヶ所			
	防舷材ベッド						スパン毎			
				栈橋上部コンクリート	岸壁に同じ	岸壁に同じ	岸壁に同じ		測定表を作成し提出	
		17	2		係船柱 (直柱、曲柱)	天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出
	岸壁前面に対する出入						据付完了時、全数			
	中心間隔						据付完了時、各スパン毎中心部、各基			
	基礎コンクリート幅 (直柱)						完了時、全数、天端両端			
	基礎コンクリート長さ (直柱)						完了時、全数、前後面			
基礎コンクリート高さ (直柱)						完了時、全数、中心点				

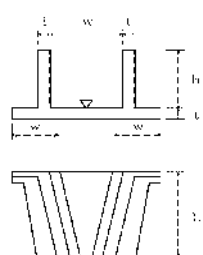
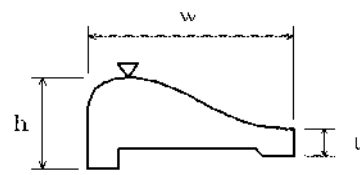
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	3	17	3		防舷材	取付高さ		取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出	
						中心間隔		取付完了時、中心部、全数			
			4		車止め	天端高		取付完了時、中心部、全数			管理表を作成し提出
						岸壁前面に対する出入	± 30	取付完了後中心部を1点			観察結果を報告
						取付間隔		上部工1スパンに2ヶ所			確認結果を報告
			塗装								
			警戒色 (シマ模様)		完了時適宜						
	18	3	1	1	異形ブロック製作	形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック準用する 出来形・シュミット管理	ブロックの天端、肩、法 コンクリート打設毎の10%を測定する。	形状寸法、 ブロック諸元による。	
						延長	+ 規定しない - 100	設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合は特記仕様書による。	2層以下の災害復旧、 維持工事等は適用除外。	
						天端高(層積)	+ 規定しない - 300				
天端高(乱積)	+ 規定しない - ブロック高の1/3										
19	2			裏込め均し	天端高	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。		
					天端幅	+ 規定しない - 100			マットを使用する場合を含む。 出来形図を作成し提出。		
					法面 (斜面に直角に測定)	± 200			出来形図を作成し提出。		
					延長	+ 規定しない - 100					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	3	19	4		埋立 裏埋	区域		設計図書の測点毎に測定する。		この基準によりがたい場合、特記仕様書による。
						地盤高	- 0			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
6	河川編	1	10	8	杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
6	河川編	1	13	3	配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	1	13	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	3	5	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			
6	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル 鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200			

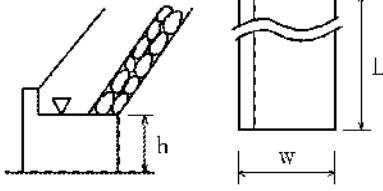
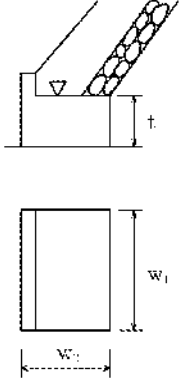
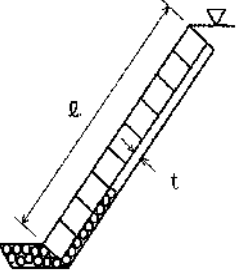
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6	河川編	3	5	7 8	翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				
6	河川編	4	6	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				
6	河川編	5	堰	6	13 14	閘門工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	5	堰	7	8 9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							堰長 L	L < 20m			
L ≥ 20m	-100										

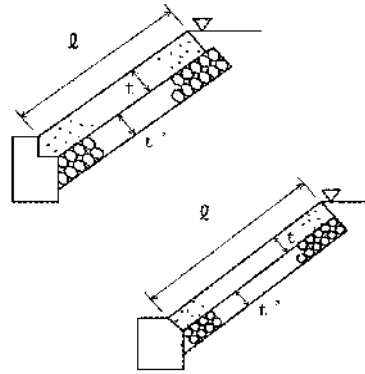
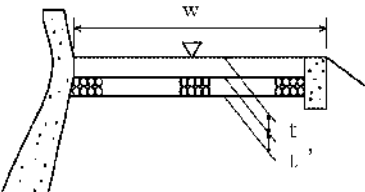
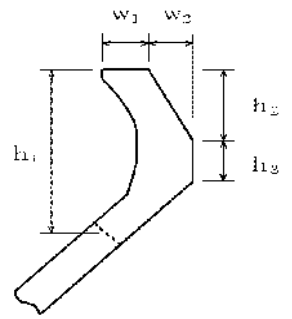
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	5	8	3		魚道本体工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
6	5	9	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支点長及び 中心線の変化	± 50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	6	4	6	機場本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	6	4	7	燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	6	5	7	コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

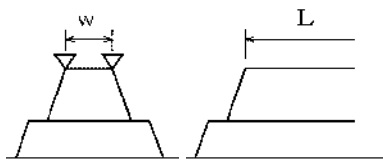
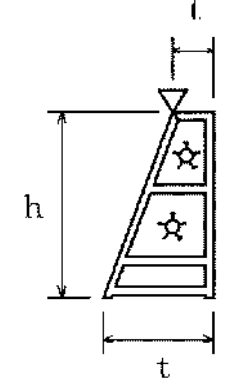
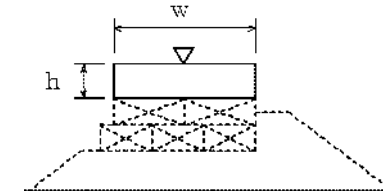
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	7	4	6	本體工 (床固め本體工)	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			
6	河川編	7	4	8	水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6	河川編	7	5	6	側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎にて測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

単位:mm

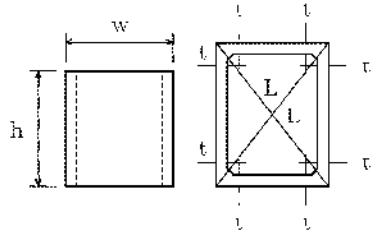
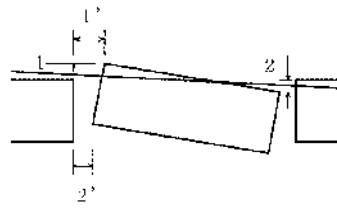
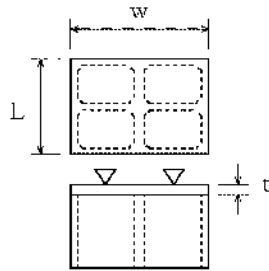
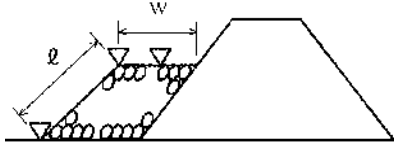
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸 編	1	5	5	場所打コンクリート工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	5	6	海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1	-20				
						ブロック横幅 w_2	-20				
						延長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚さ t					-50
						延長 L					-200

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 t'					-50
						延長 L					-200
7	1	8	2		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w					-50
						厚さ t					-10
						基礎厚 t'					-45
						延長 L					-200
7	1	9	3		波返工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w_1, w_2					-30
						高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3					-50
						高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3					-100
						延長 L					-200

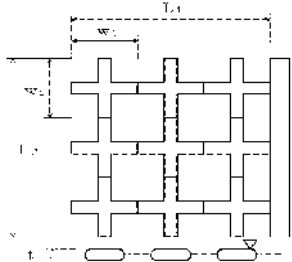
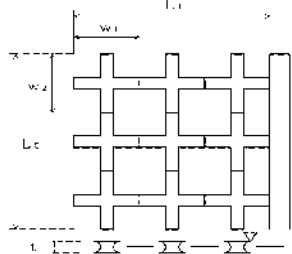
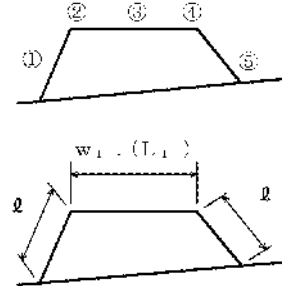
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸編	2	4	4	捨石工	規 準 高 ▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 		
							表面均し	±100			
							荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ			±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ			±300
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ			±500
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ		±300			
						法長 l	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天端幅 w_1	-100				
						天端延長 L_1	-200				
						7	河川 海岸編	2			4
延長 L	-500										
7	河川 海岸編	2	5	2	捨石工	規 準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。 		
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
						法長 l	-100				
						天端幅 w_1	-100				
						天端延長 L_1	-200				

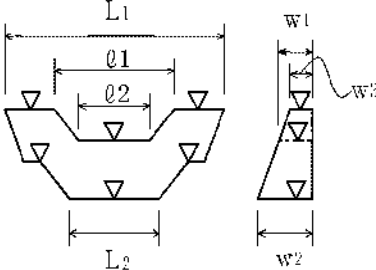
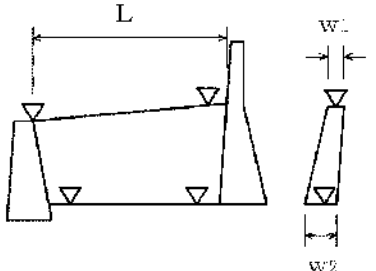
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸 編	2	5	5	海岸コンクリートブロック工	規 準 高 ▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラ インで行う。		
							(層積)ブロック規格 26t以上	±500			
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
						天端幅 w	-ブロックの高さの1/2				
						天端延長 L	-ブロックの高さの1/2				
7	河川 海岸 編	2	5	9	石枠工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さ t	-50				
						高 さ h	h<3m				-50
							h≥3m				-100
						延長 L	-200				1施工箇所毎
7	河川 海岸 編	2	5	10	場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につ き1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				

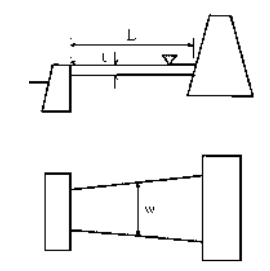
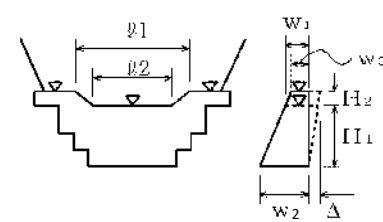
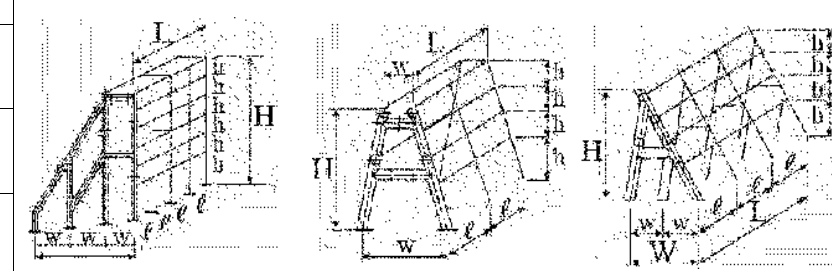
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	基準高▽ バラストの	砕石・砂	±100	各室中央部1箇所			
							コンクリート	±50				
						壁厚 t ₁		±10				底版完成時、各壁1ヶ所
						幅 w		+30 , -10				各層完成時に中央部及び底版と天端は両端
						高さ h ₁		+30 , -10				完成時、四隅
						長さ L		+30 , -10				各層完成時に中央部及び底版と天端は両端
						底版厚さ t ₂		+30 , -10				底版完成時、各室中央部1箇所
						フーチング高さ h ₂		+30 , -10				底版完成時、四隅
7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量 2000t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所				
							ケーソン重量 2000t以上 ±150					
						据付目地間隔 1', 2'	ケーソン重量 2000t未満 100以下				据付完了後、天端2ヶ所	
							ケーソン重量 2000t以上 200以上					
7	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	規 準 高 ▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)			
							水中	±50				
						厚さ t		±30				
						幅 w		±30				
						長さ L		±30				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	2	5	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数			
						幅 w	+20 , -10				
						高さ h	+20 , -10				
						長さ L	+20 , -10				
7	2	5	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)			
						隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50以下				
7	2	5	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	規 準 高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水中	±50			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長さ L	±30			
7	2	6	2		捨石工	規 準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
							法長 ℓ	-100			
							天端幅 w	-100			
							天端延長 L	-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川 海岸編	2	突堤・人工岬	6	根固め工	3	根固め工	規 準 高 ▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		
									乱積	±t/2			
									厚さ t	-20			
								幅 W ₁ W ₂	層積	-20			
									乱積	-t/2			
								延 長 L ₁ L ₂	層積	-200			
乱積	-t/2												
7	河川 海岸編	2	突堤・人工岬	7	消波工	3	消波工	規 準 高 ▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
									乱積	±t/2			
									厚さ t	-20			
									幅 w ₁ , w ₂	-20			
									延長 L ₁ , L ₂	-200			
7	河川 海岸編	3	海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	3	3	捨石工	規 準 高 ▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
								荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
									異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
								被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
									異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
									法長 ℓ				-100
									天端幅 w ₁				-100
									天端延長 L ₁				-200

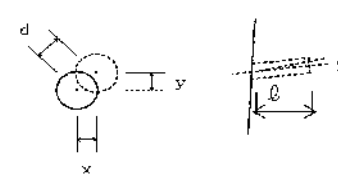
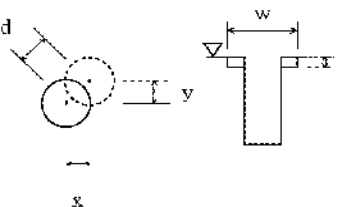
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定		
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定。		ICT	
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	-30				
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	+100 -0				
						堤長 L_1, L_2	-100				
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定。		ICT	
						幅 w_1, w_2	-30				
						長さ L	-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	8	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測定の管理方法を用いる ことができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定により管理を行う場合は、 堤長の変化点で測定。		ICT	
						幅 w	-100				
						厚さ t	-30				
						延長 L	-100				
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所 で測定。 2. ダブルウォール構造の 場合は、堤高、幅、袖 高は+の規格値は適用し ない。		
							長さ l_1, l_2	± 100			
							幅 w_1, w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖高 ∇	± 50			
							幅 w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$			
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	延長 L	± 50	図面の寸法表示箇所 で測定。 			
						堤長 l	± 10				
						堤幅 W	± 30				
						堤幅 w	± 10				
						高さ H	± 10				
						高さ h	± 10				

(次項に続く)

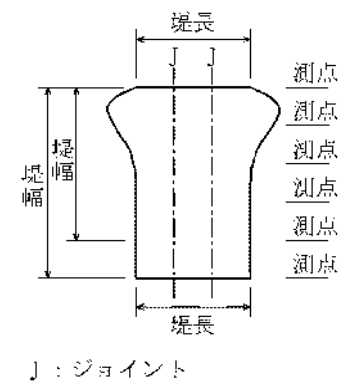
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	延長 L	±50			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						延さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さ h	h<3m			
高さ h	$h \geq 3m$	-100								
8	2	5	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。)		
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。)		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
						延長 L	-200			

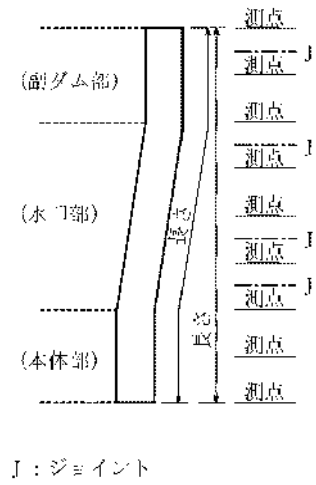
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量d	150			
						長さL	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。		
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内			

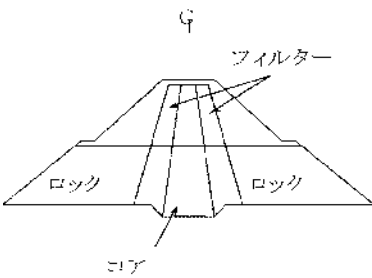
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			
9	1	4			コンクリートダム工 (水叩)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 	
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			



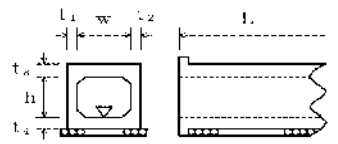
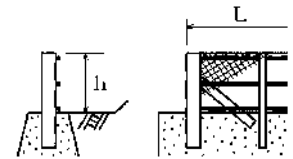
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	1	4			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	2	4	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		
						外側境界線	-0, +500			
9	2	4	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9	2	4	7		ロックの盛立	基準高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	-0, +2,000			

単位:mm

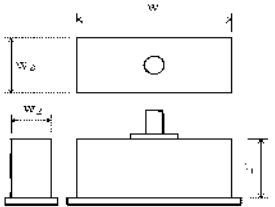
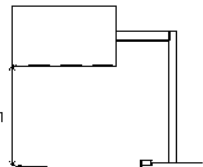
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	ダム編	2			フィルダム (洪水吐)	基準高 ∇	± 20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	± 30			
						厚さ t	± 20			
						幅 w	± 40			
						リフト高さ	± 20			
						長さ L	± 100			
9	ダム編	3	3		ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテ ングラウトに適用する。		
						配置誤差	100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	道路編	1	3	2	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
10	道路編	1	9	6	場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。				
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20					
						幅(内法) w	-30					
						高さ h	± 30					
						延長 L	$L < 20\text{m}$					-50
							$L \geq 20\text{m}$					-100
10	道路編	1	11	4	落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		ICT		
						延長 L	-200					
10	道路編	1	11	5	落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点にて測定。		ICT		
						延長 L	-200				1施工箇所毎	
											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点にて測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		ICT		
						延長 L	-200				1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						基礎	幅 w_1, w_2				-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							高さ h				-30	
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						延長 L	-200				1施工箇所毎	
						基礎	幅 w_1, w_2				-30	基礎1基毎
							高さ h				-30	
						アンカー長	打込み ℓ				-10%	全数
							埋込み ℓ				-5%	
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						高さ h	-30					
						延長 L	-200				1施工箇所毎	
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所			
							ずれ a	10				
							ねじれ b-c	5				
							倒れ d	$h \times 0.5\%$				
						高さ h	+30, -20					
						延長 L	-200	1施工箇所毎				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均(X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高 ▽	±50	-	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が1,000㎡未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	-				
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>			
						幅	-25	-				

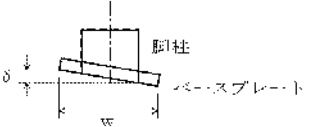
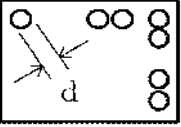
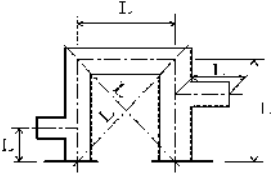
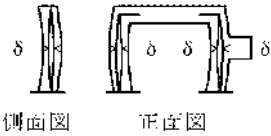
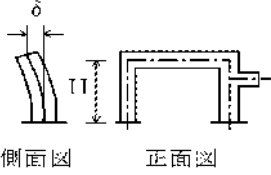
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
					沓掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	-			
					沓掛版工 (アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
アンカー長	±20	全数								
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎		ICT
						高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		ICT

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0 ~ +50	接続部間毎に1ヶ所		
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10	2	12	6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所			
					高さ h	-30				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔の径d	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長L(m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。			
							柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ(m)			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	6	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						壁壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 l ₁	-50			
						敷長 l ₂	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

(次頁に続く)

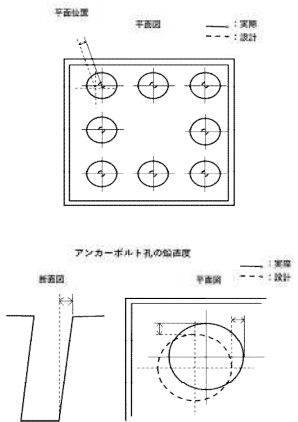
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	6	8		橋台躯体工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 杓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。</p>	
						平 面 位 置	±20			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	1	橋脚躯体工	基準高 ∇	± 20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
					(張出式)	厚さ t	-20			
					(重力式)	天端幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
					(半重力式)	敷幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			

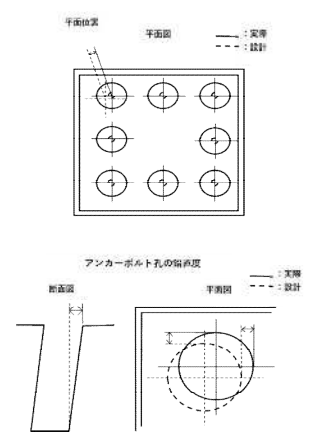
(次頁に続く)

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。</p> 	
							平 面 位 置	±20		
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下		

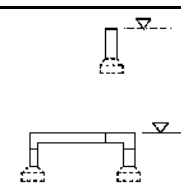

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1	-20			
						敷幅 w_2	-20			
						高さ h	-50			
						長さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
					(次頁に続く)					

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 杓 座 の 中 心 で は な く 、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定 。</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向 、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測 。</p> 	
							平 面 位 置	±20		
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下		

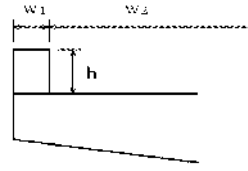
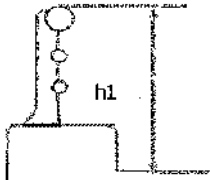
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ l	-50			
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p> 中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向) </p>	
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			

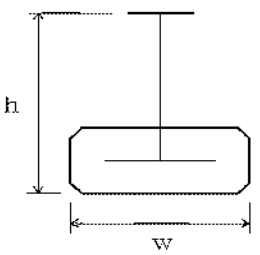
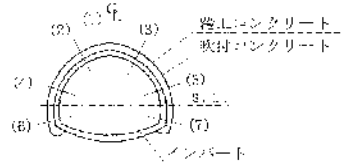
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  中心線の変位 (a: 橋軸直角方向) (b: 橋軸方向) 			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
10	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合			
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		

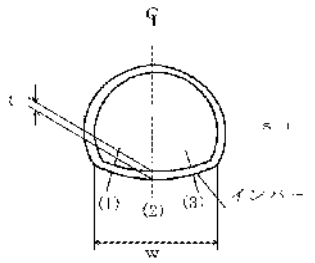
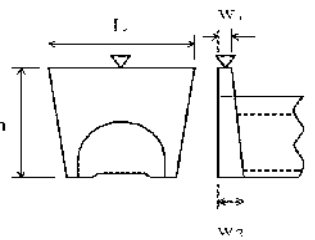
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋
							±5				±(4+0.5× (B-2))
						水 平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上										
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋
							±5				±(4+0.5× (B-2))
						水 平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上										

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)		
10 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w_2	0~+30			
10 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	6	7	橋梁用防護柵工	天端幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
					橋梁用高欄工	地覆の幅 w_2	-10~+20			
					高さ h_1	-20~+30				
					高さ h_2	-10~+20				
					有効幅員 w_3	0~+30				
10 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	5	6	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ:スパン長		
						高さ h	10 -5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ± 10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10	6	4	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で 施工端部、突出部等の 特殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以上を確 保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該 当する地盤とする。		
10	6	4	4		ロックボルト工	位置間隔	-	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角度	-			
						削孔深さ	-			
						孔径	-			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

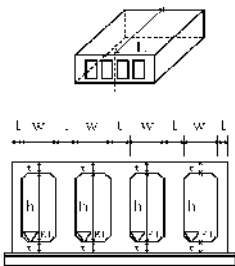
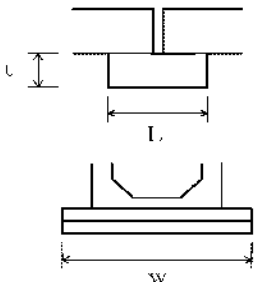
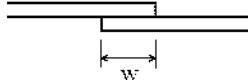
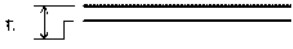
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	道 路 編	6	ト ン ネル (N A T M)	5	覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高 ▽ (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
							幅 w (全幅)	-50				
							高さ h (内法)	-50				
							厚さ t	設計値以上				
							延長 L	-				
							中心線の偏心量	直線部±100 曲線部±150				
10	道 路 編	6	ト ン ネル (N A T M)	5	覆 工	5	床版コンクリート工	幅 w	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
							厚さ t	-30				

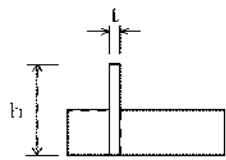
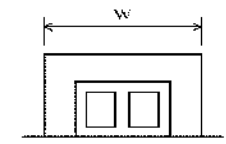
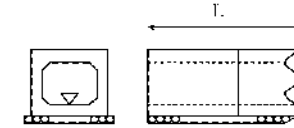
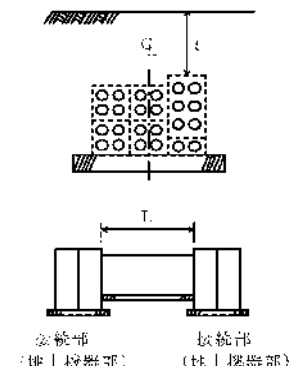
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	6	6	4		インバート本体工	幅 w(全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	-				
10	6	8	4		坑門本体工	基準高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延長 L	-200				

単位:mm

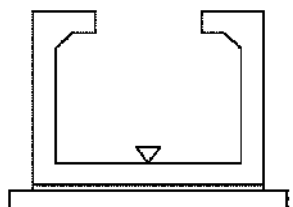
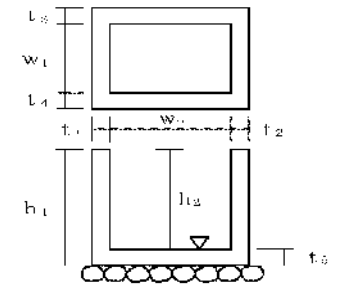
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	6	8	5		明り巻工	基準高▽(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さh(内法)	-50			
						厚さ t	-20			
						延長 L	-			

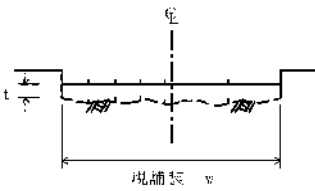
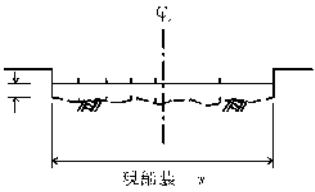
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	道路編	11	共同溝	6	2	現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 で測定。		
							厚さ t	-20			
							内空幅 W	-30			
							内空高 h	± 30			
							ブロック長 L	-50			
10	道路編	11	共同溝	6	4	カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		
							幅 w	-20			
							長さ L	-20			
10	道路編	11	共同溝	6	5	1	防水工	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で 測定。		
							(防水)				
10	道路編	11	共同溝	6	5	2	防水工	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
						(防水保護工)					

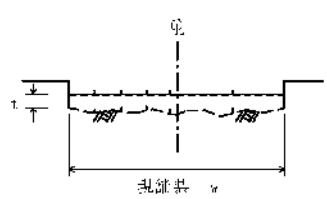
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	道路編	11	6	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。 		
							幅 w	±50			
							厚さ t	-20			
10	道路編	11	7	2	プレキャスト躯体工	基準高 ∇	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長:1施工箇所毎			
						延長 L	-200				
10	道路編	12	5	2	管路工(管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 (管路センターで測定)			
						延長 L	-200				

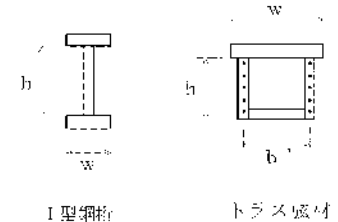
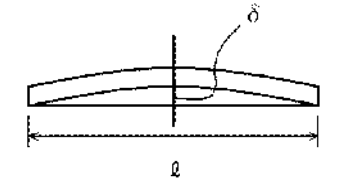
単位:mm

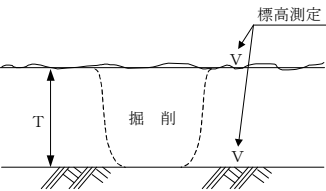
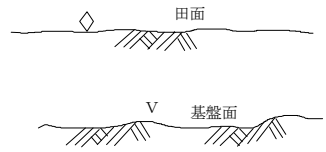
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	12	5	3		プレキャストボックス工	基準高 ▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		
					(特殊部)					
10	12	6	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の計測値(x)	計測値の平均(̄x)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差)(切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差(切削)は、原舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

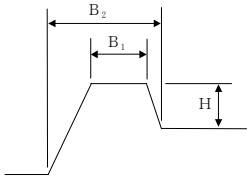
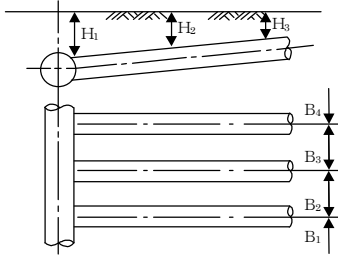
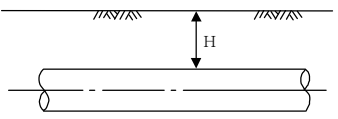
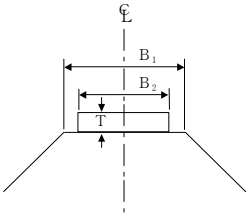
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の計測値(x)	計測値の平均(\bar{x})			
10	14	4	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔 b'(m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁 トラス部材</p>	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
											フランジの直角度 δ (mm)
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$l/1,000$	-		主要部材全数を測定。 l :部材長(mm)		

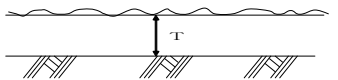
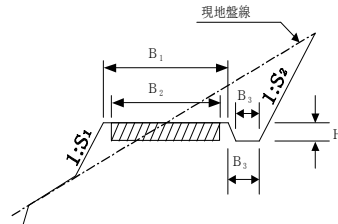
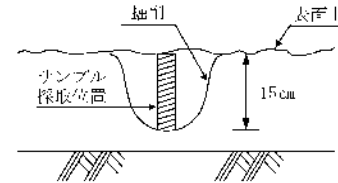
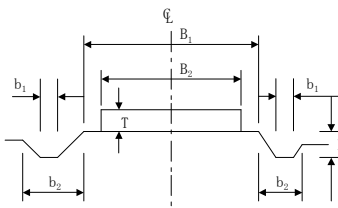
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 業 農 村 整 備 編	2	3	1	表土扱い	厚 さ (T)	- 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)		
		3	1	1	基盤造成 表土整地	基 準 高 (V)	± 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する) 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1 基準高は基盤面の高さとする。 2 均平度は 基盤整地後 と表土埋戻後に測定する
						均 平 度 (◇)	± 50			
		3	1	1	基盤造成 表土整地 (面管理の場合)	標高較差 (平均値)	± 50	1. 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測はほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高格差の評価から除く。 5. 「個々の計測値」は、全ての測定値が規格値を満足しなければならない。規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。		
標高較差 (個々の計測値)	± 150									

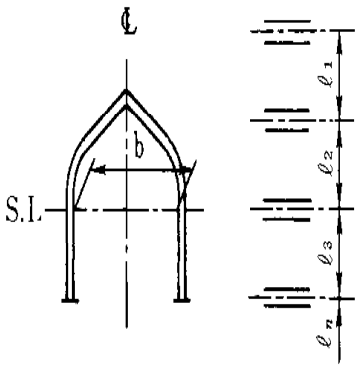
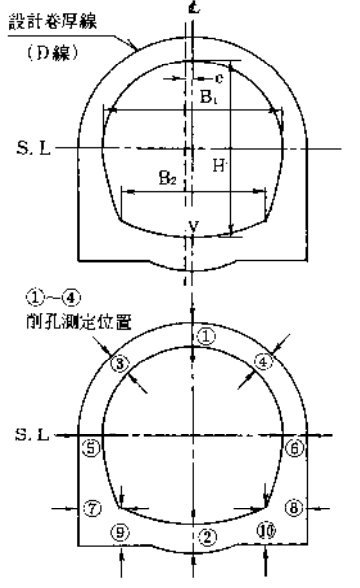
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
	3	整地工	1		畦畔復旧	幅 (B)	- 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1畝区につき1箇所の割合で測定する。			
						高 さ (H)	- 50				
		3	整地工	4	暗渠排水工	吸水渠	布 設 深 (H)	- 75	上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。		
							間 隔 (B)	± 750			
							延長 L	500m未満			
				500m以上	- 0.2%						
	3	整地工	4	暗渠排水工	集水渠(支線)	布 設 深 (H)	- 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。			
					導水渠(幹線)	延長 L	500m未満				- 1000
							500m以上				- 0.2%
	11	2	7	11	道路工 (砂利道)	幅 (B)	- 150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。			
厚 さ (T)						- 45					
延長 L						200m未満	- 400				
						200m以上	- 0.2%				

舗装を行うときは、土木工事共通編3-2-6一般舗装工を適用する

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	3	5	1		耕起深耕	果 樹	- 75	おおむねha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。		
						野 菜	- 15			
						耕起深 (T)				
			1	テラス (階段畑)	幅 (B1)	- 150	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。			
					耕 起 幅 (B2)	- 150				
					側 溝 幅 (B3)	- 75				
					側 溝 高 さ (H)	- 75				
			1	土壌改良	p H測定	± 0.5	おおむね50a当たり1箇所(深さ15cm)改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)		地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。	
					基 準 高 (V)	± 300				
			6	道路工 (耕作道)	幅 (B)	- 150	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。			
					厚 さ (T)	- 45				
					側 溝 幅 (b)	- 75				
側 溝 高 さ (H)	- 75									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 業 農 村 整 備 編	5	5	1	支保工	幅 (b)	(Bタイプ) - 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。		<p>破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路編6章トンネル(NATM)を参考とする。</p>
						(C、Dタイプ) - 40				
						間 隔 (ℓ) ± 75				
				2	コンクリート覆工	基 準 高 (V)	± 50	<p>1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>2. 巻 厚</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p>		
						幅 (B)	- 40			
						巻 厚 (T)	- 0			
						高 さ (H)	- 40			
						中心線のズレ (e)	直 線 部			± 100
							曲 線 部			± 150
延長 L	150m未満	- 150								
	150m以上	- 0.1%								

単位：mm

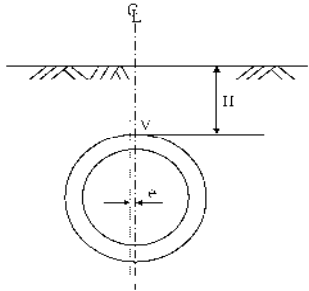
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	農 水 路 開 渠 工 事 農 村 整 備 編	6	6	2	現場打開水路	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。		スパン長の標準を9mとした場合	
						幅 (B)	- 25				
						厚 さ (T)	- 20				
						高 さ (H)	- 25				
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50
							曲 線 部				± 100
						スパン長(L)	直 線 部				± 20
							曲 線 部				± 30
		延長L	150m未満	- 150							
			150m以上	- 0.1%							
		7	暗 渠 工	2	現場打サイホン	基 準 高 (V)	± 50	上記と同一		スパン長の標準を9mとした場合	
						幅 (B)	- 20				
						厚 さ (T)	- 20				
						高 さ (H)	- 20				
中心線のズレ(e)	直 線 部					± 50					
	曲 線 部					± 100					
スパン長(L)	直 線 部					± 20					
	曲 線 部					± 30					
延長L	150m未満	- 150									
	150m以上	- 0.1%									

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
11	農 業 農 村 整 備 編	水 路 工 事	7	2	現場打暗渠	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		スパン長の標準を9mとした場合									
						幅 (B)	- 20												
						厚 さ (T)	- 20												
						高 さ (H)	- 20												
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50								
							曲 線 部				± 100								
						スパン長(L)	直 線 部				± 20								
							曲 線 部				± 30								
						延長L	150m未満				- 150								
							150m以上				- 0.1%								
	開 渠 工	6	3	3	鉄筋コンクリート大型 フリューム 鉄筋コンクリートL形 水路	基 準 高 (V)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		幅、厚さはL形水路のみ測定する。									
						幅 (B)	- 25												
						厚 さ (T)	- 20												
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50								
							曲 線 部				± 100								
						延長L	150m未満				- 150								
							150m以上				- 0.1%								
						暗 渠 工	7				3	3	ボックスカルバート水路	基 準 高 (V)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。			
														中心線のズレ(e)	直線部				± 50
															曲線部				± 100
	延長L	150m未満	- 150																
150m以上		- 0.1%																	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
11	農 業 農 村 整 備 編	8	5		管体基礎工 (砂基礎等)	幅 (B)	- 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は、 $V2V1$ で算出するものとする。			
						高 さ (H)	± 30						
		6		管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) RC管	3	2	管水路 (ダクタイル鉄管) K形、T形、U形	基準高(V)	被圧地下水のない場合	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は埋戻り完了とする。 ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻り後の管頂(V2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻り時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻り完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻り完了時点とする。
									被圧地下水のある場合	± 50			
								中心線のズレ(e)		± 100			
								ジョイント間隔(z)		別表ア参照			
								延長L	200m未満	- 200			
									200m以上	- 0.1%			
3	2	(強化プラスチック複合管) B形、T形、C形	2	(ダクタイル鉄管) K形、T形、U形	基準高(V)	被圧地下水のない場合	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	ジョイントは埋戻り位置とする 基準高(V)は、 V_1 、 V_2 のいずれか一方を測定し管理する。	Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は埋戻り完了とする。 ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻り後の管頂(V2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻り時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻り完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻り完了時点とする。			
						被圧地下水のある場合	± 50						
					中心線のズレ(e)		± 100						
					ジョイント間隔(z)		別表イ及びウ参照						
					延長L	200m未満	- 200						
						200m以上	- 0.1%						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	8	6	1		管水路 (硬質塩化ビニル管)	基 準 高 (V)	± 50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する		
						埋 設 深 (H)	- 50			
						中心線のズレ(e)	± 120			
						延長 L				
						200m未満	- 200			
						200m以上	- 0.1%			

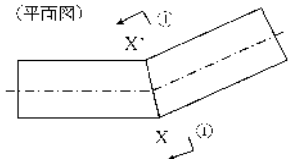
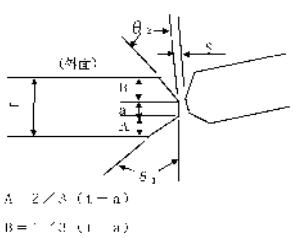
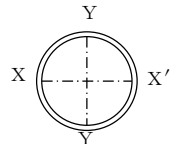
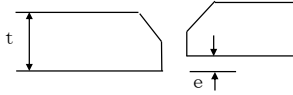
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
11	8	6	4		管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管 外 面 長寿命形プラスチック被覆とする 管 内 面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は別表オのとおりとする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。							
					管布設	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">基準高(V)</td> <td>被圧地下水のない場合</td> <td>± 30</td> </tr> <tr> <td>被圧地下水のある場合</td> <td>± 50</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中心線のズレ(e)</td> <td>± 45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長L</td> <td>200m未満</td> <td>- 200</td> </tr> <tr> <td>200m以上</td> <td>- 0.1%</td> </tr> </table>	基準高(V)	被圧地下水のない場合	± 30	被圧地下水のある場合	± 50	中心線のズレ(e)		± 45	延長L	200m未満	- 200
基準高(V)	被圧地下水のない場合	± 30															
	被圧地下水のある場合	± 50															
中心線のズレ(e)		± 45															
延長L	200m未満	- 200															
	200m以上	- 0.1%															

単位：mm

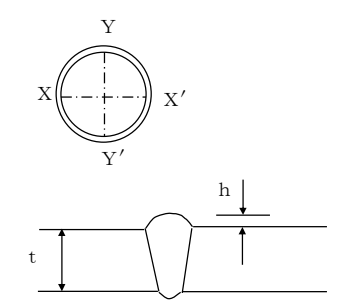
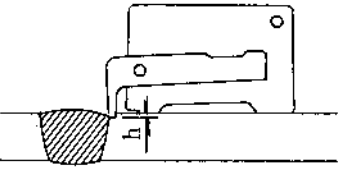
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
11	8	6	4		V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。		
						べベル角度(θ)	30 ~ 35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。				
						ルートフェイス(a)	≤ 2.4					
					V型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。		
							べ べ ル 角 度 (θ)				Y、Y' :	30 ~ 35°
											X' :	35 ~ 15°
						X :					30 ~ 50°	
						ルートフェイス(a)	≤ 2.4					

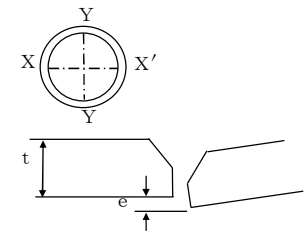
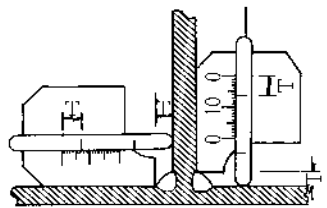
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	8	6	4		V型開先 (片面溶接)	ルートギャップ(s)	1 ~ 4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						べベル角度(theta)	30 ~ 35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		
						ルートフェイス(a)	≦ 2.4			
					V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギャップ(s)	4 以上	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						べベル角度(theta)	22.5 ~ 27.5°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		
						ルートフェイス(a)	≦ 2.4			
X型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。					
		べ べ ル 角 度	theta 1			30 ~ 35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。			
		theta 2	40 ~ 45°							
		ルートフェイス(a)	2 以下							

単位：mm

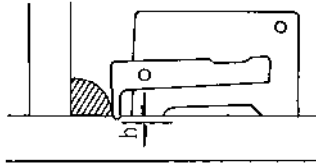
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	<p>(平面図)</p>  <p>(断面図)</p>  <p>A = 2/3 (t-a) B = 1/3 (t-a)</p>	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
						ベベル角度 θ1	Y、Y' :				30 ~ 35°
							X' :				35 ~ 15°
							X :				30 ~ 50°
						ベベル角度 θ2	Y、Y' :				40 ~ 45°
							X' :				40 ~ 60°
							X :				45 ~ 25°
					ルートフェイス(a)		2 以下				
					周継手溶接	目 違 い (e)	両面溶接 t ≤ 6	e ≤ 1.5	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。	 	t : 板厚 (S63)
							両面溶接 6 < t ≤ 20	e ≤ 0.25t			
							両面溶接 20 < t ≤ 38	e ≤ 5.0			
							片面溶接 t ≤ 6	e ≤ 1.5			
片面溶接 6 < t ≤ 16	e ≤ 0.25t										
片面溶接 16 < t ≤ 38	e ≤ 4.0										

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		周継手溶接	余盛高(h)	$t \leq 12.7$	$h \leq 3.2$	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		t : 板厚
							$t > 12.7$	$h \leq 4.8$			
						アンダカット(h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm（内側にあつては50mm）を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。			
						ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1箇所毎に全円周を目視により点検する。			
その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ビット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		周継手溶接テーパ付き直管	目 違 い (e)	両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		t : 板厚
							両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$			
							両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$			
						余 盛 高 (h)	$t \leq 12.7$	$h \leq 3.2$			
							$t > 12.7$	$h \leq 4.8$			
					すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。			
											のど厚(L)

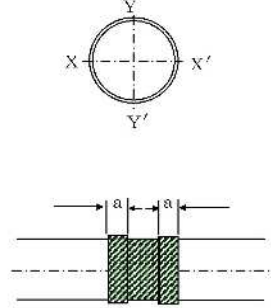
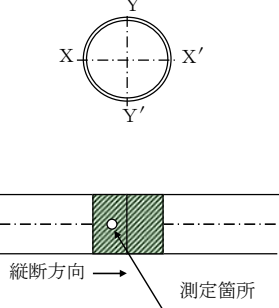
単位：mm

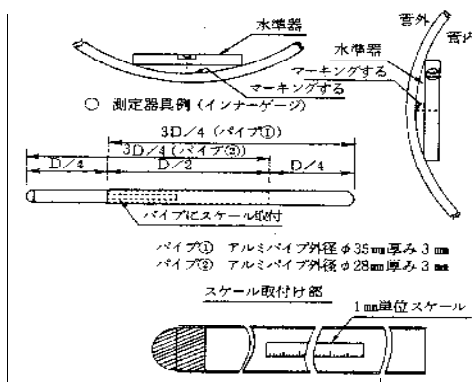
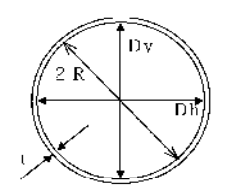
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	8	6	4		すみ肉溶接	アンダカット(h)	0.5<h<1.0 の時アンダ カットの長さ が板厚よりも 大きいものが あつてはなら ない。 h≥1.0 のアン ダカットは あつてはなら	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
						ピット	ピットの直径 が1mm以下で は溶接長さ1 mにつき3個 までを許容す る。しかし直 径が1mmを超 えるものが あつてはなら ない。			
						ビード外観	ビード表面に 極端な不揃い 部分があつて はならない。			
						その他	溶接部及びそ の付近には、 割れ、アーク ストライクの 跡、有害と認 められる程度 のオーバーラ ップ、ジグ跡な どの欠陥が あつてはなら ない。			
					放射線透過試験	別表エ参照		周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。

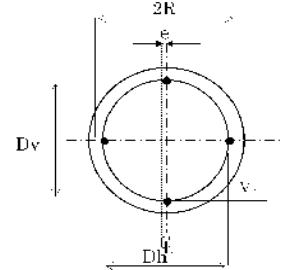
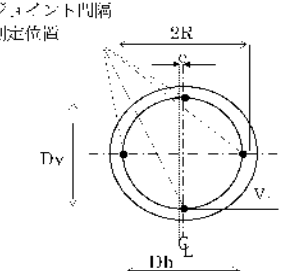
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
11	農	管	6	4	素地調整	外観	水分、錆、油等があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。								
					エポキシ樹脂塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあつてはならない。	現場塗装全面を点検する。		JIS G 3443-4						
						膜厚	最低膜厚は別表才又は特記仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)								
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準試験電圧</th> </tr> <tr> <th>塗膜の厚さ(mm)</th> <th>試験電圧(DC V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </tbody> </table>	標準試験電圧		塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5以上	2,000~2,500	
						標準試験電圧										
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)															
0.5以上	2,000~2,500															
付着性	付着不良の欠陥があつてはならない。		柄のついた鋼製両刃のへら(全長約200mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。													

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	8	6	4		ジョイントコート	焼損	あつてはならない。	ジョイントコート全数を点検する		
						両端のめくれ	有害な欠陥となる大きなめくれがあつてはならない。			
						ふくれ	ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあつてはならない。			
						工場被覆部との重ね代(a)	片側50mm以上			
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	ジョイントコート全数全面を点検する	ホルデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000～12,000Vを標準とする。	
膜厚	別表オのとおり1.5mm以上。ただし、加熱収縮後の厚さとする。	ジョイントコート施工箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき4点測定する。								

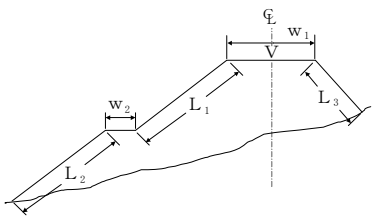
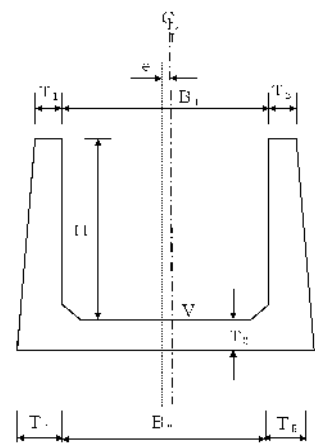
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	8	6			管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。			<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする ③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。  <p>パイプ① アルミパイプ外径φ38mm厚み3mm パイプ② アルミパイプ外径φ28mm厚み3mm スケール取付け部 1mm単位スケール</p>	<p>管径900mm以上には適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p>  <p>たわみ率の計算 $\Delta X = \frac{2R - (Dh - t)}{2R} \times 100(\%)$ 又は $\Delta X = \frac{2R - (Dv + t)}{2R} \times 100(\%)$ 2R：管厚中心直径 t：管厚</p>
					ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526(ダクタイル鋳鉄管)		<p>施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>		
鋼管	J D P A G 1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)		I	± 5%						
強化プラスチック管	J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管)		I 礫質土	± 5%						
	W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)		II	± 5%						
					J I S A 5350(強化プラスチック複合管)					
					FRPM K111-2016(強化プラスチック複合管内圧管 フライムトワインディング成形法)					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6			シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	基準高(V)	± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	 <p>基準高(V)は、V₁を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R < 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (D_b - t)]$ 又は $[2R - (D_v - L)]$ 2R: 管中心直径 t: 管厚</p>	Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定時期は完了時とする。	
						中心線のズレ(e)	直線部				± 100
							曲線部				± 150
						延長L	150m未満				- 150
							150m以上				- 0.1%
						たわみ率					± 5%
					シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V) (既製管挿入工)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	 <p>ジョイント間隔 測定位置</p> <p>基準高(V)は、V₁を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R < 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (D_b - t)]$ 又は $[2R - (D_v + t)]$ 2R: 管中心直径 t: 管厚</p>	Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定時期は完了時とする。	
						基準高(V) (推進工事)	± 50				
						中心線のズレ(e)	± 100				
						ジョイント 間隔(z)	別表ア、イ及び別表ウ参照				
						延長L	200m未満				- 200
							200m以上				- 0.1%
						たわみ率					± 5%

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	9	2			スプリンクラー	埋設深(H)	- 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。		
農	畑	末								
業	か	端								
農	ん	工								
村	施									
整	設									
備	工									
編	事									

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
11	18	3			堤体工	基 準 高 (V)	± 100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。		<ol style="list-style-type: none"> 1 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。 		
						堤 幅 (W)	- 100					
						法 長 (L)	- 100					
						延 長	- 200					
	5	洪水吐工				洪水吐工	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を9mとした場合。	
							幅 (B)	± 30				
							厚 さ (T)	± 20				
							高 さ (H)	± 30				
							中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50
								曲 線 部				± 100
							スパン長(L)	直 線 部				± 20
								曲 線 部				± 30
							延 長	- 150				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	18	6			樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、農業農村整備編11-5水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事共通編3-2-3-29共通の工種に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。 	
						幅 (B)	- 20				
						厚 さ (T)	- 20				
						高 さ (H)	- 20				
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50
							曲 線 部				± 100
延 長	- 150										

別表ア 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔

(単位：mm)

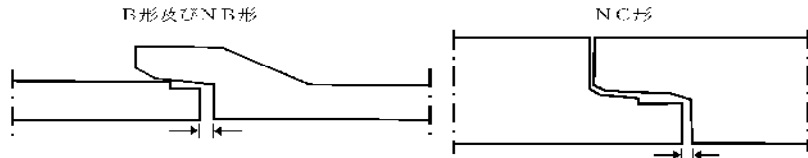
(単位：mm)

呼び径 (mm)	J I S A 5372 RC管(B形管)				J I S A 5372 RC管(NB形管)	
	規 格 値				規 格 値	
	8管水路工事 良質地盤		8管水路工事 軟弱地盤			
150	+20	0	+11	0	+23	0
200	+20	0	+11	0	+23	0
250	+20	0	+11	0	+23	0
300	+18	0	+10	0	+23	0
350	+18	0	+10	0	+23	0
400	+21	0	+11	0	+29	0
450	+21	0	+11	0	+29	0
500	+21	0	+11	0	+29	0
600	+23	0	+13	0	+29	0
700	+21	0	+12	0	+29	0
800	+24	0	+13	0	+29	0
900	+26	0	+15	0	+29	0
1,000	+32	0	+18	0		
1,100	+33	0	+19	0		
1,200	+35	0	+21	0		
1,350	+37	0	+22	0		

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。
また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
3. 標準値は、目地処理のため施工上必要な本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。
4. 管の外から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。

(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合



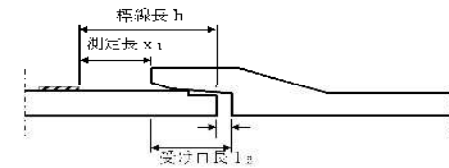
(単位：mm)

呼び径 (mm)	J I S A 5372 RC管(NC形管)			
	標準値		規 格 値	
1,500	5	+33	+5	
1,650	5	+33	+5	
1,800	5	+33	+5	
2,000	5	+33	+5	
2,200	5	+33	+5	
2,400	5	+38	+5	
2,600	5	+38	+5	
2,800	5	+38	+5	
3,000	5	+38	+5	

(2) 外面から計測する場合

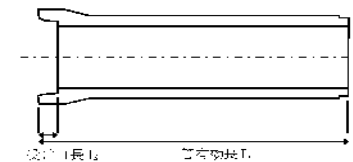
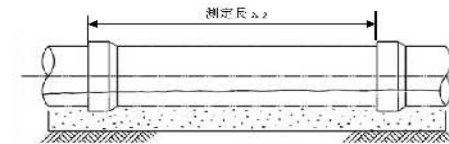
1) 標線による計測

ジョイント間隔＝受け口長 l_2 (標線長 h 俣線長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔＝受け口長 l_2 (管有効長 L 測定長 x_2)

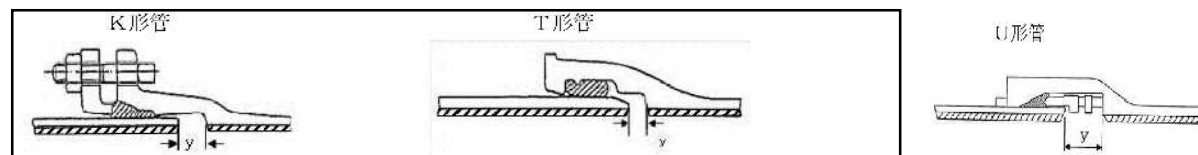


別表イ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔

（単位：mm）

呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1029	
	8管水路工事 K形		8管水路工事 T形（直管）		8管水路工事 T形（異形管）		8管水路工事 U形	
	規格値		規格値		規格値		標準値	規格値
75	+19	0	+16	0	+16	0	—	—
100	+19	0	+16	0	+17	0	—	—
150	+19	0	+16	0	+18	0	—	—
200	+19	0	+14	0	+16	0	—	—
250	+19	0	+14	0	+14	0	—	—
300	+19	0	+24	0	—	—	—	—
350	+31	0	+24	0	—	—	—	—
400	+31	0	+24	0	—	—	—	—
450	+31	0	+24	0	—	—	—	—
500	+31	0	+30	0	—	—	—	—
600	+31	0	+30	0	—	—	—	—
700	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
800	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
900	+31	0	+40	0	—	—	105	+32 - 5
1,000	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,100	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,200	+36	0	+50	0	—	—	105	+33 - 5
1,350	+36	0	+50	0	—	—	105	+35 - 5
1,500	+36	0	+60	0	—	—	105	+35 - 5
1,600	+40	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,650	+45	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,800	+45	0	+80	0	—	—	115	+33 - 5
2,000	+50	0	+90	0	—	—	115	+36 - 5
2,100	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,200	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,400	+60	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,600	+70	0	—	—	—	—	130	+36 - 5

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外面から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。
 4. ダクタイル鋳鉄管のうちK形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は右図のy寸法である。 (U形) yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。
 5. JDPA G 1027（農用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600
 JDPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・T形：250～700、U形：800～2,600
 JDPA G 1027（農用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。
 6. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。
 7. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。

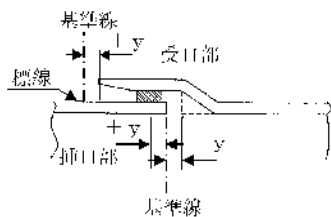


別表ウ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔

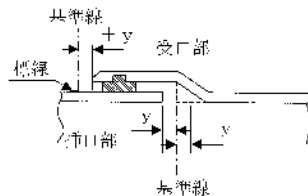
規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350 B 形、C 形 及 び T 形				
	標準値	規格値			
		良 質 地 盤	軟 弱 地 盤		
200	0	+33	0	+22	0
250	0	+33	0	+22	0
300	0	+38	0	+25	0
350	0	+38	0	+25	0
400	0	+43	0	+28	0
450	0	+43	0	+28	0
500	0	+53	0	+35	0
600	0	+53	0	+35	0
700	0	+53	0	+35	0
800	0	+53	0	+35	0
900	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+128	0	+85	0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。
 4. 継手部の標準断面は下図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

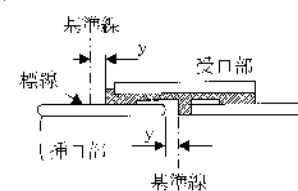
B形



T形



C形



別表エ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

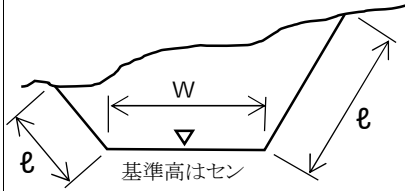
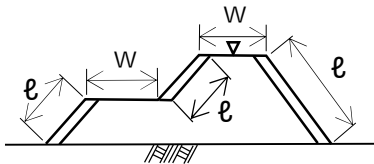
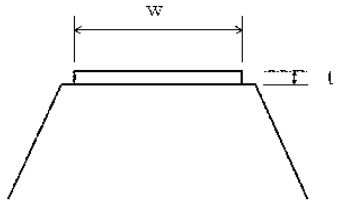
項 目	判 定 基 準
1. ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

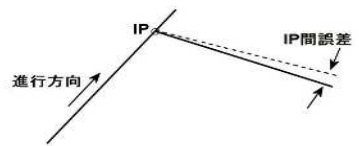
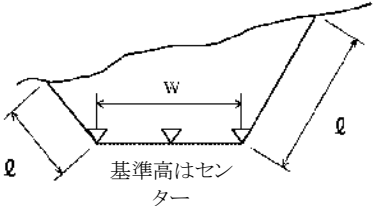
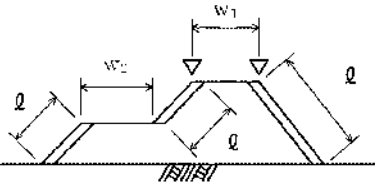
項 目	判 定 基 準
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表オ 塗覆装の方式及びその厚さ

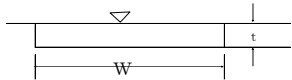
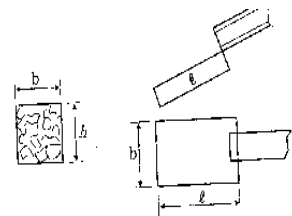
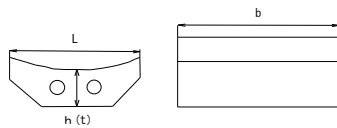
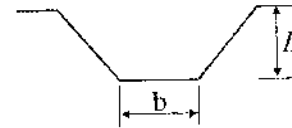
種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上
<p>備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。</p> <p>なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。</p> <p>ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。</p> <p>2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。</p>		

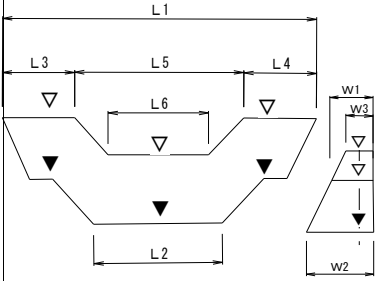
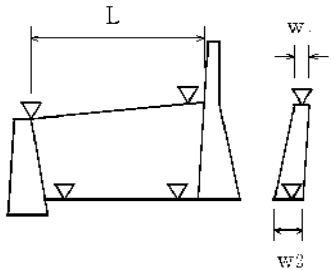
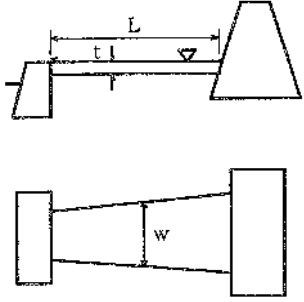
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	2	10	2	2	仮設道路工 (開設、補修工)	基準高 ▽	±100	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。 基準高及び延長については中心線。 (任意仮設は除く)			
						幅w(w ₁ ,w ₂)	-100				
						延長(測点間)ℓ	-400				
						法長 ℓ	(切土)	-400	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。 (任意仮設は除く)		
							(盛土)	-200			
						路面工	幅 W	-100			
					厚 t		-10				
					その他構造物等	各規格値による	各種構造物の測定基準による。				
							2	仮設道路工 掘削工 (面管理の場合)	1共通編-2土工-4道路土工-2-2掘削工(面管理の場合)		による
							3	仮設道路工 盛土工 (面管理の場合)	1共通編-2土工-4道路土工-3-2盛土工(面管理の場合)		による

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
12	2	3			中心線	IP角誤差	交角 ±0° 30'以内	全IP測点 ただし、測点を座標により管理する場合は省略 できる。		林野				
						IP間距離	≤40m				±200			
							>40m				±0.5%			
					横断形	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。 道路中心線及び幅員の端部で測定。						
						幅w(w ₁ ,w ₂)	-100				施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。			
						延長(測点間)L	-200							
						法長SL	ℓ<5m(切土)				-200	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。		
							ℓ≥5m(切土)				設計法長の-4%			
							ℓ<5m(盛土)				-100			
							ℓ≥5m(盛土)				設計法長の-2%			
						横断形 掘削工(面管理の場合)	1共通編-2土工-4道路土工-2-2掘削工(面管理の場合)				による			
					横断形 盛土工(面管理の場合)	1共通編-2土工-4道路土工-3-2盛土工(面管理の場合)		による						
路盤工	厚さ t	-10%	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。		林野									
	幅 w	-50												

単位:mm

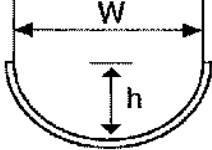
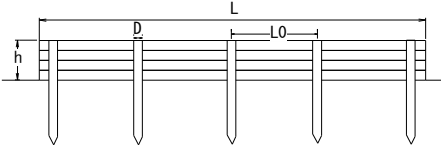
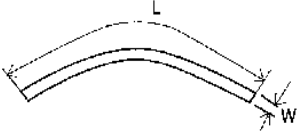
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	森 林 土 木 編	2	3		コンクリート路面工	厚さ t	-10	幅は、延長40m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。厚さについては、端部の測定等により実施することができる。		
						幅 w	-25			
		4	排 水 施 設		流末工	長さ ℓ	-100	全箇所		林野
						幅 b	-50			
						高さ h	-10			
					洗越工	長さ L	-200	全箇所 断面、形状等の変化点について測定する。 出来形図等を作成する。		林野
						幅 b	-30			
						高さ(厚さ) h,t	-50			
					側溝工 (素掘)	高さ h	-50	施工延長40mにつき1箇所とするが、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		林野
						幅 b	-50			
						延長 L	最小-0.1% 最大-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	3				コンクリートダム本体工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基準高 ▽ 床堀高 ▼	±30 +30	図面の表示箇所で測定 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4 ICT
						幅 天端部 W1,W3 堤 幅 W2	-30			
						水通し幅 L5 L6	+100 -0			
						堤 長 L1~L4	-100			
					側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6 ICT
						幅 w1, w2	-30			
						長さ L	-100			
					水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。 厚さは、上下流の両端部及び中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8 ICT
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

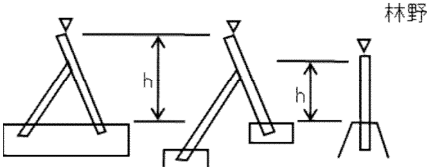
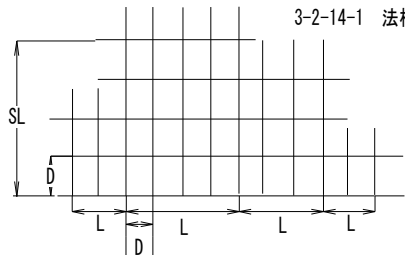
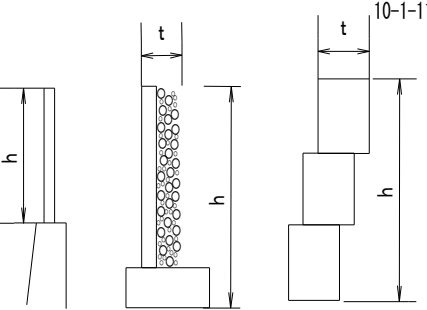
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	3				鋼製堰堤本体工 (谷止工)(不透過型)			8砂防編-1砂防堰堤-9鋼製堰堤工 による。		
					鋼製堰堤本体工 (谷止工)(透過型)			8砂防編-1砂防堰堤-9鋼製堰堤工 による。		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	4	7			水路工 (張芝等水路工) (土のう水路工)	幅 w	-100	施工延長40mにつき1箇所、 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 全延長		林野	
						深さ h	-50				
						延長 L	-200				
	8					柵工 (編柵工) (丸太柵工・丸太筋工) (二次製品を用いた柵工)	延長	L<10m	-200	全箇所数 40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 	林野
								L≥10m	-2%		
							柵高 h	-30			
							杭の使用本数	設計本数以上			
							杭間隔 L0	+200			
							杭の末口径 D	-10%			
	9					筋工 (その他緑化二次製品を用いた柵工)	延長 L	L/50 但し、 最小-100 最大-400	全箇所 延長40m毎に1箇所の割合で測定する。 40m以下の場合は2箇所とする。 	林野	
							幅(厚さ) w	-50			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	4	14			鋼製落石防止壁工	基準高 ∇	± 50	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		
						長さ L	$L/300$ -50~-100	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート基礎がある場合は、3-2-15-1 場所打擁壁工による。 		
						高さ h	-30	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		
				落石防止網工	区間長 L	L<10m	-100	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		3-2-14-1 法枠工参考
		L \geq 10m	-1% 最大-200							
			ロープ間隔 D		-100					
		法長 SL	-2%							
					落石防護柵工	基準高 ∇	± 50	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		10-1-11-5 参考
	延長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-50	<ul style="list-style-type: none"> ・1施工箇所毎。 						
		$\ell \geq 10\text{m}$	-0.5% 最大-100							
		高さ h	-50	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 						
	厚さ t	-200								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	5				地拵え工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		
					植付け工(山行苗・新植)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり		
						植栽本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の植付け本数の合計本数。ただし、樹種毎、規格毎とする。			
						標準地(管理)内植栽本数		-10%		1箇所/haの標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする	
						植え穴	深さ及び径	設計値以上		植え穴の規格毎に標準地内3箇所以上	
					植付け(小・中・大苗木)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		
						植栽本数	設計値以上	植栽樹種、規格毎の全植付け本数。	配植図とナンバリングテープ等により管理		
						植え穴	深さ及び径	設計値以上	植え穴の規格毎に全本数の2%以上	径については地表部の平均径、深さは中心の最深部を測定	
						植栽支柱	設置幅及び高さ	±10%	植栽支柱の規格毎に全設置数の2%以上の個体数を測定。	幅については二脚鳥居支柱の上部の横木等の横木材料による固定箇所、高さについては地上部高さを測定。延長については生垣支柱等の延長。いずれも組立後の形状を管理。	
					延長		-200				
					植付け(山行苗の部分補植)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において支柱等にナンバリングテープを貼り全植栽本数を測定する。 ※ただし、ある程度まとまった面積に一律に植付ける場合は、標準地による管理を適用できる。標準地の設定箇所数は別紙のとおり		
						植栽本数	設計値以上	補植の全植付け本数。			
						標準地(管理)内植栽本数		-10%		1箇所/haの標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする	
						植え穴	深さ及び径	設計値以上		植え穴の規格毎に全本数の2%以上	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5	3	1		風倒木整理工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
						伐採木幹材積	設計値以上	施工区域内の全標準地の伐採木の胸高直径及び樹高、伐採本数から推定伐採幹材積を算出する。 ただし、著しい被害により伐採前の標準地が設定不可能な場合は、胸高直径及び樹高は伐採木の全推定本数の2%程度の個体管理の平均値によることできる。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前(伐採本数については伐採後でも可)に測定する。また、胸高直径及び樹高において標準地によらない場合は、被害木の推定伐採本数をあらかじめ算出し、その2%の測定可能個体について作業中に随時測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	
					下刈工 つる切り工 追肥工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
		4	3	1	除伐	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
						伐採率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採本数から割り出した伐採率。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前(選木後)に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5	4	3	2	本数調整伐	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	<p>● 残存木○本 × 伐採木○本</p> <p>$N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}$</p>	プロットの位置は竹杭等により位置を明示すること 伐採木はナンバリングテープの番号を表示すること
						胸高直径(平均)	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採木の平均胸高直径とする。ただし、除伐は管理の必要がない。		
						標準地内伐採本数	N'の±20%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。		
				4	1	枝落し(2m)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を枝落し後に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり
							枝落し高(平均)	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の平均枝落し高とする。	
				4	2	枝落し(3m以上)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲 施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を枝落し後に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり
							枝落し本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の本数から割り出した施工区域の枝落し本数とする。	
							枝落し高(平均)	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の平均枝落し高とする。	
							標準地(管理)内伐採本数	N'の±20%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5	4	6		雪起し工(倒木起し)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり
						樹高(平均)	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木の平均胸高直径とする。		
						倒木起し率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木本数から割り出した倒木率。		
			8	病虫獣害防除	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	地拵え工に準ずる	
					散布量	設計値以上	伝票等で確認する。			
			6	1	作業歩道新設工	延長 L	設計値以上	全延長	林野	
						幅 w	設計値以上	50m毎に確認		
		6	2	4	防風工 シカ等動物被害防止柵	杭径	-10%	延長、杭本数は1施工箇所毎。その他のものについては、40mに1箇所とし、40m以下の場合は2箇所とする。		
						杭本数	設計値以上			
高さ h ₁ h ₂	-50									
延長 L	-200									

1, 森林整備工事において、標準地による設計・管理・検査を行う場合の設定数量は、以下のとおりとする。

①設計書作成時の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の2%以上の標準地を調査することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。

②出来形管理の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の2%以上の標準地を管理することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。
- ③ 上記のほか、設計書作成時の標準地についても管理すること。

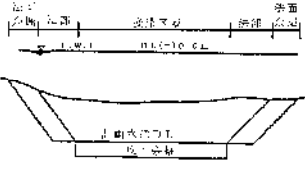
③完成検査の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。
下刈り	—	—	—	—	
その他	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。

備考1: 下刈りを除く工種について

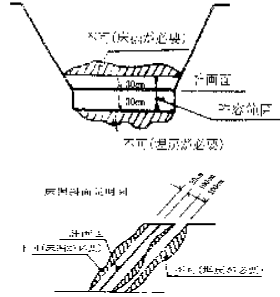
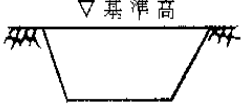
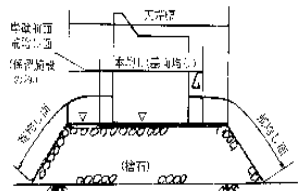
- ① 施行面積の1%以上の標準地を検査することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が1%以上となるように箇所数を増加させること。

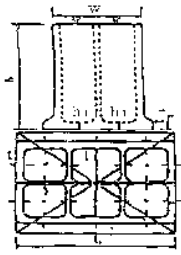
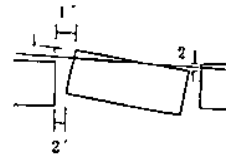
※注 ①、②、③の各項目の標準地は、重複しないこと。

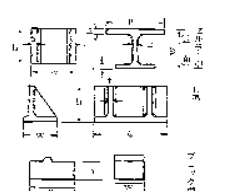
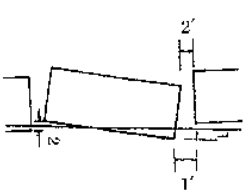
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般 施工	3 共通 的施 工	2 共通 事項	1	浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない 暫定水深の場合 水面及び法面 +それぞれの 余堀厚の数値 -規定しない	設計図書の測点ごとに測定する		(1) 海底が岩塊(転石)、灰岩(栗石を含む)砂利の場合は岩盤と同一とする。 (2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。 +：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。										
				2							サンドドレーン ペーパードレーン サンドコンパクション	天端高	+ 規定しない - 0	全数		+：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。				
				6-1													先端深度	+ 0 - 規定しない		
				6-5																
				7-2							敷砂	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後		管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅および法面勾配を記入し、提出。				
				2	天端高	(陸上部) ± 300	測線間隔20m以下													
				1						天端幅	+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下								
															3	土砂 盛土	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後	
				2	天端高	(陸上部) ± 500	測線間隔20m以下													
				3						天端幅	+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下								
				8 固 化 工	1	深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は(特)による。	改良杭全数。							改良杭全数 深度方向2m～5m程度毎に測定。 (引き抜きと貫入時)	改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 +：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。		
										鉛直度接合	改良杭全数	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。 陸上施工は除く。								
													天端高	+ 規定しない - 0					改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 +：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。
										先端深度	+ 0 - 規定しない	改良杭全数								
													固化材吐出量	改良杭全数						盛上り量の図面を作成し提出。
										盛上り量		改良前、改良後								

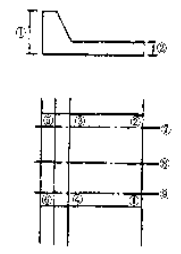
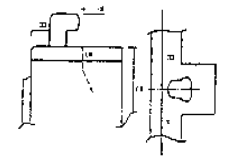
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般施工	3 共通的施工	9 洗掘防止工		吸出し防止材	敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1箇所以上		測定表及び敷設図を作成し提出			
						重ね幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	1枚に2点					
						延長	＋：規定しない －：100	マットの中心を区間毎及び全長					
			10 中詰工		中詰工	天端高(砂、石材)	± 50 (陸上) ± 100 (水中)	1室につき1箇所(中心)		管理表を作成し提出。			
						天端高(コンクリート、プレパックドコンクリート)	± 30 (陸上) ± 50 (水中)		管理表を作成し提出。				
			11 蓋コンクリート		蓋コンクリート	天端高	± 30 (陸上) ± 50 (水中)	1室につき1箇所(中心)		管理表を作成し提出。			
			13 鋼矢板鋼				鋼矢板	矢板壁延長	＋ 矢板1枚幅 － 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。	
								矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点			
								矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点			
		矢板法線方向の傾斜(両端部)						上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)				
		矢板天端高						± 100	打込完了時20枚に1枚				
		矢板継手部の離脱							全数	観察結果を報告			
								鋼管矢板	矢板壁延長	＋ 規定しない － 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。
									矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時10本に1本及び計画法線の変化点		
									矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込完了時、全数確認後、10本に1本及び変化点		
									矢板法線方向の傾斜(両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)		
									矢板天端高	± 100	打込完了時10本に1本		
									矢板継手部の離脱		全数	観察結果を報告	
		14 控工	4		4	腹起	取付高さ		取付完了時 両端(継手毎) 全数		管理表を作成し提出		
							継手位置		取付完了時、全数				
							ボルトの取付		取付完了時、全数				
							矢板と腹起しとの密着度		タイロッド毎、全数	観察結果を報告			

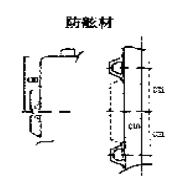
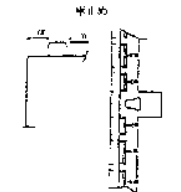
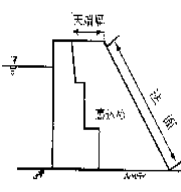
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
13	5	3	14	5	タイ材 (タイロッド取付け)	取付高及び水平度		縮付後両端、全数		管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要			
						矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔		縮付後両端、全数		管理表を作成し提出			
						定着ナットの縮付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること。	全数		観察結果を報告			
						ターンバックルのねじ 込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数					
						リングジョイントのコンク リートへの埋込み		全数					
						支保材の天端高さ		適宜					
				5	タイ材 (タイワイヤー取付け)	取付高さ		縮付後両端、全数	管理表を作成し提出。 腹起しに取付ける場合は不要。				
				矢板法線に対する取付 角度および取付間隔		縮付後両端、全数	管理表を作成し提出						
				定着ナットの縮付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること	全数	観察結果を報告						
				定着具端部栓の取付		全数							
			トランペットシースの 取付		全数								
			1615	コ ン ク リ ー ト 杭 工	杭打工 (栈橋ドルフィンの脚柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	打込記録		支持杭は全数 その他は20本に1本	打込工法記録を提出				
			杭天端高			± 50	打込完了時、全数	管理表を作成し提出					
			杭頭中心位置			100 以下							
			杭の傾斜			直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下							
			17	防 食 工	1	2	3	4	(防食) 電気防食	取付位置		取付完了後、全数	確認結果を報告
									電位測定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎	測定表を作成し提出	
					3	4	(被覆防食) FRPモルタル	取付高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コン クリートモルタルの配合1回当たりの打設 を示す。		
							(被覆防食) ペトロラタム			鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。		
					4	(被覆防食) コンクリート	高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コン クリートモルタルの配合1回当たりの打設 を示す。			
防食塗装						鋼管杭：全数 矢板：50m ² に1箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般施工	5 海上地盤改良工	2 床掘工		床掘	測深	法部(外測) 2,000	設計図書の測点ごとに測定する。	法部(斜面に直角に測定) 法部(斜面に直角に測定) 床掘断面図例 	平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。 『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』		
							法部(内測) 300					
							底面 ± 300					
	5 海上地盤改良工	6 置換工				置換(置換材均し)	延長	+規定しない - 0	施工完了後。		管理図に延長を記入し提出。	
							天端高	±500	設計図書の測点ごとに測定する。		管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び 法面勾配を記入し提出。	
							天端幅	+規定しない - 0				
							法面					
	6 基礎工	4 基礎捨石工				基礎 (基礎捨石工)	本均し	延長 天端幅	+ 規定しない - 100	設計図書の測点ごとに測定する。	『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』 	出来形図を作成し提出。
								天端高	± 50			
							荒均し	天端高	± 500 岸壁前面 + 0 - 200			
								法面	法部 (法面に直角) ± 500			
								天端幅	+ 規定しない - 100			
延長								+ 規定しない - 100				
6 基礎ブロック工						基礎 (基礎ブロック)	異形ブロック 据付面の高さ	異形ブロック 据付面の高さ (層積) ±300 据付面の高さ (乱積) ±500	※詳細は監督員との協議による。			出来形図を作成し提出。
							天端幅	+ 規定しない - 100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	7 本体工(ケトン式)	2 ケトン製作工	1 2 3 4 5 6 7	ケトン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁1箇所		管理表を作成し提出。
						高さ	+ 30 - 10	完成時、四隅		
						幅長さ	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端		
						底版厚さ	+ 30 - 10	底版完成時 各室中央部1箇所		
						フーチング高さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅		
						対角線	± 50	底版完成時及び完成時		
						バラスト	碎石・砂 ± 100 コンクリート ± 50	各室中央部1箇所		
	7 ケトン進水据付工	3 ケトン進水据付工	1 2 3 4 5 6 7	ケトン据付 (物揚場)	目 地 間 隔	(2000 t 未満)	100 以下	据付完了後、天端2箇所		管理表を作成し提出。
						(2000 t 以上)	200 以下	据付完了後、天端2箇所		
					法 線 の 出 入	(2000 t 未満)	± 100	据付完了後、両端2箇所		
						(2000 t 以上)	± 150	据付完了後、両端2箇所		
					天端高		据付完了後、中詰完了後、四隅			
					延長		据付完了後、法線上			
					ケトン据付 (防波堤)	目 地 間 隔	(2000 t 未満)	200 以下		
(2000 t 以上)				300 以下			据付完了後、天端2箇所			
法 線 の 出 入				(2000 t 未満)		± 200	据付完了後、両端2箇所			
				(2000 t 以上)		± 300	据付完了後、両端2箇所			
天端高						据付完了後、中詰完了後、四隅				
延長						据付完了後、法線上				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
13	(漁) 第1編共通編	5	8	2	本体ブロック製作工	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	幅	+ 20 - 10	幅、長さは両端部の上面、下面 高さは、四隅、壁厚は各壁2箇所 L型、セルラーは全数、 直立消波、方塊は10個に1個以上 (但し、最低3個、3個未満は全数)		管理表を作成し提出								
							高さ	+ 20 - 10											
							長さ	+ 20 - 10											
							壁厚	± 10											
							対角線	± 30											
			3	本体ブロック据付工	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	法線に対する出入り	± 50	据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)		管理表を作成し提出。									
						隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50 以下 直消、方塊 30 以下												
						天端高					据付完了後、ブロック1個につき 2箇所(最上段のみ)								
						延長					据付完了後、法線上(最上段のみ)								
		12	本体工(コンクリート矢板式)	2		コンクリート矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	管理表を作成し提出。								
							矢板法線に対する出入	±100											
							矢板法線に対する傾斜	2/100以下				打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点							
							矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下				施工中適宜 打込完了時(両端部)							
							矢板天端高	± 50				打込完了時、20枚に1枚							
							矢板継手部の離脱					全数	観察結果を報告						
							15	2				被覆石工		被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+ 規定しない - 200	設計図書の測点ごとに測定する。		出来形図を作成し提出
															天端均し	± 500 異形ブロック 擦付面(整積) ± 300 岸壁前面 + 0 - 200			
															天端幅	+ 規定しない - 200			
															法部均し	(斜面に直角) ± 500			
4	被覆ブロック工			被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ± 300													
					異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	± 500													
					天端幅	+ 規定しない - 200													

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般 施工	16 上部 工	2 上部 コン クリ ート 工		防波堤上部工	(天端幅10m以下)				測定表を作成し提出
						延長	+規定しない - 0	法線上		
						天端幅	± 30	1 スパン3 箇所		
						法線に対する出入	± 50	1 スパン2 箇所		
						天端高 厚さ	± 20	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上		
						(天端幅10mを超える)				
						延長	+規定しない - 0	法線上		
						天端幅	+ 50 - 30	1 スパン3 箇所		
						法線に対する出入	± 50	1 スパン2 箇所		
						天端高 厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上		
		2 上部 コン クリ ート 工		物揚場	延長	+規定しない - 0	法線上		測定表を作成し提出	
					法線に対する出入	± 30	1 スパン2 箇所			
					天端高 厚さ 天端幅	± 20	1 スパン3 箇所			
					防舷材ベッド		スパン毎			
				栈橋上部コンクリート	岸壁に同じ	岸壁に同じ	岸壁に同じ		梁(高さ、幅)床版厚は型枠検査による	
		17 付 属 工	2 係 船 柱 工		係船柱 (直柱、曲柱)	天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出
						岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数		
						中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、 各基		
						基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端両端		
基礎コンクリート長さ (直柱)						完了時、全数、前後面				
基礎コンクリート高さ (直柱)						完了時、全数、中心点				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
13 (漁)第1編共通編	5 一般施工	17 付属工	3 防舷材工		防舷材	取付高さ		取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出		
						中心間隔		取付完了時、中心部、全数				
		4 車止・縁金物工				車止め	天端高		取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出	
							岸壁前面に対する出入	± 30	取付完了後中心部を1点		観察結果を報告	
							取付間隔		上部工1スパンに2箇所		確認結果を報告	
	塗装											
	警戒色 (シマ模様)							完了時適宜				
	18 消波工	3 消波ブロック工	1		消波ブロック製作	形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック準用する出来形・シュミット管理	ブロックの天端、肩、法 コンクリート打設毎の10%を測定する。	形状寸法、 ブロック諸元による。		
						2	消波(異形)ブロック据付	延長	+ 規定しない - 100	設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合は特記仕様書による。	2層以下の災害復旧、 維持工事等は適用除外。
								天端高(層積)	+ 規定しない - 300			
		天端高(乱積)	+ 規定しない - ブロック高の1/3									
19 裏込・裏埋工		2 裏込工			裏込め均し	天端高	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。		
						天端幅	+ 規定しない - 100			マットを使用する場合を含む。 出来形図を作成し提出。		
	法面 (斜面に直角に測定)					± 200	出来形図を作成し提出。					
	延長					+ 規定しない - 100						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 3 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	19 裏込・裏埋工	4		埋立 裏埋	区域		設計図書の測点毎に測定する。		
						地盤高	- 0			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準		摘 要	
								測 定 方 法	測 定 密 度		
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般 施工	24 魚 礁 工	2 単 体 魚 礁 製 作 工		単体魚礁製作	幅	+20 ~ -10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形22-1参照	
						高さ	+20 ~ -10				
						長さ	+20 ~ -10				
						壁厚	±10				
						対角線	100	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定		
						形状型枠寸法		観 察	型枠搬入後適宜		
						ブロック外観		観 察	全 数		
		4 魚 礁 沈 設 工		4 魚 礁 沈 設 工	沈設	位 集 中 配 置 (乱 積 配 置)	配置中心点: ±5,000	GNSS及びD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形22-3参照	
						位 ゾ ー ン 配 置	ゾーン内	GNSS及びD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定		
						位 計 画 配 置 (相 対 配 置)	±5,000	GNSS及びD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定		
						高 さ	集中配置: + 規定しない - 0 ゾーン配置、計 画配置: 重ならないこと。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、〈特〉による。		集中配置: 最高部許容範囲
						長 さ ・ 幅	〈特〉による。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、〈特〉による。		
		3 組 立 魚 礁 組 立 工	1 2	3 組 立 魚 礁 組 立 工	コンクリート部材組立	幅・高さ・長さ	+10×部材連数 -5×部材連数	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形22-2参照	
						ボルトの取付		観 察	全 箇 所		
							〈特〉による。	締付強度測定	10箇所以上測定		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準		摘 要
								測 定 方 法	測 定 密 度	
13	5	24	3	1 2	鋼製部材組立	幅	+ 30 ~ -10	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形22-2参照
						高さ	+ 30 ~ -10			
						長さ	+ 30 ~ -10			
						のど厚、脚長、溶接長	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特)による。	
						有害な欠陥の有無	(特)による。	観 察	全 数	
						溶接部破壊試験	(特)による。	カラーチェック	〈特)による。	
					化学系(FRP等)部材組立	幅・高さ・長さ	(特)による。	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形22-2参照
						接続帯の取付け	(特)による。	観 察	接続終了後、全箇所	
					現場鋼材溶接	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形26-1参照
						ひ ず み		目視による観察	全 数	
						有害な欠陥の有無		目視による観察	適 宜	
					被覆溶接(水中)スタッド溶接(水中)	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	
						外 観		潜水士による観察	全 数	
					現場鋼材切断(陸上現場切断)	形状寸法	(特)による。	スチールテープ等により測定	全 数	
						外 観		目視による観察	全 数	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準		摘 要
								測 定 方 法	測 定 密 度	
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般 施工	24 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工	1	現場鋼材切断 (水中切断)	形 状 寸 法	(特)による。	スチールテープ等により測定	全 数	
				2		外 観	目視又は潜水土による観察	全 数		
	25 増 殖 場 工	2 着 定 基 質 製 作 工	着定基質製作	型 枠 形 状 寸 法 (異形ブロック)	観 察	型枠搬入後適宜	魚礁タイプは、13-5-24魚礁工を適用する。			
				ブ ロ ッ ク 外 観 (異形ブロック)	観 察	全 数				
	3 着 定 基 質 組 立 工	着定基質組立	魚礁タイプは、13-5-24-3 組立魚礁組立工を適用する。							
	4 着 定 基 質 設 置 工	着定基質設置	位 計 画 配 置 (相 対 配 置)	±5,000	GNSS及びD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	着定基質設置時に4隅及び変化点。	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形22-3(計画配置)参照			
			法 線	± 70 cm						
			長 さ ・ 幅	+ 2 % - 0	音響測深器等により測定	<特>による。				
	5 石 材 投 入 工	石材投入	投 入 位 置	±5,000	GNSS及びD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	4隅及び変化点。 但し、外面に囲礁がある場合は除く。	捨石マウンドタイプは、13-5-6-4 基礎を適用する。 漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-4参照			
			法 線	± 70 cm						
			長 さ ・ 幅	+ 2 % - 0	音響測深器等により測定	各3測線以上				

「多自然川づくり施工管理基準（案）」の要点及び運用について

多自然川づくりの特徴として“目的物の形状より機能”が優先することがあり、また“現場での創意・工夫など柔軟な対応”が必要になることが多い。したがって、多自然川型づくりの趣旨に沿った施工を行うためには、このような特徴を生かせるような施工管理を行う必要がある。

そこで、九州地方整備局管内の多自然川づくりの思想を踏まえて施工管理上の課題を抽出し、現行の施工管理基準のうち、とくに“出来形管理”について見直すべき事項を検討したうえで、その結果を別紙に取りまとめた。

当面、これにより運用を行い、現場からの意見を踏まえたうえで、さらに見直しを加えていきたい。

今回の「多自然川づくり施工管理基準（案）」の特徴は、主に次のような点である。

□施工管理の方法は、従来の出来形管理に加えて「機能管理」を導入し、目的物（工法・材料）に応じて両者を使い分けることとした。すなわち出来形管理が必要な部分（治水上守るべき部分など）と、機能管理を行う部分（出来形を問わない部分）を区別して管理を行うものとした。

□出来形管理については従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため、「目標値」として取り扱うものとした。なお、目標値は現行の上下限（±）の範囲をやや広くして新たに定めた。

□機能管理はチェックシート方式で行うものとした。チェック項目は工法により異なるため、工法ごとに具体的なチェック項目を抽出し、基準のなかに「雛形（参考例）」を掲載した。これを参考に、必要に応じて工事ごとにアレンジして用いるものとした。

□九州地方整備局で平成20年度より運用する「川づくりに関する設計図書の作成要領第2次案」との整合を図った。すなわち、川づくりの目標を記載した「完成予想図」及び目的物の機能、使用材料、施工方法、注意点などを記載した「施工要領図」などの設計図面に対する施工管理が可能な基準とした。

□多自然川づくりでは、施工管理方法が従来の土木工事と異なるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となるので、川づくりの計画から設計、施工に至るまでの標準的な進め方をフローチャートで示した。

1 多自然川づくりの施工管理方法の区分

多自然川づくりでは、各種工法の目的とする機能により施工管理の方法が異なると思われる。

現在よく実施されている工法について、工法の目的・機能を考慮して、管理すべき内容と方法を次のとおり整理した。運用にあたっては**出来形目標値による管理と機能管理を必要に応じて使い分けるものとする。**

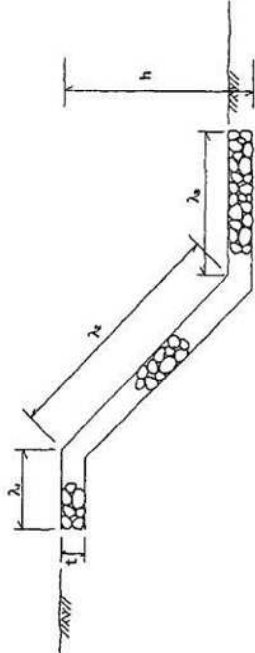
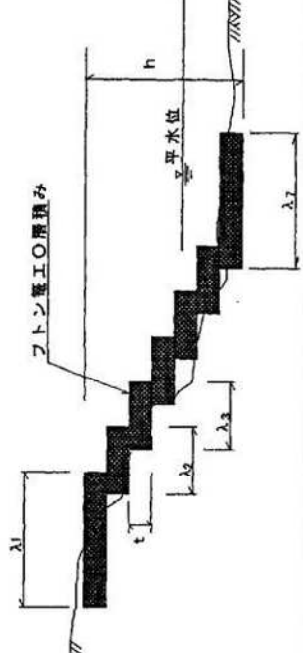
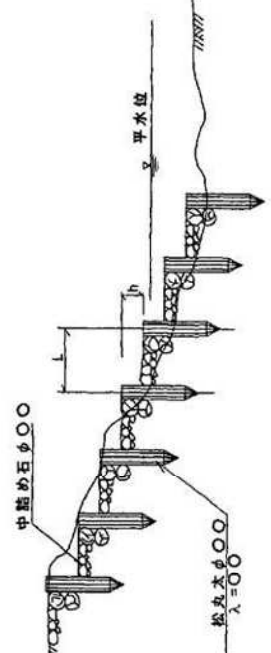
表－1 工法別の施工管理方法の区分（案）

工法名	管理方法の区分		備考
	出来形目標値管理	機能管理	
水制工	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	石の積み方、空隙の有無、根入れなど	
覆土	必要に応じた最小厚・勾配など	材料及び仕上がり状況など	
捨石 (根固め含む)	天端高などフィックスポイントとなる高さ、敷設幅の最小幅	石の置き方、空隙の有無など	
カゴ工 (カゴマット含む)	カゴの厚さ、敷設幅など	石の詰め方、平面形の工夫など	
柵工	木杭の径、長さ、中詰め石の大きさなど	材料の連結、根入れなど	
柳枝工	—	ヤナギのさし方間隔の適否、挿し木の時期など	
巨石工 空石張工	石の大きさなど	石の向き、すわり、間隔など	
河道掘削 (陸上部)	高水敷の高さ、堤防法尻からのはなれなど	掘削後の地形のアンジュレーションの工夫など	
河道掘削 (水中部)	目標とする流下能力を確保する横断形状の基準高など	水際の凹凸、水深の変化など	
分散型落差工	石の大きさ、高さなど	石の置き方、積み方、水際部のアーチ構造、水の流れなど	
その他の工法	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	

注：出来形目標値及び機能管理の内容については、別紙表－2及び第2節に具体的に記述

表一2(2) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

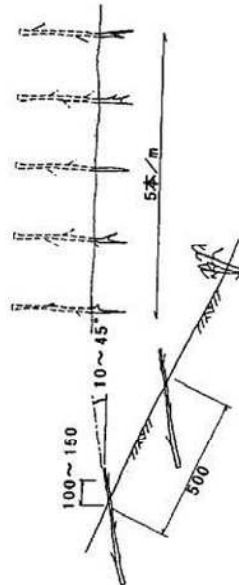
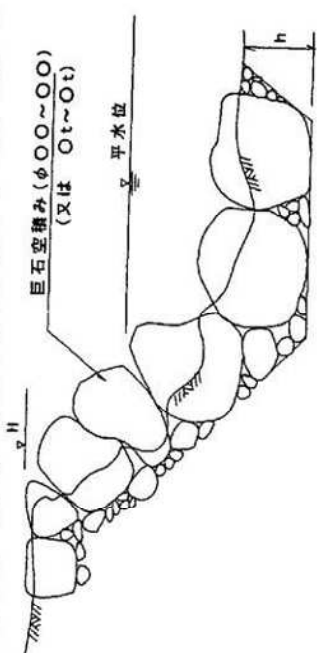
(単位の記載が無いものはmm)

工種	測定項目	目標値(※注1)	測定基準	測定箇所
カゴマット	中詰め石の厚さ t'	-0.2 t (t:カゴの設置厚)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 箇所につき	
	法長 $l (= l_1 + l_2 + l_3)$	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
布団カゴ	中詰め石の厚さ t'	-0.2 t (t:カゴの設置厚)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 箇所につき	
	法長 $l (= l_1 + l_2 + l_3 + \dots = \sum l)$	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
柵工	木杭の径 ϕ	-20		
	木杭の長さ l 、間隔 L	-100		
	木杭の設置高さ h	$\pm 0.2 h$	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 箇所につき	

※注1：出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。
 ※注2：石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々である。(実績も様々なケースが見られる)

表一2(3) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いものはmm)

工種	測定項目	目標値(※注1)	測定基準	測定箇所
柳枝工	(必要なし～機能検査のみ)			
巨石工 空石張工	石の大きさφ	(※注2) 水制に同じ	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又は 50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	フィックスポイントの高さH、根入れh (ただし護岸として用いる場合のみ)	±200		
その他の工法	治水または環境機能上、必要と認められる箇所のみ出来形を管理する。			

※注1：出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2：石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々な様々が見られる。

表一2(4) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

編	章	節	枝番	工種	測定項目	目標値	測定基準	測定箇所
1	2	3	2	①河道掘削 (陸上部)	変化高	±100	施工延長40m(測定間隔25mの場合)は50m)につき1箇所	
				②河道掘削 (水中部)	変化高	±200	延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所	

※掘削量については、適切な方法で管理すること。

【適用に当たったての留意事項】

- ・上記値は目標値であり規格値ではないので注意すること。
- ・施工に当たっては事前に監督員と協議を行い、流下能力等の確認を行うこと。
- ・中小河川・死水域のない河川には適用しないこと。

2 機能管理の内容

自然素材を用いた工法など、出来形管理になじまないような工法については、工法の機能を満足しているかによって管理を行う方が適切である。対象となる工種としては、**水制工、木杭を用いた柵工、柳技工、植物護岸、覆土、河道掘削（陸上部・水中部）**などが考えられる。

機能管理については、チェックシート方式で行うものとし、対象となる工法ごとに事前に具体的なチェック項目を抽出しておくものとする。

ただし、同じ工法でも、川づくりの目的、あるいは用いる場所により、必要な機能が異なる場合が考えられるので、チェックシートの作成にあたっては、次のような点に配慮するものとする。

機能管理用チェックシート作成の留意点
① 当初設計時点で、対象工種に求められる機能を整理しておくものとする。
② チェック項目は、施工方法や施工上の配慮に関することが多くなる。これらは設計図書のうち「完成予想図」「施工要領図」等に記載されているので、これらもとづいてチェックシートを作成する。
③ 治水上守るべき高さ、寸法などについては、従来どおりの出来形管理を行う。

以上の考え方にもとづいて、機能管理用のチェックシートの「作成例」を示すと、表-3のとおりである。

なお、表-3はあくまでも一例であり、**同じ工種でも現場条件などによりチェックポイントは異なる**ので、川づくりの目標と現場の条件を踏まえた上で、**不要な項目は除き、また、これ以上に必要な項目があれば適宜加える**ものとする。

機能管理を取り入れた場合の、多自然川づくりの工事の流れは図-1のようなものになると思われる。

表-3 (1) 機能管理用のチェックシート (例)

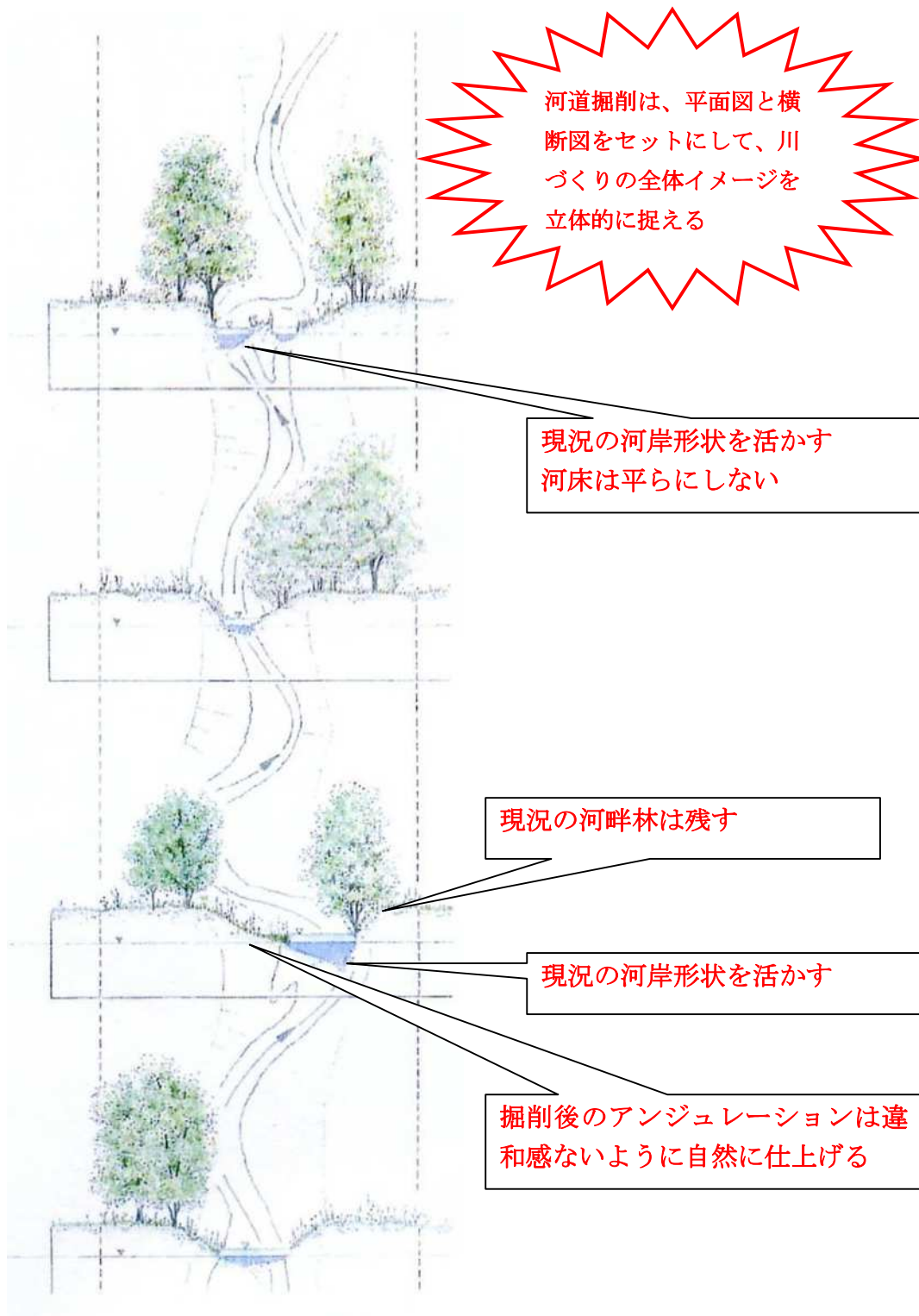
工種	チェック項目	備考
石組み水制工	<input type="checkbox"/> 水制の方向は流れに対して適切か <input type="checkbox"/> 石の積み方は安定する積み方となっているか (平積みでなく、落とし積みとなっているか) <input type="checkbox"/> 投石の地盤への根入れが確保されているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 天端の石が「顎だし」状になっていないか <input type="checkbox"/> 根石の向きは流れに対して適切か (流心または上流に向かって面が下がるような向き) <input type="checkbox"/> 角の部分を形とらず丸みを付けて自然に仕上げているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔石積み・基本編〕」
覆土	<input type="checkbox"/> 現地発生土を用いているか <input type="checkbox"/> 自然な起状を持たせているか <input type="checkbox"/> 法面を整形しすぎているか <input type="checkbox"/> 法面を締固めていないか <input type="checkbox"/> 水制先端部の根入れは深くなっているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔一般次項編〕」 <input type="checkbox"/> 表土敷厚 20~40 cm 程度 <input type="checkbox"/> 時期は冬から春先
捨石	<input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎているか	
カゴ工 (カゴマット・布団カゴ等)	<input type="checkbox"/> カゴ材を傷つけていないか、また大きな変形はないか <input type="checkbox"/> 中詰め石は大きな空隙がないように施工しているか <input type="checkbox"/> 親水上の危険性はないか <input type="checkbox"/> カゴ間の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 中詰め石の大きさはカゴの厚さに対して適切か <input type="checkbox"/> 水際が、直線になっていないか <input type="checkbox"/> 水際に接する石は角張っていないか <input type="checkbox"/> 表面に現地の表土を利用した覆土を行っているか	

表-3 (2) 機能管理用のチェックシート (例)

工種	チェック項目	備考
柵工	<input type="checkbox"/> 耐久性のある木材を使用しているか <input type="checkbox"/> 水面上に出ている部分が多すぎないか (腐食) <input type="checkbox"/> 杭は十分な根入れを取っているか (洗掘に対して) <input type="checkbox"/> 横木の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 流れ方向に対して元口 (丸太) の位置が適切か	「多自然施工ハンドブック [一般次項編]」を参照
柳枝工	<input type="checkbox"/> ヤナギの種類は郷土種を用いているか <input type="checkbox"/> 低木性の種類であるか <input type="checkbox"/> 挿し木の根入れ部分は十分あるか <input type="checkbox"/> 施工時期は適切か (晩秋から冬期の間)	
巨石工	<input type="checkbox"/> 水の流れを目的どおりコントロールしているか	
分散型落差工	<input type="checkbox"/> 構想の水際線形をアーチ状に描いているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 石の向きは流れに対して適切か (流心または上流に向かって面が下がるような向き) <input type="checkbox"/> 石の配置 (景観) が人工的になりすぎているか <input type="checkbox"/> 配置間隔は適切か (規則的すぎないか)	
河道掘削 (陸上部)	<input type="checkbox"/> 標準断面で画一的に整備していないか <input type="checkbox"/> 掘削後の地形のアンジュレーションに違和感がないか <input type="checkbox"/> 河川敷地の広い所では、川の多様性が回復するような工夫を行っているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	
河道掘削 (水中部)	<input type="checkbox"/> 川底を平らにしていないか <input type="checkbox"/> 瀬や淵等を形成している川の中の石を保全しているか <input type="checkbox"/> 水際の凹凸を考慮しているか <input type="checkbox"/> 水深に変化がついているか <input type="checkbox"/> 現況の河岸形状を活かしているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	

河道掘削施工要領参考図

別図-1



3 多自然川づくりの進め方

多自然川づくりでは、前述のように工事の管理方法が従来の土木工事とことなるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となる。

特に、工事着手前の施工計画打合せや、施工中における監督職員と施工業者との随時協議の重要性が従来以上に大きくなるので、下記のようなことに留意して図-2のフローに示すような進め方を行うものとする。

多自然の川づくりの進め方に関する留意点

- ① 施工要領図で示した部分（又は工種）については、現場条件を踏まえたうえで、施工方法、使用材料、細部形状等について、施工計画打合せ時に施工業者側から提案を行うことを義務づける。
 - ② 必要に応じて、工事のための補足図を作成する。
 - ③ 施工要領図で示した部分、および機能検査の対象となる部分については、工事監理連絡会を活用して施工中に随時、設計コンサルタント、設計積算担当課、監督職員と施工業者との協議を義務化する。
-

